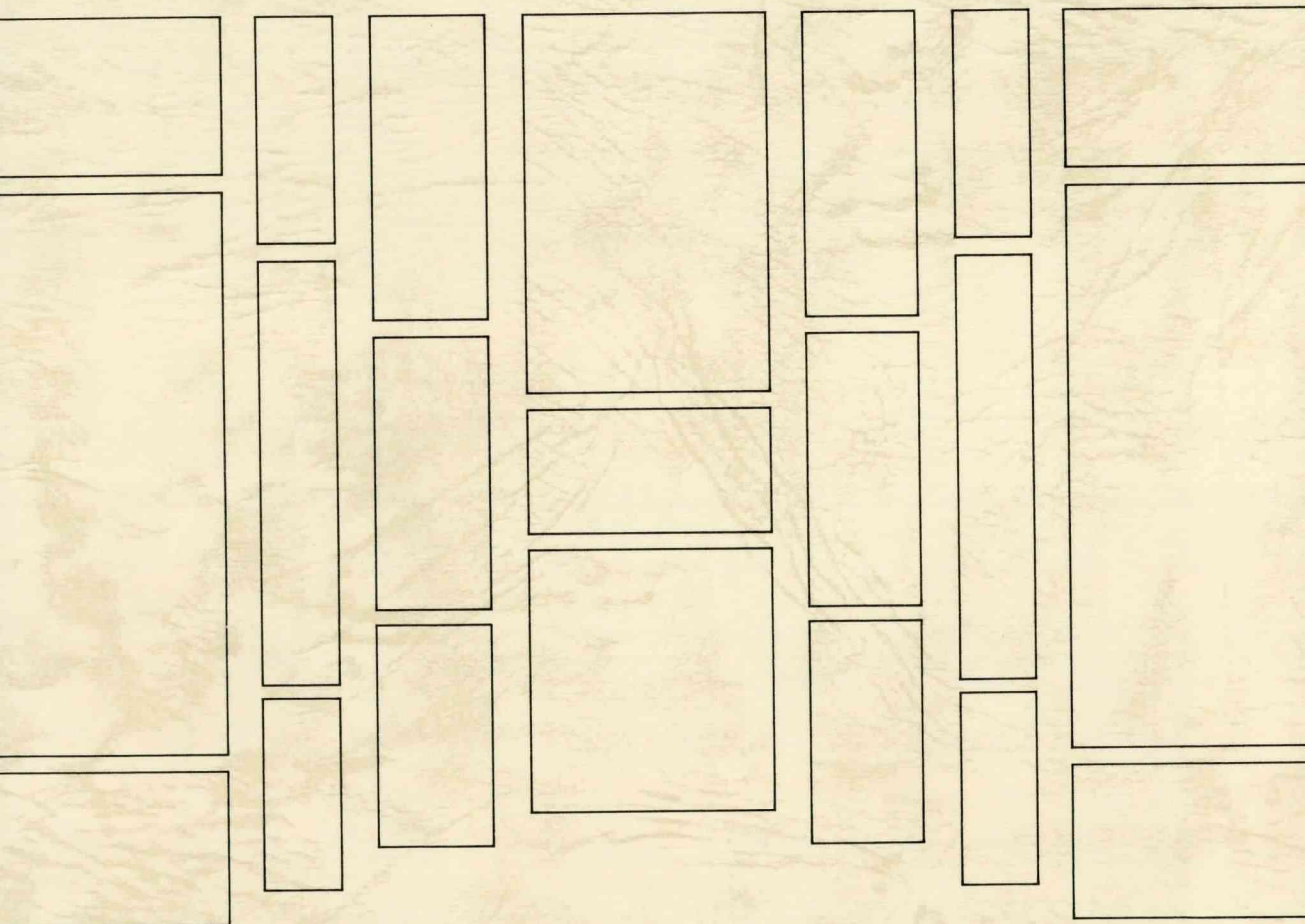


高齢化社会と地方行政



全トヨタ産業政策研究会

序

この報告は、全トヨタ産業政策研究会内に設置された地方行政研究会が、昭和60年度の研究テーマとして「高齢化社会と地方行政」を選び、名古屋市立大学 牛嶋 正 教授をはじめ多くの方々のご指導のもとですすめられてきた研究・調査を取りまとめたものである。当研究会は、後述の「研究経過」にみられるように、第1回の研究会を昭和59年11月20日に開催してから、昭和60年9月30日に開かれた最終の研究会まで、毎月1回の割合で都合10回の研究会をもち、高齢化問題についていろいろの角度から検討してきた。10回の研究会のうち、前半の5回では、外部から学識者を招き、そのレクチャーを中心に活発な議論を展開し、後半においては、事例研究を中心により身近な問題を通して高齢化問題への接近を試みてきたといえる。

この研究会を通じて一つ明らかになった点は、研究会のメンバーのなかでさえ、高齢化問題に対する取り組み方や、高齢化社会に対して描くイメージにかなり大きな差異がみられることであった。そして、このような各メンバー間の差異が、これまで歩んできた人生の内容にもとづくものとみなされるだけに、できるだけ早く高齢化社会に対する共通のイメージを醸成していくことが、緊急な課題とりわけ地方行政に課せられた課題と考えられるのである。

なお、本書をまとめるうえで牛嶋教授の格別のご指導をいただきました。10回の研究会の議論を整理し集約したこの報告が、高齢化社会に対する共通のイメージ造りに少しでも役立つことを願うものである。

目 次

第Ⅰ章 高齢化社会の構図

1. わが国における高齢化の現状と見通し…………… 4
2. 高齢化社会における経済運営…………… 8
3. 高齢化社会における個人生活…………… 12

第Ⅱ章 人生80年時代の現状と課題

1. 生活保障…………… 18
2. 健 康…………… 25
3. 高齢者の住宅…………… 31
4. 都市構造…………… 35
5. 人間関係…………… 39
6. 社会参加…………… 44

第Ⅲ章 人生80年型生涯設計とライフ・サイクル

1. 生涯設計の必要性とその前提…………… 52
2. ライフ・サイクルと生活の「節目」…………… 55
3. 生涯設計と生きがい…………… 59

第Ⅳ章 高齢化社会における責任と負担

1. 高齢化社会における責任分担の現状…………… 64
2. 高齢化社会の支え方…………… 68
3. ねたきり老人、痴呆性老人の介護体制…………… 73

第Ⅴ章 高齢化社会における地方自治体の役割

1. 高齢者対策の事例…………… 78
2. 地方行政の責任範囲…………… 82
3. 高齢化過程での行政の役割…………… 86

昭和60年度行政研究会「研究経過」…………… 90

高齢化社会の課題 第1章

高齢化社会の課題 第1章

第 I 章 高齢化社会の構図

高齢化社会の課題 第1章

高齢化社会の課題 第1章

1 わが国における高齢化の現状と見通し

(1)わが国の高齢化の進展

現在、わが国ではかなり早い速度で高齢化がすすんでいる。それをもたらしてきた要因は、出生率の低下と平均寿命の延長である。そして、このいずれの要因も、40年代の高度成長とそれにもとづく所得水準の全般的上昇に依ることは明らかである。すなわち、高度成長をもたらしてきた各分野での技術進歩が医療の面でも例外でなく、医療水準の向上、医薬品の発明、医療機器の進歩等によって新生児の死亡率がいちじるしく低下し、成人病に対する対策を有効にしてきた。しかし、その反面でGNPに占める医療費の割合は急速に高まりつつある。

今後、平均寿命がどこまで延びるかは予測の難しいところであるが、出生率がこのままの水準で維持されるとすれば、わが国での高齢化は着実にすすむことは明らかである。その状況はいろいろの推計によって確かめられているところである。図I-1の「人口高齢化の国際比較」は、昭和56年に厚生省人口問題研究所が発表した「日本の将来人口新推計について」にもとづいて、高齢化率（65歳以上人口比率）の推移を国際比較したものである。この図はわが国のこれからの高齢化の状況についていくつかの特徴点を指摘している。

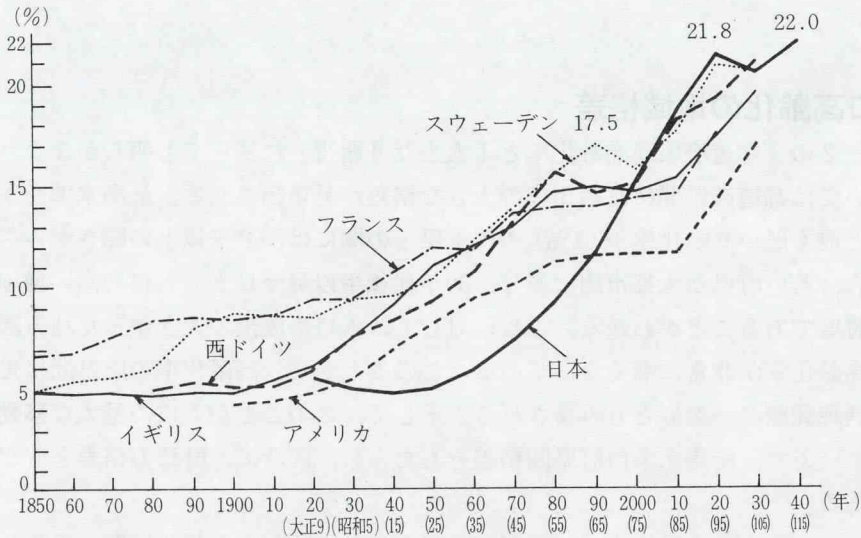
その一は、現在は先進国のなかでも最も若い国であり、この若さが高度成長をもたらしてきた大きな要因であったといえるが、その高度成長がこれからのわが国において急速に高齢化をすすめようとしていることである。その二は、2000年ではほぼ先進国と同じ程度まで高齢化がすすみ、そのあとは、先進国のなかでも最も高齢化のすすんだ国になることが予想されていることである。その三は、図I-1には明示的に表わされていないが、高齢化率の地域間格差が他のいずれの国よりも大きいということである。これは、高度成長期に全国的発生した膨大な人口移動を想起すれば十分であろう。

問題は、わが国のこれからの高齢化について指摘したこれらの特徴によって、高齢化への対応を非常に難しくするのではないかという点である。ときには、これまで先進国が高齢化に対処するため用いてきた方策の多くのものが、わが国においてほとんど役に立たないとさえ予想されるのである。そのため、高齢化に対処するのにわが国独自の方策を用意する必要がある。昭和30年代から40年代にかけてのわが国の高度成長を支えてきた諸制度が抜本的に見直される必要性も考えられる。

(2)人口高齢化の国際比較

図I-1から読みとれるわが国の高齢化の速度は、先進諸国の高齢化率とほぼ同じ水準に達する2000年までをみれば、きわめて急激である。国連が高齢化社会の基準として定めている7%に達した1970年からかぞえて30年間で14.5%の高齢化率に達することになる。

図 I - 1 人口高齢化の国際比較 (65歳以上人口比率の推移)



その速度は、80年から100年の年月をかけてこの水準に達した先進諸国に比べて、2～3倍の速さである。その場合、わが国が経験する社会の諸側面での摩擦は非常に大きなものとなる。それだけに、すでに14.5%の水準に達しているイギリス、フランス、スウェーデンの現状とかなり異なった様相が想定されるのである。

たとえば、先進諸国のGNP成長率はわが国のそれに比べてそれ程高くなく、年率2～3%である。わが国もそのような高齢化水準に達したとき、GNP成長率は鈍化するのだろうか。もしそうであれば、わが国における各個人の福祉水準は問題をのこすことになるだろう。なぜなら、これらの先進諸国はこれまでのゆっくりした高齢化の過程で、社会資本および民間資本ともかなりのストックを持つことができた国々であるのに対して、わが国の場合、短い期間でそれだけのストックをもつことができるかという懸念があるからである。もし、その実現が困難であるとすれば、21世紀を迎えても引きつづきGNP成長率については、4～5%の水準を維持することを真剣に検討する必要があるだろう。その場合、必要な労働力をいかに確保し、労働生産性をいかに高めていくかという困難な問題を解決していかなければならない。

西ヨーロッパの先進諸国とわが国の経済環境とを比較した場合の重要な相違点は、つぎの二点である。その一は、天然資源の埋蔵量の差異であり、その一つは人口の規模（2010年には13,000万人が予測されている）の差異である。このうち、前者の問題は、わが国が高齢化社会を迎えても、貿易立国ないしは技術立国の基本方向は守るべきであることを示唆している。また、あとの問題も重要な意味が含まれている。現在、すでに高齢化のすすんでいる西ヨーロッパの先進諸国は、その人口規模がわが国のそれに比べて、2分の1ないしは3分の1程度の規模の国が多い。わが国を含め人口が1億人を超える大国は、アメリカにしてもソ連にしても、高齢化がそれほどすすんでいない若い国である。その意味で

は、2000年に15%の高齢化に達するわが国は、大国としてはじめて高齢化社会を迎えることになる。この側面からも、わが国はこれまでの先進諸国と異なった対応が迫られるだろう。

(3)人口高齢化の地域格差

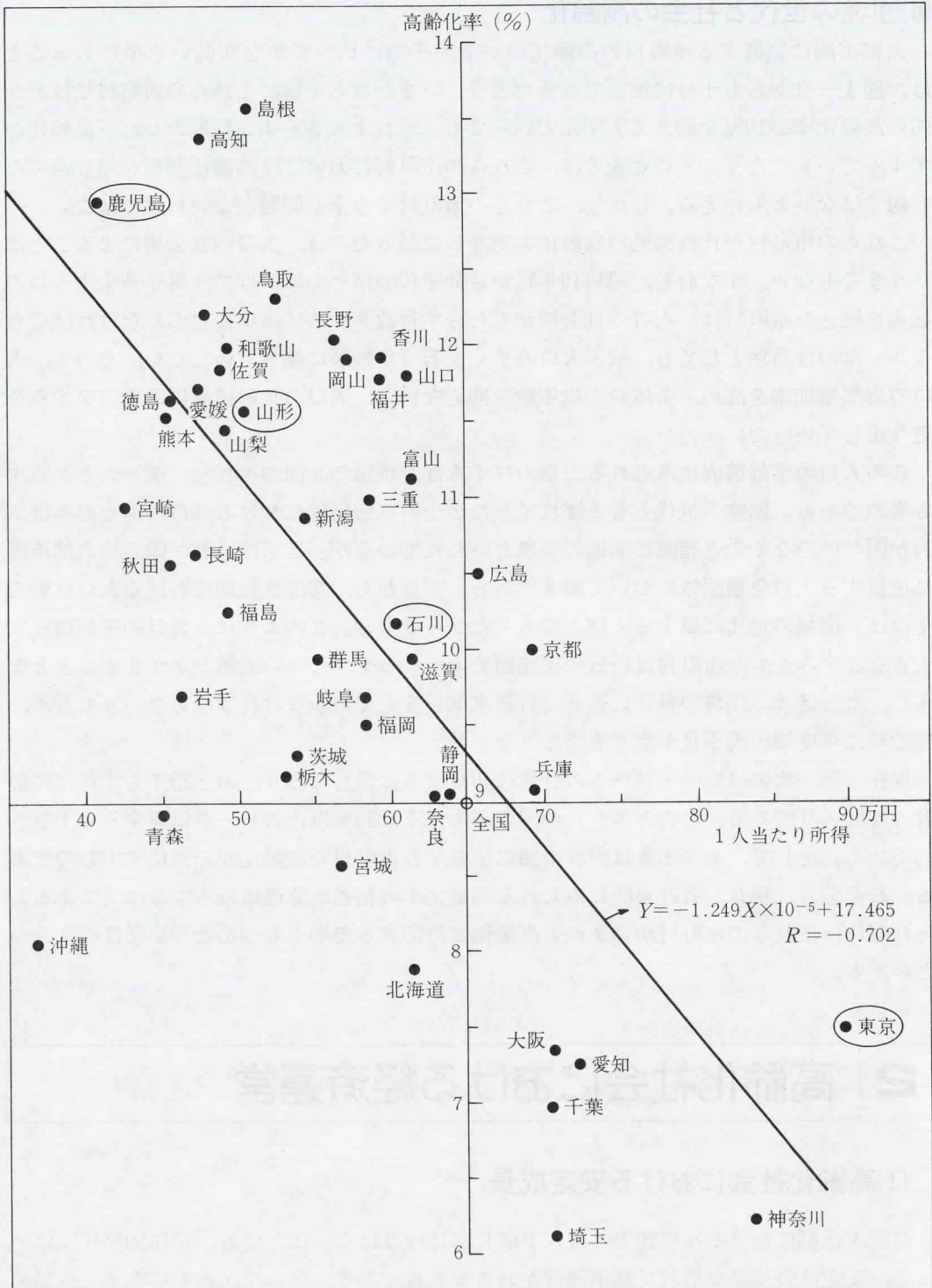
図Ⅰ－2の「都道府県別高齢化率と1人当たり所得」に依っても明らかなように、わが国においては都道府県間に高齢化率の大きな格差が見い出される。最高水準を示す島根県の13%と最も低い高齢化率(6.1%)の埼玉県との間には、2倍以上の開きがみられる。この図から、若い府県が大都市圏に属し、30年代後半以降今日まで人口の高い増加率を示してきた府県であることがわかる。これに対して、人口の流出の大きかった地方圏に属する府県の高齢化率が非常に高くなっている。このことから、高齢化率の府県間格差はまさに過密・過疎問題の一変形ともみなされる。そして、このことが人口の膨大な移動によることから、一方で、所得水準の府県間格差をもたらし、同時に、財政力格差をもたらししてきたのである。

すなわち、人口流出県はすでに昭和40年代のはじめ頃から高齢化問題が発生していたことになるが、財政力の不足から十分な対応ができなかったことになる。これに対して、大都市圏に属する人口流入県では、膨大な流入人口の受け入れのために都市基盤整備をすすめていく必要はあったが、若い府県だけに財政力も高めていくことができた。そのため、地方圏での高齢化対策の推進にあたって、大都市圏からの財政調整がはたしてきた役割は大きかったといえる。しかし、今後、大都市圏に属する府県においても、急速に高齢化がすすむことが予想されるが、そのため、府県間の高齢化率の格差が縮小するとしても、財政調整の幅も狭められることになろう。

図Ⅰ－2にみられる府県間の高齢化率の格差は、そのまま各府県における市町村間にもみられる。勿論、大都市圏に属する府県と地方圏に位置する府県では、市町村間格差の現われ方に多少の差異はみられるが、格差の存在はいずれの府県とも共通の現象である。愛知県においても市町村間の高齢化率の格差は顕著である。すなわち、愛知県は地方計画のなかで木曽川、矢作川、豊川の流域毎に、尾張地区、西三河地区、東三河地区に区分しているが、このうち、尾張・西三河地区がほぼ名古屋大都市圏に含まれるとみなされるのに対して、東三河地区はそれからややはずれて、豊橋市を中心にもう一つの都市圏を形成しているが、山間部をかかえているため、この地区に位置する市町村の高齢化率は、尾張・西三河地区の市町村に比べて、はるかに高くなっている。

しかし、愛知県全体では全国的にみても若い府県に属することから、高齢化のすすんでいる市町村は人口比率では一部分にすぎないとみなされるため、地方圏に位置する府県に比べて、高齢化問題に対する愛知県の対応は比較的容易であるといえよう。おそらく、府県間の格差の調整は国の役割としても、市町村間にみられる高齢化率の格差に対しては、府県がその調整的役割を果たしていかなばならない。

図 I - 2 都道府県別高齢化率と1人当たり所得



資料：東洋経済新報社『地域経済総覧』1981年版、総理府統計局「全国消費実態調査報告」1979年

(4) 団塊の世代と社会の高齢化

大都市圏に位置する市町村の高齢化率が全国平均に比べてかなり低い水準にあることは、図 I-2 から十分に推測できるだろう。いましばらくは、これらの市町村ではわが国の高齢化率が10%を超えてすすんでいっても、それより3～4%程度おくれて高齢化がすすんでいくだろう。その意味では、これらの市町村においては高齢化問題が差し迫った問題ではないともいえる。しかし、これらの市町村でも全く問題がないわけではない。

これらの市町村が比較的低い高齢化率で今日に至ったのは、人口の社会増によることはいうまでもない。すなわち、昭和40年代から50年代のはじめにかけて、毎年多くの人口の転入を迎えた市町村は、人口の社会増がもたらす行政ニーズに適切に対応しなければならなかったのは当然としても、転入人口の多くが若い年齢層に属していたため、その後、人口の自然増加率を高め、全体の平均年齢を抑えながら、人口の年齢構成に二重のひずみを造り出していった。

この人口の年齢構成にみられる二重のひずみは、戦後の2回のベビー・ブームと一致するものである。団塊の世代ともよばれてきた2つの年齢構成における人口のふくらみは、わが国だけでなく先進諸国に共通の現象といわれているが、とくに、わが国では大都市圏に位置する人口急増団体において顕著である。すなわち、高度成長期における人口移動の主役は、団塊の世代に属する人びとであったからである。このように、人口の年齢構成に大きなひずみをもつ市町村は行政の実施面でいろいろやりにくい問題をかかえることとなった。たとえば、団塊の世代に合せて行政水準を変えていかなければならなかったため、施設等に年度間の過不足が生ずることとなった。

現在、第一次のベビー・ブームの世代は40歳前後に達しており、あと25年もすれば高齢者の仲間入りである。このとき、わが国の高齢化率は20%以上のピークに達すると予想されている。そして、そのときは大都市圏に位置する市町村の高齢化が一気にすすむのである。おそらく、現在、各府県間にみられる高齢化率の格差が急速に縮小するはずである。それだけ、これらの市町村がいまから高齢化に対応する姿勢をもつことの必要性が大きいといえる。

2 高齢化社会における経済運営

(1) 高齢化社会における安定成長

高度成長期における年率10%のGNP成長率には及ばないにしても、昭和50年代にはいって、安定成長径路に沿って経済運営がおこなわれるようになってからも年率4～5%の成長率が維持されてきた。この成長率は先進諸国のなかでも最も高いものではあるが、他方で貿易摩擦という大きな問題をもたらしているのである。いま、われわれは社会の高齢

化という状況のもとで、長期的展望からいま一度わが国経済にとって適正なG N P成長率を考える必要があるだろう。

いまの生活水準はかなり高い状態にあるが、それ以上の生活水準の向上は期待できないという状況と、いまの生活水準はそれほど高くないが、明日はもっと生活水準の向上が期待できるという状況を比較するとき、われわれはいずれに充実感を感じるのでしょうか。いま、もう少し将来まで見通して高齢化社会をイメージするとき、前者の状況より後者の状況の方がはるかに明るいイメージをわれわれに与えてくれそうである。このことから、社会の高齢化の進展に関係なく、G N P成長率を一定の水準に保つような経済運営が求められているといえる。

その場合、国内だけで議論するときには、G N P成長率は高い水準で設定すれば、それだけ社会の活性化に役立つとみなされるが、経済の国際化がすすむなかで諸外国との経済関係を考慮するとき、ひとりわが国だけが低い成長率を維持していくことは許されない。このことによって設定される成長率の上限はそれほど高くないはずである。いま、先進諸国のG N P成長率の平均を3%とみなすとき、それにせいぜい1~2%の上積みで上限が決まるだろう。したがって、わが国の経済運営は諸外国との経済関係を考慮しつつ、4~5%の安定成長を維持することを目指すべきである。

しかし、高齢化がすすむなかで、この方向に沿って経済を運営することは容易なことではないだろう。いま、経済の供給サイドだけでこの目標の実現を考えても、いわゆる潜在G N Pを4~5%で拡大していかなければならないが、それをもたらす2つの要因、すなわち、労働力の伸び率と労働生産性の向上のうち、前者についてはほとんど期待するものはないから、すべて労働生産性の向上に頼らざるを得ない。問題はその実現可能性である。

(2)高齢化と技術進歩

労働力の伸び率は基本的には人口の増加率に依存するが、短期的には女性の労働参入の状況や定年の延長などによっても左右される。わが国において、これまで平均寿命の引き延ばしに役立ってきた出生率の漸減傾向は、やがてわが国の人口増をストップさせ、さらに、人口減をもたらすことさえ想定される。ただ、人口の増加率がゼロに近い状態で、高齢化がすすむとき、労働力は減少の方向に向うことになるだろう。その場合、女性の就労率や高齢者の就労率が多少増加しても、労働力を増加させるまでにはいかないだろう。

そのため、成長率4~5%の実現のすべてが労働生産性の向上に依存することになる。その場合、まず第一に技術進歩が問題となるが、それに対して見通しは必ずしも楽観的ではない。たとえば、一国の技術進歩を考えた場合、その国の技術水準が諸外国のそれに比べて低い間は、積極的に海外から技術導入をはかることによって、短期間に技術進歩をはかることができるが、一旦、トップレベルに達すると、それ以降の進歩率は急速に鈍化すると考えられる。わが国の技術水準が高度成長期を通じて、いろいろな分野でトップレベルに達したことを考えると、技術進歩だけで4~5%の成長率を確持することはきわめ

て難しいといわねばならない。

また、これまでのわが国における技術進歩を振り返ってみると、経済運営のうでで生じた問題や障害を解決するために、技術進歩が促がされてきたという面がある。たとえば、労働力不足をカバーするための省力化の推進、エネルギー資源の制約を乗り越えるための省エネルギー化などがあげられる。しかし、現在、わが国経済が直面している問題、すなわち、財政赤字と貿易摩擦は必ずしも技術進歩を促すような問題ではない。むしろ、これまでのわが国における急速な技術進歩がいまの貿易摩擦をもたらしてきたとも考えられるのである。

仮に、現在、わが国経済を取り巻く環境のなかに、技術進歩を促すような問題を求めるとすれば、わが国の経済を目標として努力をしている中進国の追い上げを取りあげることができる。これに対して、すべての分野においてわが国経済の優位性をいつまでも保持しようとするとき、技術進歩をつづけていかねばならない。しかし、追われることは、追う場合に比べて、技術進歩への動機としては弱いだろう。このような状況のもとで採るべき方策は、基礎研究に対して思い切った投資をおこない、持続的に技術進歩が促がされる環境を造ることである。

(3)活力を保持するための再分配方法

高齢化社会において活力を保持し、明るいイメージを与えていくために、4～5%の成長率の維持が必須とみなされるが、その実現は決して容易ではない。そのためには、高い技術進歩率に加えて、労働インセンティブの持続が求められる。現在もつづいている日本人の勤勉ぶりが、イギリス病とかドイツ病とよばれている怠惰にとってかわるとすれば、技術水準がかなりの速度で進歩しても、4～5%の成長率の実現はおぼつかないだろう。

社会の高齢化がすすむなかで4～5%の成長率を維持することは、GNP（パイ）を大きくすることであるから、当然、1人当たりの分け前も増加し、すべての成員に希望を与えることになる。そのためには、パイの分け方が問題となるところである。高齢化がすすみ生産年齢人口に対して年少人口および老年人口の割合が増加するにつれて、生産年齢人口が生産したGNPの再分配の割合は増大するだろう。そのとき、一番問題となるのは生産年齢人口の労働インセンティブがはたして維持されるかという点である。このうち、年少人口に対する分配は、実際は個々の家庭において子弟を養育するという形をとることから、労働インセンティブに与える影響はそれほど大きくはないと考えられる。

問題は、老年人口へのGNPの再配分の影響である。その度合は、再分配がどのような方法によって行われるかに依存するだろう。もし、公的年金制度を通じて行われるとすれば、生産年齢人口に対してきわめて高い社会保険税（料）が賦課されることになり、労働インセンティブに対して強い抑制効果が現われるだろう。これに対して、各個人の自発的貯蓄に基づく私的年金の場合は、生産年齢人口の自発的貯蓄と老年人口の貯蓄引き出しによって、GNPの再分配がすすめられることから、労働インセンティブに対する抑制効果

はそれほど大きくはならないだろう。

ただ、私的年金の場合、かなりの水準の自発的貯蓄が求められることから、各個人が余程しっかりした貯蓄計画をもつ必要があるだろう。そして、その計画にもとづいて、老後の生活が物心ともに豊かなものであることを目指さねばならないだろう。さらに、このような目標を誰もがもち、そして、それが計画通り実現していくためにも、GNP成長率がこれまで想定してきた水準で持続されることが前提となろう。

(4) 公的年金と私的年金

すべての人びとが確固たる目標をもつ生涯設計を立案し、それにもとづいて計画的に貯蓄をおこなっていくという保証は全くない。むしろ、多くの個人は差し迫った目標のために貯蓄をしても、老後の生活保障のために長期間にわたって貯蓄をすることには不向きである。そのため、公的年金が必要とされる。すなわち、公的年金は賦課方式と積立て方式のいかんを問わず強制貯蓄であるから、自発的貯蓄に不向きな人に対しても、一応、老後の生活保障は確保される。

このようにみえてくると、老後の生活保障は私的年金（自発的貯蓄）と公的年金（強制貯蓄）の併用によって支えるべきかもしれない。おそらく、公的年金を必要とするタイプの人びとは、強制貯蓄に対してそれほど強い抵抗は感じないだろう。したがって、公的年金の場合にも労働インセンティブにはそれほど大きな影響はないはずである。むしろ、公的年金の強制性によって影響を受け易いのは、確固たる目標をもって生涯設計を立てる人びとである。それだけに、私的年金と公的年金の併用の場合、両者がどのような割合で老後の生活を保障していくかが問題となる。

もう少し具体的にいえば、老後に想定されている生活水準を維持していくのに、そのうちの何パーセントを公的年金で支え、のこりを私的年金で支えていくのがよいかということである。その場合、ある人は公的年金に依る部分は50%でよいと考え、また、ある人は80%は必要であると考えるかもしれない。勿論、公的年金によって支えられる割合によって社会保険税の水準が決まることになる。そして、多分、公的年金で支えられる部分が50%でよい考える人は、公的年金の負担に強い強制性を感じ、労働インセンティブに対する影響も大きいとみなされる。これに対して、80%分を公的年金で支えることを支持する人は、50%の公的年金については、老後の生活保障に一抹の不安をいだくかもしれない。

いずれにしても、私的年金と公的年金の割合をどこで決めるかは、労働インセンティブへの影響を通じて高齢化社会での経済運営に非常に大きな意味をもつことになろう。ときには、この問題が高齢化社会のイメージそのものを大きく変えることさえ考えられるのである。

3 高齢化社会における個人生活

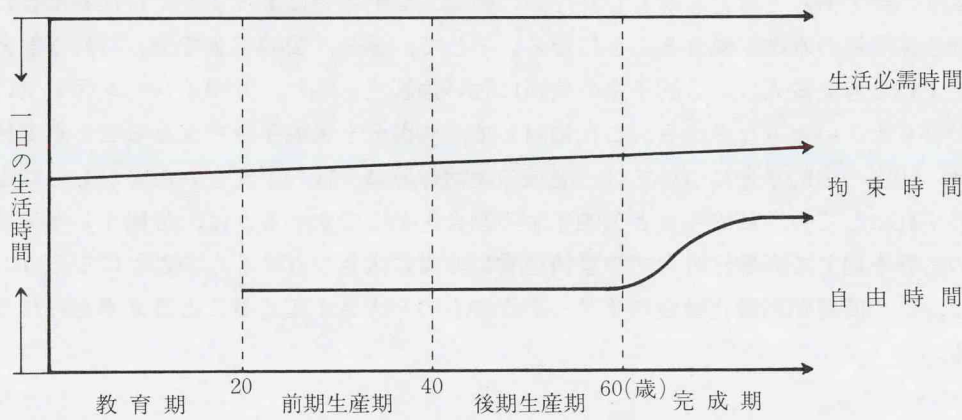
(1)生活時間の充実

社会の高齢化の一因である平均寿命の延長は、老後の期間を長くし、そこでの生活のあり方がきわめて重要な意味をもつことを明らかにしてきた。その場合、老後の生活がそれ以前の生活の内容に大きく左右されることを考えるとき、老後の生活の充実は早くからの準備に依存するものといえる。また、高齢者も社会を構成する立派な成員であると考えれば、その生活の充実にとって他の人びととの交流は欠くことのできない要件といえるだろう。ここでは、個人の生活の内容を生活時間と生活の「場」という2つの側面から明らかにしながら、高齢化の生活の充実のための要件を整理することにしよう。

まず、生活時間から個人の生活内容に検討するにあたって、1日24時間の時間配分とライフ・サイクルにおける人生の区切りという2つの見方が考えられる。このうち、1日24時間の時間区分については、生活必需時間、拘束時間（労働時間）および自由時間に3区分されるのが一般的であるが、人間関係でいえば生活必需時間は家族とともに過ごす時間といえる。また、拘束時間は職場において同僚との共同作業ということで捉えられるが、より広い観点からみれば、年少人口や高齢者を支えるための時間といえる。これに対して、自由時間は自分のための時間であり、この時間での他の人びととの交わりは互いが対等の立場である。

このように生活の内容を時間区分で考えると、各個人の生活の充実は、経済的側面については拘束時間が密接に関連するが、精神的側面については自由時間の使われ方が関連するだろう。しかし、生活における精神的充実とは単に自由時間が延長されるだけでもたらさ

図 I－3 生活時間配分とライフサイクル



れるのではなく、その使われ方が重要な意味をもつ。この点を考慮しながら、つぎに、生活時間をライフ・サイクルでみながら、生活内容にもとづいていくつかの時間に区分して考えてみよう。

一般に使われているライフ・サイクルの区分は、人口の年齢区分である年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15歳以上65歳未満）および老年人口（65歳以上）の3区分であるが、ここではそれにほぼ準拠しながら、人生80年時代のライフ・サイクルを念頭において、20年ずつ4区分し、第一の期間から順に「教育期」、「前期生産期」、「後期生産期」および「完成期」とよぶことにしよう。ここで完成期がこれまで老後とよばれてきた期間にあてはまることはいうまでもない。ただ、後期生産期と完成期の境が60歳で設定されているので、完成期にはいってからも就労の問題が考えられることになる。

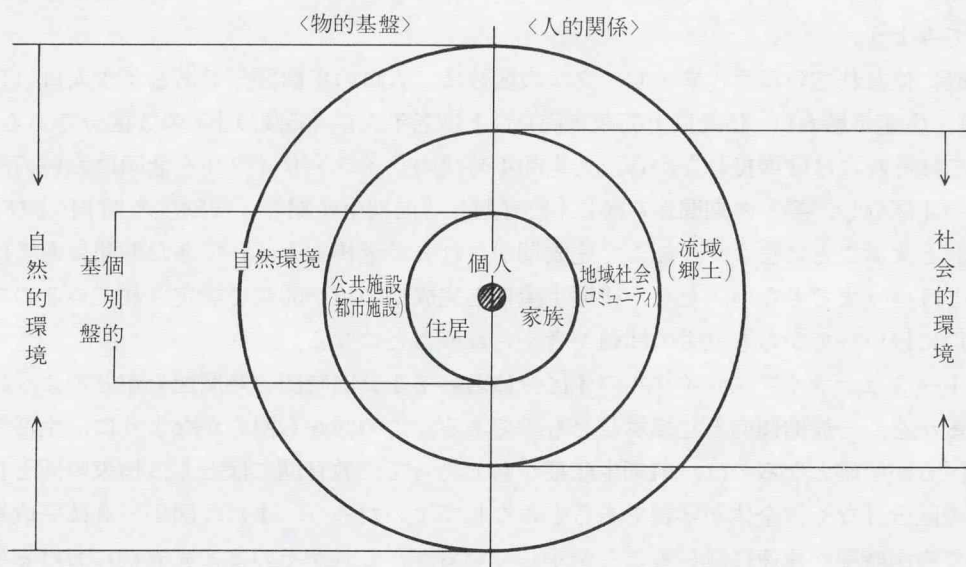
図Ⅰ－3は、ライフ・サイクルの4区分において1日24時間の時間配分がどのように変化するかを、一般的傾向として示したものである。この図から明らかなように、生活時間の3区分が明確となるのは、前期生産期からであって、教育期にはとくに拘束時間と自由時間の区分はなく、全体が学習であるとみなしてよいだろう。また、図Ⅰ－3は完成期において自由時間が急速に延びることを示しているが、これがそのまま完成期における生活の精神的充実を意味するものではなく、むしろ、ここに完成期における生活の難しさがある。さらに、図Ⅰ－3からも明らかなように、完成期における自由時間の使われ方は、完成期だけで決まるのではなく、生産期における自由時間の使われ方に大きく影響されるとみなされる。

(2)生活の「場」の強化

個人の生活内容を考えるとき、生活の「場」の側面からみる見方がある。すなわち、各個人は24時間を過ごししながら、一定の空間的拡がりで行動する。この空間的拡がりがある個人の生活の「場」である。たとえば、生活必需時間の大半を過ごす空間的拡がりには住居であり、それは生活の本拠地とみなされる。もう少し生活の「場」を拡げて考えると、その外側に日常行動圏（買物圏、通学圏）を設定することができる。そこでは、拘束時間や自由時間を過ごす「場」が提供される。さらに、その外側に流域圏が想定される。このように、生活の「場」は個人を中心とした同心円で描かれ階層性をもつ。この状況をパターン化したものが図Ⅰ－4である。

この図は、生活の「場」の階層性を3つの同心円で表わし、中心に位置する個人を直接取り巻く形で個別的基盤があり、その外側に社会的環境と自然的環境がおかれている。そして、この生活の「場」の3層を物的基盤（左側）と人間関係（右側）に区分して示されている。まず、個別的基盤をみると、個人の生活の本拠地ということから、物的基盤として住居が、また、人間関係として家族が想定される。それだけに、個人の「場」が強固であるためには、個別的基盤がまずしっかりしたものでなければならない。とくに、家族のつながりが重要な要素となる。

図I-4 生活の「場」の階層性



これに対して、社会的環境では物的基盤として公共施設が、また、人間関係として地域社会（コミュニティ）が想定される。この社会的環境はそのうちに多くの個別的基盤を含むことから、公共施設は他の人びととの共有および共用という形をとる。ここでも地域社会における人びとの交流が重要な意味をもち、各個人の自由時間が充実したものであるためには、社会的環境が強固でなければならない。生活の「場」の最も外側を構成する自然的環境はそのうちにいくつかの社会的環境を含み、経済圏としての拡がりをもつ。その物的基盤は日照、大気、水質、緑などの自然環境によって与えられるが、人間の生活における自然とのつながりを考えると、各個人の生活の充実にとって、自然的環境もまた重要となる。

自然的環境における人間関係は、流域にみられる郷土意識にもとづく連帯である。このように、自然を通じて培われてきた郷土意識は、日々の生活にうるおいをもたらすものである。

かくして、生活の「場」が強固であることが、生活時間の充実にとって必須条件とみなされる。そして、生活の「場」は3つの階層のいずれが弱体であっても不十分なものとなる。しかも、3つの階層のいずれにおいても物的基盤と人間関係の調和が求められる。このいずれが欠ける場合でも、その個人の生活の「場」は強固とはいえない。

(3) 個人生活を支える前提

前節で、強固な生活の「場」を個人の生活時間が充実するための必須条件とみなしてきたが、それに加えて、2つの条件がさらに必要とされる。それはその個人の経済的基盤と

健康である。前者は一定の生活水準を維持するための条件であり、後者は日常生活で自由自在の行動がとれるための条件である。もし、生活時間の充実を精神的に健康な生活として解釈するとき、ここでいう健康は肉体的健康に限定されるだろう。

この2つの条件のうち、経済的基盤は家族とのかかわりがとくに強い。たとえば、ある個人が教育期に属する場合、この条件は両親の経済的基盤に完全に依存するだろう。また、世帯主の場合、その個人の経済的基盤は稼得能力に依存しながら、同時に、家族構成によって変化するはずである。したがって、完成期に属する個人の場合も、その経済的基盤は生産期における稼得能力や貯蓄計画に依存しながら、現在、誰と一諸に暮しているかが問題となる。

これに対して、健康は全く自分自身の問題であり、それだけに、毎日の生活のなかで各自が健康管理に努めなければならない。しかし、健康管理が自分の責任であるとしても、生まれつき病弱であるとか、あるいは、伝染病にかかるといった場合のように、健康管理だけではどうにもならない面も多い。そして、一旦病気にかかった場合、回復ののぞみのないものや、回復しても完全に機能が取り戻せないものもある。このような場合、家族に与える影響は非常に大きなものとなる。とくに、罹病率は高齢者になるにしたがって急速に高まるだけに、高齢者が健康という条件を保持することは次第に難しくなる。

(4)人生80年時代と生きがい

この節では、個人の生活内容を生活時間と生活の「場」の2側面からみてきたが、このうち、ライフ・サイクルでは4期間に区分してきた。いまや人生80年時代を迎えるに至ったといわれているが、それは誰もが完成期を15年乃至20年という長い時間としてもつことを意味している。しかも、さきに示した図Ⅰ—3からも明らかなように、完成期において自由時間は急速に増大することになる。それだけに、この期間の生き方によって、その個人の生涯の意義づけが大きく変わることも想定され、また、個人間で生活の内容に大きな差が生ずることも考えられるのである。

この完成期における毎日の生活が充実したものであるならば、その個人の生涯全体が意義のあるものといえるだろう。そのためには、これまでみてきたように生活の「場」が強固であること、経済的基盤がしっかりしていること、および、健康であること等の条件がととのわなければならないが、そのうえで自由時間の使われ方が問題となる。とくに、自由時間の充実は「生きがい」という言葉でよばれ、高齢者にとって精神的健康の維持を意味するものといえる。

この場合、自由時間の使われ方は各個人によって異なることは当然であって、一定の型があるわけではない。さらに、完成期における自由時間の使われ方はそこだけで決まるのではなく、それ以前の教育期や生産期におけるその個人の生活の内容に左右される部分が大きいためである。それだけに、完成期における自由時間の使われ方は、もっと早い時期に各個人が描く人生の目標や生き方のなかで十分に考慮しておかねばならない事項であると

もみなされる。

人生80年時代を迎えた現在、完成期は従来の考え方のように余生という言葉はあてはまらないように思われる。むしろ、15年乃至20年という時間の長さは、教育期に相当する長さである。その意味からいえば、一人の生涯において完成期は他の期間と同じくらい重要な意味をもつはずである。すなわち、教育期の生活内容がそのあとの長い人生を規定するものとすれば、完成期はそれまでの個人の生き方の評価を決めるものといえるだろう。もし、完成期がいきがいにみちた生活内容であったとすれば、教育期および生産期におけるその個人の生き方がすべて肯定され、高く評価を受けることになるだろう。この意味からも、人生80年の最後の20年は完成期とよばれるのである。

第II章

人生80年時代の現状と課題

1 生活保障

(1)高年齢者の有業率の推移

この節では、高齢者の生活の基本ともいえるべき経済的基盤を取りあげ検討を加えるが、その場合、就労と家計の2つの側面からみていく。このうち、就労についていえば、完成期を前期10年と後期10年に分けて考えるとき、前期10年間の問題とみなすことができるのに対して、家計の問題は完成期の前期と後期を通じて考えていかねばならない。

国家公務員および地方公務員の定年が60歳で設定されてから、民間企業においても60歳定年がかなりの普及をみせてきた。しかし、ここで高齢者の就労を問題にするかぎり、むしろ、60歳以降のいわゆる高年齢者の就労状況が問題となるところである。実際に高齢化社会に関するアンケート調査においても「働ける間は働きたい」という意識が強く出されているし、とくに、男性の場合、働くことに生きがいを感じる人が多いようである。まず、この点を取りあげ、「日本の就業構造」（総理府統計局）にもとづいて高年齢者の就労状況をみていくことにしよう。

表II-1は、年齢別55歳以上の有業率の推移を昭和43年から57年までについてみたものである。この表によれば、55歳以上の有業率はいずれの年齢階層とも減少傾向にあるが、とくに、60～64歳および65歳～69歳の減少率が大きく、5～6ポイントの低下となっている。このデータは、さきにみたアンケート調査における「働ける間は働きたい」という意識と反対の結果となっている。このうち、55～59歳の階層での有業率が減少していることを考えるとき、60歳定年が普及するとともに、かえって、60歳以降で働く場が狭まってしまったことも考えられる。また、年金制度の成熟化とともに生活保障が得られることも考えられる。しかし、60～64歳の階層の有業率は低下傾向にあるとはいえ、なお、50%を超えていることは注目に値する。さらに、57年度はいずれの年齢階層も有業率を戻しているもので、これが今後の有業率の推移にいろいろの可能性を与えているように思われる。

表II-2は、有業者の年齢別構成比を都道府県別にみたものである。このうち、55歳以上の有業者の構成比についてみると、全国平均では17.1%となっているが、各府県間ではかなりの格差がみられる。最も高い構成比は鹿児島県の25.3%、島根県の25.1%であり、反対に、最も低い府県は埼玉県の12.7%、沖縄県の13.0%となっており、両者には12.3%の開きがみられる。おそらく、この構成比は各府県の年齢構成にほぼ一致するものとみなされる。このことからみれば、55歳以上の有業者構成比の高い府県は、高齢者がいつまでも働かねばならない状態にあることを示すものであり、ある意味では、高齢化社会での就労のあり方を示唆するものといえる。

表II-1 年齢別55歳以上の有業者率の推移（昭和43～57年）

		15～54歳	55歳以上	55～59歳	60～64歳	65歳以上	65～69歳	70～74歳	75歳以上
総 数	昭和43年	67.5	49.4	67.3	58.6	33.6	47.1	32.5	15.3
	46年	67.6	48.3	67.8	57.9	31.7	46.0	31.0	13.8
	49年	66.3	45.4	66.8	55.7	28.7	43.1	27.1	12.3
	52年	67.4	44.0	66.6	54.7	27.4	40.6	26.8	12.0
	54年	67.6	43.0	66.7	52.9	26.5	40.4	26.1	11.3
	57年	69.6	44.4	69.1	53.1	27.1	41.7	27.2	12.3
男	昭和43年	84.0	71.3	90.1	81.5	53.2	68.9	50.6	28.1
	46年	85.0	70.0	91.0	80.8	51.0	68.1	49.4	25.8
	49年	84.6	67.4	91.3	80.4	47.4	65.5	45.1	23.2
	52年	84.4	63.5	89.5	76.0	44.0	60.7	42.8	22.7
	54年	83.9	62.0	89.3	73.8	42.1	59.6	41.7	20.4
	57年	84.1	62.2	88.9	71.4	41.6	59.2	41.6	21.8
女	昭和43年	51.6	30.9	46.9	37.7	18.1	27.5	17.4	7.4
	46年	50.7	30.5	48.3	37.7	16.7	26.3	16.1	6.4
	49年	48.6	27.8	46.6	35.4	14.4	23.9	12.7	5.3
	52年	50.4	28.9	48.9	37.4	14.9	24.5	14.2	5.0
	54年	51.2	28.6	49.0	36.5	15.0	25.2	14.0	5.3
	57年	55.0	30.7	51.5	39.5	16.7	28.2	16.4	6.2

表II-2 有業者の年齢別構成比（昭和57年）

	15～24歳	25～39歳	40～54歳	55歳以上		15～24歳	25～39歳	40～54歳	55歳以上
全 国	12.2	36.5	34.2	17.1	三 重	11.2	34.5	35.7	18.7
北海道	12.9	36.4	34.6	16.0	滋 賀	12.0	36.5	33.8	17.5
青 森	11.8	36.6	34.9	16.6	京 都	13.5	35.1	33.1	18.4
岩 手	10.1	34.1	35.9	20.0	大 阪	13.8	37.2	35.3	13.7
宮 城	13.1	37.7	33.3	15.9	兵 庫	11.9	36.0	35.1	17.0
秋 田	10.4	35.9	36.4	17.3	奈 良	11.9	36.3	35.4	16.2
山 形	10.1	36.0	34.9	18.9	和歌山	9.7	34.0	35.6	20.8
福 島	10.5	36.0	33.9	19.6	鳥 取	9.5	33.1	33.4	23.9
茨 城	12.3	37.0	33.5	17.3	島 根	8.8	31.8	34.4	25.1
栃 木	11.1	37.4	33.5	18.1	岡 山	10.2	33.9	34.5	21.6
群 馬	10.5	36.2	34.1	19.1	広 島	9.8	36.0	34.4	19.9
埼 玉	12.1	39.6	35.6	12.7	山 口	9.2	33.0	35.6	22.0
千 葉	11.8	39.5	35.3	13.4	徳 島	9.3	34.4	35.3	21.0
東 京	16.2	37.2	31.5	15.1	香 川	9.8	34.4	34.4	21.5
神奈川	14.0	38.8	34.1	13.1	愛 媛	9.3	34.3	34.8	21.5
新 潟	10.1	36.2	34.6	19.1	高 知	8.6	34.2	34.7	22.5
富 山	8.9	36.3	34.6	20.0	福 岡	12.4	37.6	34.2	15.8
石 川	10.9	37.3	33.0	18.7	佐 賀	11.2	34.9	34.0	20.1
福 井	10.6	35.3	33.0	21.1	長 崎	10.7	36.2	34.6	18.5
山 梨	10.3	33.0	34.0	22.7	熊 本	12.0	34.9	34.5	18.7
長 野	9.6	32.3	34.1	23.9	大 分	9.8	34.1	35.3	20.7
岐 阜	11.3	34.7	34.5	19.4	宮 崎	10.0	36.5	34.6	18.9
静 岡	10.8	36.4	35.2	17.5	鹿 児 島	9.2	31.2	34.3	25.3
愛 知	14.2	37.1	33.7	15.0	沖 縄	12.4	42.1	32.5	13.0

(2)高年齢者の就労状況

つぎに、表Ⅱ－3 およびⅡ－4 にもとづいて、昭和57年度の年齢・産業別有業者数とその構成比および年齢・職業別有業数とその構成比による就労状況に検討を加えることにしよう。まず、表Ⅱ－3 によって15～54歳の構成比と55歳以上の構成比とを比較して、最も大きく変化する産業をみると、農林業が5.8%から25.2%まで20%近く増大しているのに対して、製造業は26.0%から17.8%まで8%の低下となっている。また、非農林業で55歳以上の構成比が15～54歳に比べて増加しているのは、漁業、水産養殖業だけであって、その他の業種は多少とも低下している。このことから、第1次産業がいつまでも働くことのできる産業とみなされるが、別の見方をすれば、後継者不足からいつまでも高齢者が働かねばならない事情にあるともみなされている。

この点を裏づける資料として表Ⅱ－4 が注目される。この表には職業別に有業者の構成比が示されているが、15～54歳の構成比より55歳以上の構成比の方が大きいと同程度のものをあげてみると、管理的職業従事者、販売従事者、農林漁業作業者、技能士、生産工程作業者、労務作業者、サービス職業従事者があげられる。これらの職業はある意味では高齢者に適した職業といえる。したがって、これらの職業に従事している人びとは、そのまま高齢者になっても仕事をつづけることができることから、就労の機会は比較的多いことになる。

これに対して、15～54歳の構成比に比べて、55歳以上のそれが大幅に低下を示している職業に従事してきた人びとは、高齢者になってからの就労にあたって転職を考えていかなければならない。表Ⅱ－4 によれば、この種の職業として専門的・技術的職業従事者および事務従事者があげられる。とくに、事務従事者の場合、15～45歳の構成比が14.4%と比較的高い構成比を示しながら、55歳以上では9.4%まで下がり、第3位となっている。このように、職業別の方が高齢者の就労の適・不適および難易度がはっきりと現われている。

表Ⅱ－3 年齢・産業別有業者数（昭和57年）

		実 数 (千人)					構 成 比 (%)				
		15～54歳	55 歳 以 上				15～54歳	55 歳 以 上			
			総数	55～59歳	60～64歳	65歳以上		総数	55～59歳	60～64歳	65歳以上
総	数	47,991	9,896	4,330	2,490	3,076	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
農	業	2,774	2,490	851	633	1,006	5.8	25.2	19.7	25.4	32.7
非農林業		45,109	7,397	3,474	1,855	2,068	94.0	74.7	80.2	74.5	67.2
漁業、水産養殖業		347	109	46	28	35	0.7	1.1	1.1	1.1	1.1
鉱業		99	19	12	4	3	0.2	0.2	0.3	0.2	0.1
建設業		4,684	786	413	202	172	9.8	7.9	9.5	8.1	5.6
製造業		12,491	1,764	906	426	433	26.0	17.8	20.9	17.1	14.1
卸売業、小売業		10,944	1,942	744	505	693	22.8	19.6	17.2	20.3	22.5
金融・保険業、不動産業		1,868	339	139	91	108	3.9	3.4	3.2	3.7	3.5
運輸・通信業		3,241	336	224	70	42	6.8	3.4	5.2	2.8	1.4
電気・ガス・水道・熱供給業		309	37	28	6	3	0.6	0.4	0.6	0.2	0.1
サービス業		9,336	1,857	835	488	534	19.5	18.8	19.3	19.6	17.4
公務		1,778	208	128	37	44	3.7	2.1	3.0	1.5	1.4
第1次産業		3,121	2,599	897	661	1,042	6.5	26.3	20.7	26.5	33.9
第2次産業		17,275	2,570	1,330	632	608	36.0	26.0	30.7	25.4	19.8
第3次産業		27,487	4,718	1,196	1,196	1,425	57.3	47.7	48.5	48.1	46.3

表II-4 年齢、職業別有業者数（昭和57年）

		男						女					
				55 歳 以 上						55 歳 以 上			
		15～ 54歳	うち50 ～54歳	総数	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上	15～ 54歳	うち50 ～54歳	総数	55～ 59歳	60～ 64歳	65歳 以上
実 数 (千人)	総 数	29,060	3,570	6,023	2,619	1,430	1,974	18,932	2,312	3,873	1,710	1,061	1,102
	専門的・技術的職業従事者	2,549	289	437	211	89	137	2,171	165	192	98	46	48
	管理的職業従事者	1,575	432	737	330	178	229	95	28	82	31	22	29
	事務従事者	4,182	461	569	323	125	122	5,186	331	308	184	77	47
	販売従事者	4,267	313	645	229	154	261	2,467	313	654	240	176	237
	農林漁業作業者	1,508	415	1,413	430	339	645	1,554	468	1,181	463	323	395
	採掘作業者	58	13	9	6	2	1	3	1	1	0	0	0
	運輸・通信従事者	2,119	249	153	106	32	15	139	8	4	4	0	0
	技能工、生産工程作業者	9,939	1,113	1,442	735	345	362	4,331	568	685	340	186	159
	労務作業者	1,012	125	276	113	73	90	678	140	301	121	96	84
	保安職業従事者	554	65	121	61	29	30	15	2	1	1	0	1
	サービス職業従事者	1,228	91	216	73	62	81	2,278	285	461	226	133	102
構 成 比 (%)	総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	専門的・技術的職業従事者	8.8	8.1	7.3	8.1	6.2	6.9	11.5	7.1	5.0	5.7	4.3	4.4
	管理的職業従事者	5.4	12.1	12.2	12.6	12.4	11.6	0.5	1.2	2.1	1.8	2.1	2.6
	事務従事者	14.4	12.9	9.4	12.3	8.7	6.2	27.4	14.3	8.0	10.8	7.3	4.3
	販売従事者	14.7	8.8	10.7	8.7	10.8	13.2	13.0	13.5	16.9	14.0	16.6	21.5
	農林漁業作業者	5.2	11.6	23.5	16.4	23.7	32.7	8.2	20.2	30.5	27.1	30.4	35.8
	採掘作業者	0.2	0.4	0.1	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	運輸・通信従事者	7.3	7.0	2.5	4.0	2.2	0.8	0.7	0.3	0.1	0.2	0.0	0.0
	技能工、生産工程作業者	34.2	31.2	23.9	28.1	24.1	18.3	22.8	24.6	17.7	19.9	17.5	14.4
	労務作業者	3.5	3.5	4.6	4.3	5.1	4.6	3.6	6.1	7.8	7.1	9.0	7.6
	保安職業従事者	1.9	1.8	2.0	2.3	2.0	1.5	0.1	0.1	0.0	0.1	0.0	0.1
	サービス職業従事者	4.2	2.5	3.6	2.8	4.3	4.1	12.0	12.3	11.9	13.2	12.5	9.3

(3)高年齢者の転職と就労希望の状況

つぎに、表II-5は55歳以上の無業者数、就業希望者数および求職者数の推移を昭和37年から57年にわたって示したものである。これによって高齢者の就業に対する意向をある程度捉えることができる。まず、無業者数の推移をみると、37年から57年までの約20年間に2倍に増大していることが注目される。これをもたらした要因のひとつとして、高齢化率の上昇とともに、55歳以上の人口が急速に増大したことがあげられる。その2として、表II-1でみてきたように、高齢者の階層で有業率が低下していることがあげられる。

また、表II-5は男女間の無業者数に大きな開きがあることを示している。この点については、表II-1によっても説明が可能であって、有業率の男・女間の差がそのまま無業

者数の差となっているとみなしてよい。この男女間の差は就業希望率および求職者率にも現われており、女性の就業希望率は男性のその約 2 分の 1，女性の求職者数は男性のその約 3 分の 1 となっている。しかし、いずれもその率は増加傾向を示しており、これだけでみれば高齢者の就労の希望は徐々に強まってきたといえる。それにもかかわらず無業者数がいちじるしく増加していることは、就労機会が十分でないことを示すものであり、今後の高齢者の就労の考える場合の重要な点といえる。

これに対して、表Ⅱ－6 は55歳以上就業希望者の就業希望理由別構成比を示しているが、男女とも「収入を得たいから」とか「失業しているから」という理由が 1 位，2 位を占め、両者合わせて構成比が80％近くになっていることが注目される。この理由はいずれも経済的なものであるから、高齢者の経済的基盤がそれほど強固でないことを示すものといえる。一方、「知識や技能を生かしたいから」とか「社会に出たいから」といった生きがいに関係する理由はそれほど大きな構成比でなく、せいぜい10％程度である。

表Ⅱ－5 55歳以上の無業者数、就業希望者数及び求職者数の推移（昭和37～57年）（千人）

		無 業 者			就業希望率 (%)	求職者率 (%)
			うち就業希望者	うち求職者		
総 数	昭和37年	6,706	527	198	7.9	3.0
	40年	7,111	530	187	7.5	2.6
	43年	7,406	871	307	11.8	4.1
	46年	8,183	1,016	341	12.4	4.2
	49年	9,322	1,183	386	12.7	4.1
	52年	10,481	1,491	537	14.2	5.1
	54年	11,407	1,681	646	14.7	5.7
	57年	12,405	1,825	779	14.7	6.3
男	昭和37年	1,725	224	108	13.0	6.3
	40年	1,802	219	105	12.2	5.8
	43年	1,925	334	144	17.4	7.5
	46年	2,144	378	166	17.6	7.7
	49年	2,468	418	179	16.9	7.3
	52年	2,972	625	313	21.0	10.5
	54年	3,295	698	363	21.2	11.0
	57年	3,666	820	445	22.4	12.1
女	昭和37年	4,981	303	90	6.1	1.8
	40年	5,310	311	82	5.9	1.5
	43年	5,481	537	163	9.8	3.0
	46年	6,038	638	174	10.6	2.9
	49年	6,854	766	207	11.2	3.0
	52年	7,509	865	225	11.5	3.0
	54年	8,112	983	283	12.1	3.5
	57年	8,738	1,004	334	11.5	3.8

表II-6 55歳以上就業希望者中のすぐつくつものの求職者の就業希望理由別構成比(昭和57年)(%)

		総数	失業して いるから	学校を卒業 したから	収入を得 たいから	知識や技能を 生かしたいから	社会に出 たいから	余暇がで きたから	そ の 他
総 数	15～54歳	100.0	19.3	2.0	58.4	5.5	3.2	9.0	2.7
	55歳以上	100.0	27.8	0.0	51.2	6.2	2.4	7.7	4.8
	55～59歳	100.0	34.4	0.0	49.5	3.8	1.1	7.5	3.2
	60～64	100.0	28.5	0.0	50.0	6.4	2.3	7.0	5.8
	65歳以上	100.0	18.5	0.0	54.8	8.9	4.1	8.9	5.5
男	15～54歳	100.0	47.7	4.3	36.3	4.1	2.7	0.6	4.1
	55歳以上	100.0	37.4	0.0	42.2	7.7	2.9	5.1	4.8
	55～59歳	100.0	56.2	0.0	32.6	4.5	1.1	2.2	3.4
	60～64	100.0	37.7	0.0	41.2	7.9	2.6	4.4	6.1
	65歳以上	100.0	21.8	0.0	50.9	10.0	4.5	8.2	4.5
女	15～54歳	100.0	9.2	1.2	66.1	6.1	3.2	11.9	2.2
	55歳以上	100.0	12.6	0.0	65.4	3.7	1.6	12.0	4.7
	55～59歳	100.0	15.5	0.0	63.9	3.1	1.0	12.4	3.7
	60～64	100.0	10.3	0.0	67.2	3.4	1.7	12.1	5.2
	65歳以上	100.0	8.3	0.0	66.7	5.6	2.8	11.1	8.3

(4)高齢者世帯の所得と公的年金

前項でみてきたように、55歳以上の就業希望者の多くの人びとが「収入を得たいから」を理由にあげていることから、高齢者の経済的基盤が問題となるが、表II-7にもとづいて、世帯主の年齢階層別に年間収入の分布状況を5分位階級で眺めてみよう。この表によれば、55～59歳の年齢構成までは第I階級から次第に第II、第III階級へと比重が移ってい

表II-7 世帯主年齢階層別年間収入5分位階級分布(全国・勤労者世帯) (%)

年間収入 階級 世帯主 年齢	I	II	III	IV	V	計
平均年間収入(万円)	209	293	359	448	675	
～24歳	53.8	20.0	14.1	9.8	2.4	100.0
25～29	43.3	29.6	15.3	8.7	3.2	100.0
30～34	25.1	30.1	24.0	13.6	7.2	100.0
35～39	16.3	23.7	25.6	22.6	11.8	100.0
40～44	14.1	15.8	23.6	26.4	20.2	100.0
45～49	11.0	13.2	16.9	25.3	33.6	100.0
50～54	11.4	7.9	12.9	22.4	45.4	100.0
55～59	17.9	12.8	10.6	19.8	38.9	100.0
60～64	28.6	13.7	12.8	18.6	26.4	100.0
65歳以上	31.4	16.3	15.9	14.4	22.1	100.0

資料：総理府統
計局「家計調査
年報」1979年

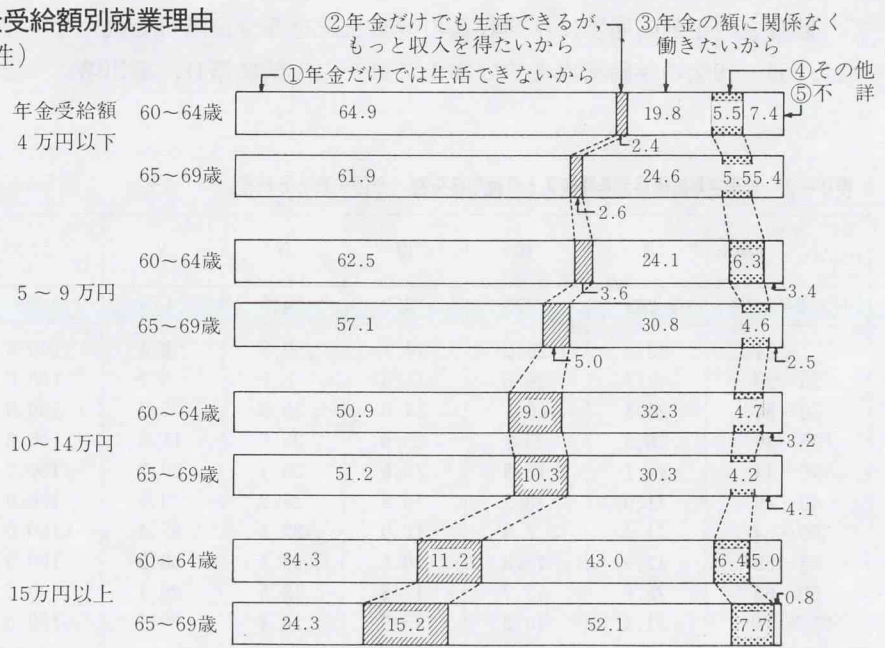
って、わが国における年功序列型の賃金体系の様子が非常によく出ている。これに対して、60～64歳階層および65歳以上になるとその傾向が止まって、第Ⅰ階級と第Ⅴ階級に2極化がすすむことになる。

この2極化傾向は高齢者および高齢者世帯の経済的基盤が必ずしも強固でないことを示している。すなわち、65歳以上の階層をみると、第Ⅰおよび第Ⅱ階級までにほぼ高齢者世帯の50%までが含まれることになり、この階級の平均年間収入は第1階級で200万円、第2階級で293万円であるから、生活水準は生産期に比べてかなり切り詰めていかねばならない。このような年間収入の低さは、わが国の年金制度の未成熟さによるものであって、国民年金受給者の場合は、家計を支えるだけのものは支給されていない。このことは図Ⅱ－1の「年金受給額別就業理由」によっても説明がつくだろう。

図Ⅱ－1は、年金受給額別に就業理由を示しているが、年金受給額が10～14万円の場合でも、50%以上の人々が「年金だけでは生活できないから」という理由をあげている。この説明は、さきに示した表Ⅱ－6の就業希望理由での説明と一致するものである。これに対して、15万円以上の年金受給者の場合は、「年金の額に関係なく働きたいから」を理由にあげている人が50%近くに達している。このことから、就労が生きがいとなるためには、年金給付額をかなりの水準まで高めていかないことがわかる。また、給与所得者の場合、年金給付額は生産期の所得水準に関連することから、完成期の生活水準が生産期の所得水準と直接関連していることは明らかである。

結局、有業率の推移からも明らかなように、高齢者世帯の経済的基盤を支えるものは年金給付といえる。それだけに、年金制度の成熟化と高齢化の進展とともに、わが国の年金財政がどのように変わっていくかが、きわめて重要となることはいうまでもない。

図Ⅱ－1 年金受給額別就業理由
(男性)



資料：労働省「高齢者就業等実態調査」1980年12月

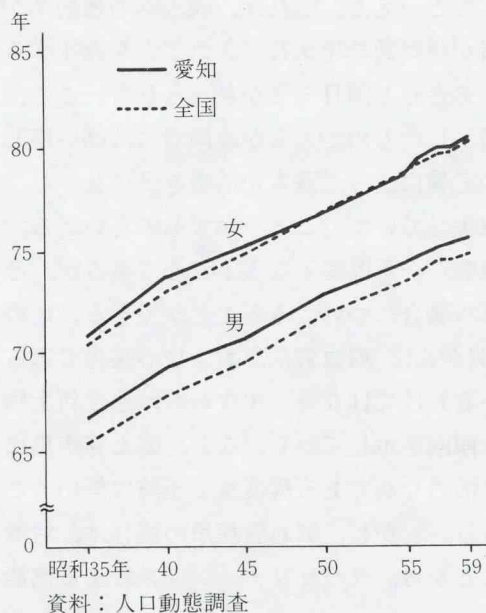
2 健康

(1) 高齢者の健康状況

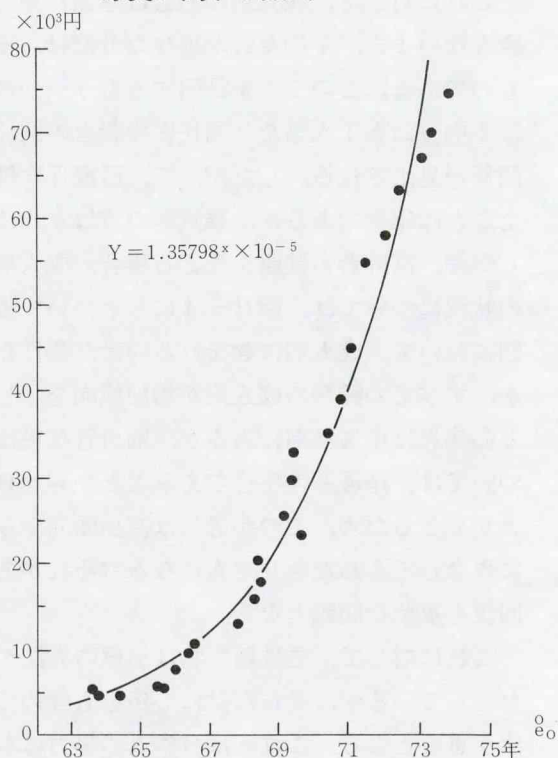
平均寿命が延びて完成期の期間が15年乃至は20年になっても、その期間、充実した生活を送り、人生80年時代のもとで物心ともに豊かな生活内容となりうるためには、健康が前提となることはこれまでもみてきた通りである。では、平均寿命が次第に延長していく過程で、高齢者の健康状態はどのように変わってきたのであろうか。

いま一度、昭和35年以降の平均寿命の推移を図II-2によって全国平均と愛知県とで比較してみよう。この図によると、高度成長期を通じてわが国の平均寿命は延びつづけ、さらに、低成長に移行してからも、その趨勢は衰えていない。この間、国民の生活水準も上昇をつづけていることから、平均寿命の延長に経済発展が大きく関連していることはいうまでもない。所得水準の上昇によってバランスのとれた栄養摂取が可能になったこともその一要因である。また、経済発展が医療技術の進歩を促し、医療供給体制が整備されてきたことも大きな要因である。また、疾病との関係でいえば、細菌感染による疾病および妊

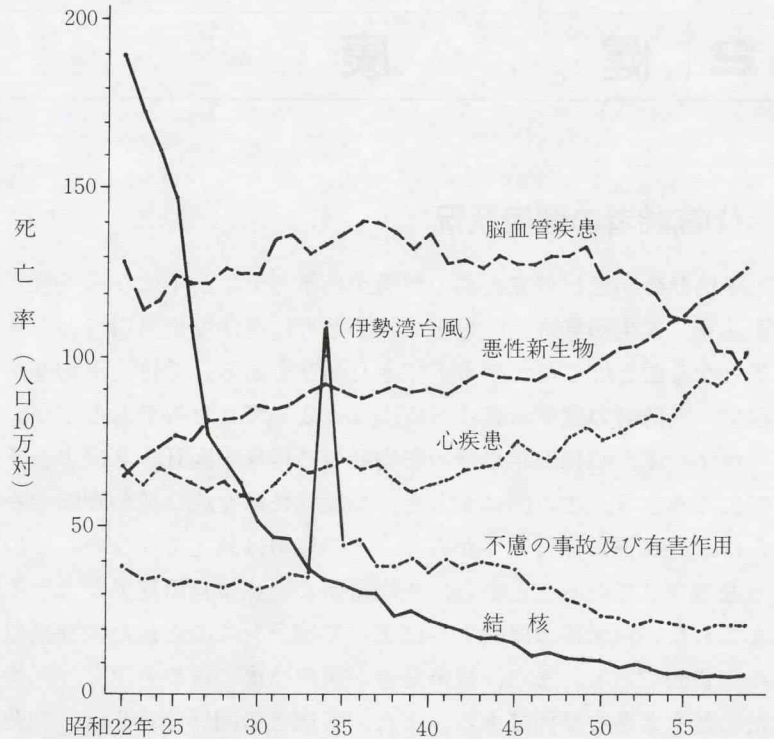
図II-2 平均寿命の推移



図II-3 平均寿命(%)と1人当たり国民医療費に関する数式モデル



図II-4
主要死因別死亡率
(人口10万対)の推移
(愛知県)



資料：愛知県「昭和60年
衛生行政の概要」

産婦・乳幼児の死患の減少が平均寿命の延長に大きく役立っていることは明らかである。

これに対して、成人病の割合は急速に伸びてきたといえる。これは、成人病の罹病率が変らないまま、平均寿命が延びた分だけ、罹病者が絶対数で増大してきたことを意味するものである。このことを証明するもう一つのデータとして図II-3が与えられる。この図は平均寿命と1人当たり国民医療費との関係を図示したものであるが、両者には高い相関関係が見出される。したがって、医療保険制度の完備によって誰もが治療を受け易くなったことは確かであるが、罹病率の方はそれほど減少していないことを示すものといえる。

勿論、高齢者の健康を考える場合、成人病の罹病が一番問題となるところであるが、その状況については、図II-4にもとづいて愛知県の場合についてみることができる。この図において、成人病に含まれるのは、悪性新生物(がん)、脳血管疾患および心疾患であるが、すべての種類の成人病が増加傾向を示しているわけではない。すなわち、悪性新生物と心疾患は増加傾向にあるが、脳血管疾患は減少傾向を示している。なお、脳血管疾患については、循環系の疾患であることから、日常生活のなかである程度まで予防に努めることができるため、この疾患には減少傾向がみられる。しかし、脳血管疾患の場合は、治療に専念してもねたきり老人になるおそれがあることから、リハビリテーションによる機能回復も重要な問題となる。

これに対して、悪性新生物は治療の方法がまだ確立されていないことから、増加傾向をたどっているが、それだけに心疾患も含めて、毎日の生活での予防も早期発見のための検診が重要となる。これらは日本人の努力にもとづくものであるが、健やかな老後を過すた

めの決め手であることはいうまでもない。

(2)高齢者の保健

わが国の医療保険制度は先進諸国のなかでもその水準は高い方である。とくに、老人医療無料化の制度は高齢者の受診を非常に容易にしてきた。したがって、高齢者の保健を考えると問題となるのは、保健医療の供給体制の方といえる。成人病に対する医療技術が急速に進歩しているといっても、それは一部の病院であり、特定の地域にかぎられる。全体的にみると、なお、高齢者の保健・医療の水準はそれほど高いとはいえない。たとえば、病院のベッドの大半が高齢者によって占められていたり、一方で、入院・加療によって全治の見込みがありながら、入院の機会が得られないという高齢者も見受けられる。

このような状況のもとで高齢化がすすんでいく場合、もし、成人病に対する罹病率が現在と変わらないとすれば、相対的に供給体制の水準は低下することになるだろう。おそらく、その場合には、大都市圏と地方圏の間において、また、地方圏での都市部と農村部において、いま以上に格差が医療供給に現われてくるだろう。その場合、高次医療は都市に集中するとしても、全国的には、人口30万人あるいは50万人に1カ所ぐらいの割合で高次医療の施設が整備されていくべきであろう。

表II－8は、愛知県における10年間の医療施設の推移が示されているが、病院・一般診療所とも人口を上回る伸びを示しており、いまのところ供給体制にはそれほど大きな問題があるわけではない。ただ、今後高齢化の進展が予想されるなかで、罹病率の高い高齢者の人口増が相対的に供給体制の不足をもたらすおそれがある。その場合、施設や病院の量的拡充だけでなく、成人病に対する専門的治療体制の強化とか、ねたきり老人を防ぐためのリハビリテーション機能の強化などが望まれる。

表II－8によれば、愛知県の医療施設水準はカッコ書きで示された全国値にやや劣るものの、府県間の比較ではほぼ中位にあるといえる。そのことからみて、府県間にもかなりの医療供給体制のうえで格差があるとみられる。したがって、今後、高齢化に向けての医療供給体制の整備の課題は、地域間の格差是正、成人病に対する専門的医療機能の強化、および、リハビリテーション機能の強化などがあげられる。

表II－8 医療施設の
推移(愛知県)

区 分		昭和50年	55年	58年	59年	伸 び(50 年=100) 59/50
病 院	施 設 数	418	459	476	479	115
	病 床 数	53,518	58,751	64,736	66,914	125
	人 口 10万対比	903 (1,040)	940 (1,129)	1,019 (1,206)	1,045 (1,226)	116 (118)
一 般 診 療 所	施 設 数	3,167	3,372	3,452	3,451	109
	人口10万対比	54 (65)	54 (66)	54 (66)	54 (65)	100 (100)
歯 科 診 療 所	施 設 数	1,515	1,964	2,236	2,306	152
	人口10万対比	26 (29)	31 (33)	35 (36)	36 (37)	138 (128)

資料：医療施設調査

注：()内は全国値

(3)要保護老人の状況

表Ⅱ－9は、愛知県民生部の推計による要保護老人数の推移とその将来予測である。この表において、59年度までは実数値であるが、60年度以降についてはまず人口推計をおこない、59年の発現率を固定して推計している。ここでは要保護老人、ねたきり老人およびひとり暮らし老人について推計されているが、このうち、ねたきり老人とひとり暮らし老人の計が要保護老人として計算されている。このほか、在宅痴呆性老人が要保護老人に加えられる。なお、表Ⅱ－10において、愛知県における在宅痴呆性老人の地域別出現率が示されているが、この表によれば、その出現率はねたきり老人がひとり暮らし老人の出現率にほぼ相当する水準を示している。この推計によれば、2000年の時点で愛知県での要保護老人数は5万人をはるかに超えることになり、それに対する対応がいまから準備しても早くないことが示唆されている。

この推計では、59年の出現率をそのまま固定して使っているが、この出現率がどのように変化していくかが、もう一つの問題点となる。現在の出現率を年齢階級別にみた場合、

表Ⅱ－9 要保護老人数の推移及び将来推計

区分 \ 年度	56	57	58	59	60	65 (1,990)	70 (1,995)	75 (2,000)
愛知県人口	6,265,118 ^人	6,308,904	6,353,166	6,400,413	6,553,600	6,553,600	6,715,800	6,883,300
(対前年伸び率)	0.70 [%]	0.70	0.70	0.74				
65歳以上人口	479,677 (314,832)	495,923 (325,997)	510,486 (335,935)	534,000 (351,000)	627,700 (413,100)	627,700 (413,100)	763,700 (502,600)	923,900 (608,000)
(県人口比率)	7.66	7.86	8.04	8.19	8.34	9.58	11.37	13.42
(対前年伸び率)	3.78	3.39	2.94	2.67				
要保護老人	16,502	17,332	18,419	19,672	20,000	23,500	28,600	34,700
(65歳以上人口比率)	5.24	5.32	5.48	5.70				
(対前年伸び率)	4.63	5.03	6.27	6.80				
ねたきり老人	7,230	7,325	7,527	7,685	7,800	9,200	11,200	13,600
(65歳以上人口比率)	2.30	2.25	2.24	2.23				
(対前年伸び率)	0.47	1.31	2.76	2.10				
ひとり暮らし老人	9,272	10,007	10,892	11,987	12,200	14,400	17,500	21,200
(65歳以上人口比率)	2.95	3.07	3.24	3.48				
(対前年伸び率)	8.12	7.93	8.84	10.05				

資料： 愛知県民生部推計（59年度までは実績値）

- 注：1. 人口推計は、厚生省人口問題研究所の数値を使用。その他は59年度構成比で固定。（ ）内及び要保護以下は除名古屋市。要保護老人・ねたきり老人及びひとり暮らし老人の将来値は、59年の発現率を固定して推計した。
2. 「ねたきり老人」は、4つの介助項目（食事・入浴・排便・寝起き）のうちおおむね3項目以上介助を要し、その状態が3ヵ月以上継続している者及び特別養護老人ホーム入所者とした。
3. 同じく「ひとり暮らし老人」は、社会福祉施設以外で住居も生計も子供世帯等と別にしている65歳以上の単身者とした。

表II-10 在宅痴呆性老人の出現率・地域別出現率

区 分	57 年 度 調査対象者(A)	今回 調 査 対 象 者	痴呆性老人数 (B)	出現率(B)／(A)
名古屋市	986人	106人	46人	4.7%
県	2,120	276	135	6.4
県 全 体	3,106	382	181	5.8

注：「県」は名古屋市を除く地域(以下同様とする。)

痴呆性老人にしても、ねたきり老人にしても、高年齢に移るほど高まり、とりわけ、80歳を超えると急激にその比率の高まりがみられる。このことからすれば、平均寿命の延長とともに高齢化率が上昇するなかで、75歳を超える高齢者の割合が増大していくと、必然的に、65歳以上人口でみた出現率は上昇することが予想される。

このようにどちらかといえば悲観的な見方に対して、やや楽観的な見方もある。それは痴呆性老人あるいはねたきり老人とも、若い年齢から予防に努めるならば、かなり出現率を下げるができるのではないかという見方である。さらにねたきり老人についていえば、リハビリテーション機能を強化し、脳血管疾患にかかった高齢者の機能回復に努めるとき、その出現率を下げるができるだろう。この点に関しては、今後の成人病に対する医療技術の進歩が期待されるところである。

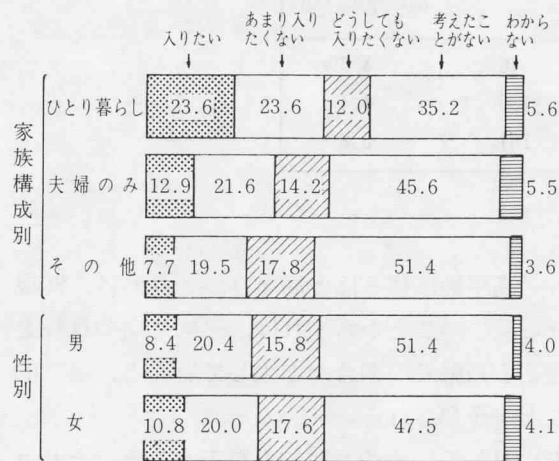
高齢化社会での高齢者の生き方を考える場合、出現した要保護老人に対して、在宅ケアあるいは施設ケアで手厚い介護をほどこしていくよりも、出現率そのものを抑制していくことの方が望まれるだろう。なぜなら、健康はつねに高齢者のいきがいの大前提であるからである。

(4)要保護老人対策の実態

現在おこなわれている要保護老人対策には、在宅福祉対策と施設福祉対策とがある。このうち、前者は家族によって在宅ケアされているが、その機能がいちじるしく低下する場合、それを援護する形をとっている。具体的事業として老人家庭奉仕員派遣事業、老人日常生活用具給付事業、ねたきり老人短期保護事業等がある。しかし、これらの事業はあくまで援護老人対策であって介護の主体が家族にあることはいうまでもなく、したがって、介護家族に身体的・精神的負担が大きくなっていくという問題がある。

これに対して、施設福祉対策は入所施設の種類によって養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームとにわかれる。これらの施設への入所条件として、身体上、精神上、環境上または経済的理由で在宅で生活することが困難なものとされていることから、現在の老人福祉対策はあくまで在宅福祉が建て前となっていることがわかる。これは、高齢者の生活環境に対する意識を十分に尊重したものとして是認されるものといえる。この点に関しては、図II-5が参考となるだろう。この資料は、昭和57年に愛知県と名古屋市

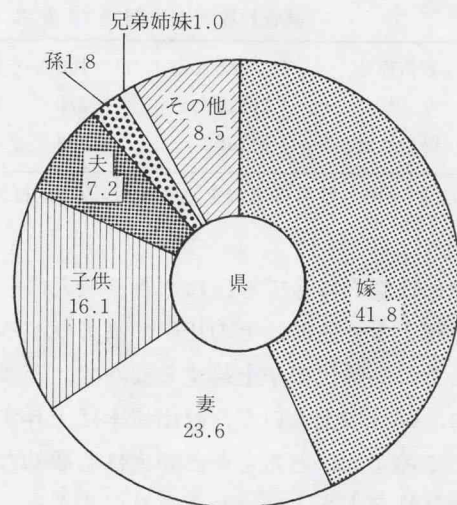
図II-5 老人ホームへの入所希望
(家族構成別・性別・年齢別)(57年)



資料：愛知県・名古屋市「高齢者生活実態調査」

注：将来健康を害しねたきりになったり経済的理由や家庭環境などにより、自分の家での生活が難しくなった時という条件設定。

図II-6 「ねたきり老人」の介護者の続柄別構成割合 (%)



資料：56年愛知県民生部調べ
(名古屋市を含む)

がおこなった「高齢者生活実態調査」にもとづくものであるが、この調査にあたっては「将来健康を害しねたきりになったり、経済的理由や家庭環境などにより、自分の家での生活が難しくなった時」という条件設定で老人ホームへの入所希望を質問したものである。

図II-5から明らかなように、どのような事情になっても、できれば老人ホームへは入所したくないという高齢者の気持ちをはっきりと表われている。たとえば、ひとり暮らしの老人でさえ、「入りたい」とするのは23.6%にすぎない。もし、このような意向が今後高齢化がすすんでも変わることがないとすれば、基本的には在宅福祉対策を中心とした要保護老人対策が主流とならざるを得ないだろう。その場合、介護家族にかかる大きな負担をどのように緩和していくかが、重要な課題となるだろう。図II-6は、56年度に愛知県民生部がおこなった調査にもとづく資料であるが、ここに示されている介護者の続柄別構成割合は現在もそれほど大きくは変わっていないだろう。それだけに現在でも一家の生活を支えていかなければならない立場にある嫁が要保護老人に対する介護による負担を一番大きく背負っていることになる。そのため、家族全体の生活に大きな影響を与えていることは明らかであって、今後はますます家庭奉仕員派遣等の在宅福祉対策の強化が求められることになろう。

3 高齢者の住宅

(1) 高齢者の住宅の実態

住宅は生活の「場」という側面からみて、生活の本拠地という重要な意味をもつ。そして、多くの人びとは一日の生活時間の大半をそこで過ごすことになる。そのため、住宅の質・量からみた内容が、その個人の生活水準に対してかなりの影響を与える。とりわけ、家庭のなかで過ごす時間の多い高齢者にとって、住宅の内容がそのまま生活水準の大部分を決めることになる。この節では、高齢者の住宅問題を取りあげ、その実態および今後の対策について検討することにしよう。

まず、表Ⅱ－11は総務庁がおこなった「住宅統計調査」（58年度）から、愛知県の住宅状況をとり出し、全国および他府県との比較おこなったものである。この表によれば愛知県の持ち家比率は約60％で、全国平均の62.4％よりやや低い水準となっているが、そのうちに大都市を含む東京都・大阪府の水準に比べて、10％以上高い水準を示している。このことから、愛知県はそのうちに名古屋市という大都市を含みながら、全国平均に近い水準を示しているのである。これを高齢者世帯（高齢者のいる世帯）についてみれば、持ち家比率は83.2％まで上昇し、これについても全国平均より若干低いが、東京都および大阪府に比べて10％程度高くなっている。

さらに表Ⅱ－11にもとづいて、一世帯当たりの畳数を愛知県と全国および他の府県と比較してみると、愛知県は30.65畳であるのに対して、全国平均は28.48畳、東京都と大阪府はそれぞれ20.27畳と22.80畳となっており、この点では全国平均を上回っていることがわ

表Ⅱ－11 所有関係別住宅構成比等（58年 愛知県）

区 分	所 有 関 係 別							構成比は持ち家率、一世帯当たり畳数は計、一畳当たり家賃・間代は借家の数値			
	計	持ち家	借 家	公営の借家	公団・公社の借家	民営の借家	給与住宅	全 国	北海道	東京都	大阪府
構 成 比 (%)	100.0	60.1	39.9	7.0	3.2	24.0	5.7	62.4	52.8	43.7	49.6
高齢者世帯 （うち単身世帯）	100.0 (100.0)	83.2 (54.4)	16.8 (45.6)	3.6 (7.3)	0.8 (1.8)	11.3 (34.7)	1.1 (1.8)	85.8 (63.8)	79.5 (54.5)	75.6 (50.7)	66.6 (38.6)
一世帯当たり畳数(畳)	30.65	40.07	16.57	17.38	15.76	15.64	20.48	28.48	29.93	20.07	22.80
高齢者世帯 （うち単身世帯）	40.55 (20.58)	45.14 (26.83)	18.03 (13.14)	—	—	—	—	36.11 (19.94)	36.53 (21.56)	27.65 (15.63)	27.30 (15.41)
一畳当たり家賃・間代(円)			1,358	923	1,647	1,671	468	1,645	1,057	2,931	1,716

資料：総務庁「住宅統計調査」

注：1. 高齢者世帯とは、65歳以上の高齢者のいる世帯

2. 畳数とは、居住室（居間、茶の間、寝室・客間・書斎・応接間・食事室など居住用の室）の畳数（広さ）の合計をいい、洋間なども 3.3平方メートル当たり 2 畳の割合で畳数に換算した。

かる。これだけでみれば、愛知県における高齢者の住宅事情は量的にかなりの水準に達しているといえる。問題は質的にみて高齢者が家庭のなかで生活するのに、無理のない生活ができているかどうかであるが、この点については資料が不足している。

ただ、全国的にいえることは、持ち家率にしても一世帯当たりの畳数にしても高齢者世帯の方が、一般世帯の場合より高い水準にあることからみて、高齢者の住宅事情はかなり改善されてきているとみなしてよいだろう。さらに、表II-11において注目されるのは高齢者世帯のうち単身世帯の持ち家率および一世帯あたりの畳数がかなり低い水準を示していることである。このような水準からは、住宅の狭さが単身世帯を造り出しているのか、それとも単身世帯だからそれほど広い住宅を必要としないのかは確かではないが、高齢者の同居問題と関連してきわめて重要な意味を含んでいるといえる。

(2) 高齢者世帯の形態と住宅

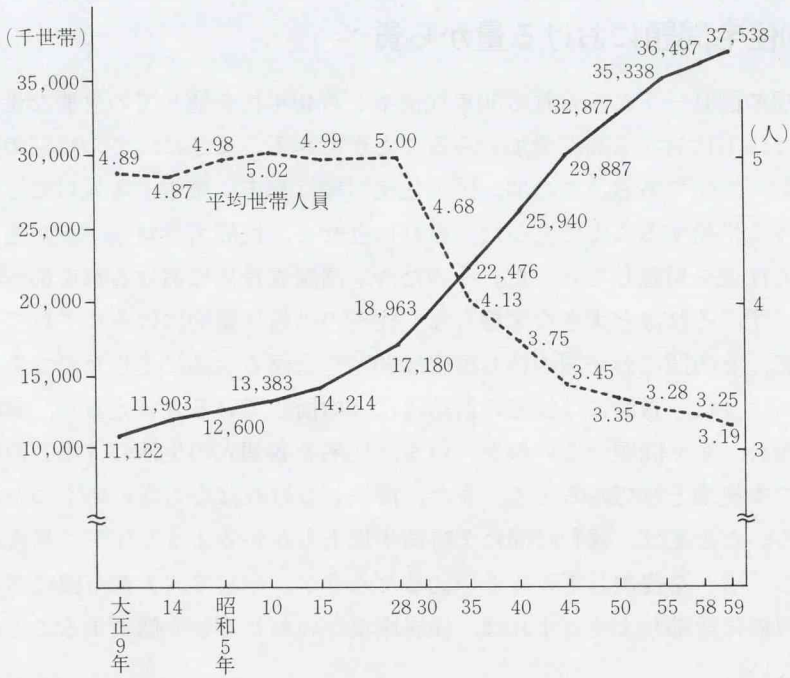
図II-7は、国勢調査と厚生省の「厚生行政基礎調査」にもとづいて大正9年以降昭和59年までの世帯数の推移と一世帯の平均世帯人員の推移を描いたものである。この図によって、戦後、わが国経済が高度成長期にはいると同時に平均世帯人員が急速に低下していったことがよくわかる。そして、この期間は人口の移動が激しかった時期でもあったのである。50年代にはいって、低成長への移行とともに平均世帯人員の低下傾向も鈍化するが、今後とも出生率の低下と相まって、低下傾向はつづくだろう。

図II-8は、この平均世帯人員のこの傾向を世帯構造別にみたものであるが、核家族化の状況が読みとれる。ただ、この図で注目されることは、単独世帯の構成比も増加しており、核家族世帯と単独世帯の増加分が三世帯世帯の減少分によって相殺されている。この2つの図からは高齢者世帯の世帯構造別動向をはっきり読みとることはできないが、全世帯と同じ変化が高齢者世帯においても起っているとすれば、単独世帯および夫婦のみの世帯の増加傾向は明白である。

高齢者世帯の家族構成については、あとでもう一度取りあげることにして、ここでは高齢者世帯の形態と住宅の状態との関係を検討しておこう。この問題については、表II-11が参照されるだろう。すなわち、表II-11では高齢者世帯のうち単独世帯分が取り出されて、その持ち家率や一世帯当たり畳数などが示されているが、いずれの数値も高齢者世帯が一般より低い数値となっている。このことから、住宅が三世帯同居を困難にしているのか、それとも、単独世帯であるために狭い住宅で済まされているのかが問題となるところである。

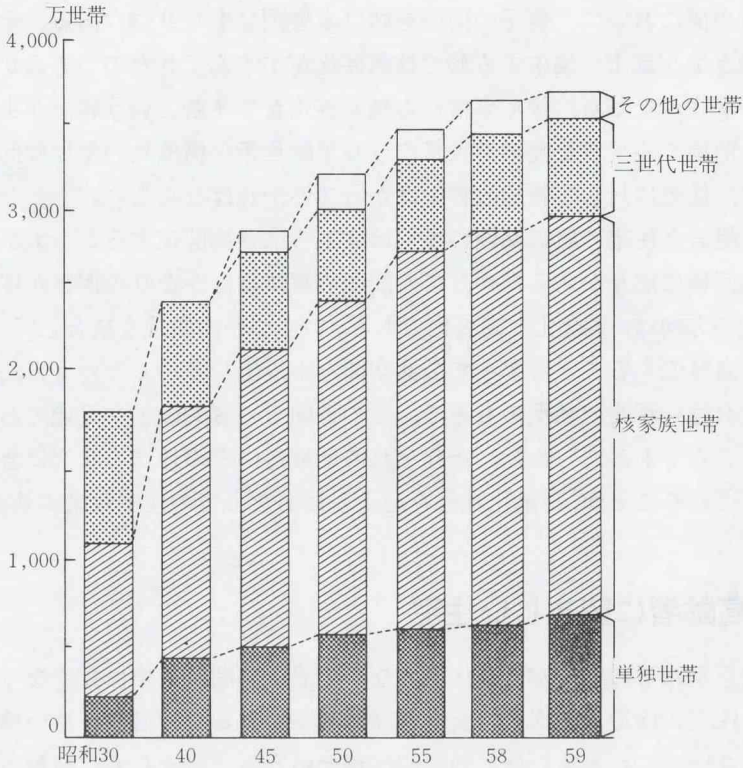
言いかえれば単独世帯の増加傾向が住宅事情によってもたらされた結果であるのか、それとも家族における人間関係の変化に原因が求められるのかである。ただ、表II-11にみられるように、全国平均で持ち家率が60%を超える状態を想定するとき、単独世帯の増加傾向の原因を住宅事情だけに求めることは、やや困難なようにみえる。

図II-7
世帯の推移



資料：昭和15年までは総理府（統計局）「国勢調査」
昭和28年以降は厚生省（統計情報部）「厚生行政基礎調査」による

図II-8
世帯数の年次推移
(世帯構造別)



資料：厚生省「厚生行政基礎調査」

(3)住宅問題における量から質へ

前項の図II-7にみられる30年代後半から40年代を通じての急速な世帯数の増加は、そのまま住宅に対する需要増加とみることができる。まさに、この時期の住宅問題は量の問題であったのである。この間、国の住宅対策は都市に集中する人口にともなう住宅をできるだけ多く供給することであった。それに合せて、民間デベロッパーが主に都市の郊外部に多くの住宅を用意していった。そのため、高度成長期における都市部への人口集中にもかかわらず、それほど大きな摩擦もなく住宅の供給は量的には満たされていったのである。そして、その間にわが国の持ち家率は60%を上回る水準に達したのである。

このように、量的には住宅の需給はほぼ均衡しているといえるが、質的に住宅問題を考える場合、全く問題がないのか。いま、住宅を各個人の生活の「場」の中心として、また生活の本拠地としてみると、まだ、解決しなければならないいくつかの問題がありそうである。たとえば、通勤時間に1時間半以上もかかるような住宅の場合、はたして強固な生活の「場」を提供しているといえるだろうか。そして、大都市圏において通勤時間を1時間以内に短縮しようとすれば、住居環境がいちじるしく低下することを覚悟しなければならない。

すでに、40年代前半までに大都市圏に移ってきた人々は、子供の成長とともに子供との同居か別居かを考えねばならない年齢に達しているように思われるが、その場合、住宅事情が質の面において、親子の同居を妨げる要因にもなりつつある。そのため、高度成長期には働き手が都市へ集中する形で核家族化がすすんできたのであるが、今後は、大都市圏に親子が住みながら、住宅事情から核家族化がすすむという状況が生まれそうである。そのため前項でみてきた高齢者世帯のうち単独世帯の構成比の増加傾向に歯止めをかけるためには、住宅に対して質的改善をはかっていかねばならない。

この場合、住宅の質の問題の多くは住宅の広さに関連するが、大都市圏では一戸当たりの敷地面積に限りがあるため、この問題の解決にはかなりの困難が伴いそうである。一つの解決の方向は、集合化と高層化である。いくつかの敷地を統合して一定の面積を確保し、住宅を高層化することによって公共空間を生み出していくという方法であるが、持ち家志向がなお強い現在の状況のもとで、この方向での質的改善が可能であるかどうかは問題のあるところである。しかし、それぞれの地域毎にその地域の状況に合った形で質的改善をはかっていくことが、高齢化社会を迎えるにあたっての住宅政策の基本だといえるだろう。

(4)高齢者に望ましい住宅

年齢を重ねるにしたがって住宅のなかで過ごす時間が次第に長くなっていくことを考えるとき、住宅の構造は、機能の衰えた高齢者ができるだけ活動し易い構造に造りかえられねばならない。これもまた住宅の質的改善といえる。おそらく、高齢者は水平的動きよりも上下の動きにより困難を感じるだろう。しかも、子供との同居を希望する場合には、互に

生活のプライバシーを守っていかなければならない。この2つの条件をみたすためには、同一敷地内での別棟という形が望ましいものとなる。しかし、この方式は大都市圏においてはなかなか取り難い方式とみなされる。

つぎに、1階に高齢者が住み、2階に子供夫婦が住むという形態が考えられるが、高齢者が私室を希望するときは大きな改造が必要とされるだろう。このように相当額の改造費を投下しても、1階と2階の住み分けの場合、相方のプライバシーを完全に守ることは困難であろう。また、それによって高齢者が快適に住宅内で時間を過ごすところまで、住宅の質を高めることも難しいだろう。

さらに、住宅の質と関連して考えておかねばならない問題は、高齢者がさらに年を重ねて歩行困難になったり、不幸にして寝たきりの状態になった場合の住宅の問題である。今後とも、こうした要保護高齢者の介護が在宅ケアを中心としたものであるとすれば、住宅の構造そのものを在宅ケアに都合のよい形に変えていかねばならない。おそらく、ここで起ってくる問題は、どのような構造にするかという構造上の問題より、改造のための資金調達の問題が大きくなるだろう。そのため、高齢者の住宅問題については、老人福祉対策という観点からの公的融資制度の確立が求められる。

4 都市構造

(1) 高齢者の日常行動圏

高齢者の生活の「場」を考えると、生活の本拠地としての住宅のつぎに重要な空間は、日常行動圏といえよう。勿論、日常行動圏といっても高齢者の場合はほとんど徒歩圏として考えられるから、おそらく半径1km圏ぐらいの拡がり限定されるだろう。したがって、この範囲内に高齢者の利用施設、たとえば、診療所、公園、老人憩いの家などがすべて立地しておれば、あとは、高齢者が安全に歩行することのできる道路の整備をおこなうことが求められるだろう。しかし、半径1km圏のなかに高齢者の利用施設がすべて立地するためには、かなり高人口密度とならねばならないが、その場合は、高齢者が自分の徒歩圏のなかで自然に親しむことが困難となるだろう。

高齢者の生活時間のなかで自由時間が長くなるほど自然に親しむ時間も増加するだろう。むしろ、高齢者の場合、自然と親しむ時間を長くもつことによって、生活時間の充実がはかれるはずである。その場合、公園の緑とか、水辺、緑に包まれた散歩道などが、高齢者の自然に親しむ「場」を提供するが、このような「場」をすべての高齢者の日常行動圏のなかに用意しておくことは必ずしも容易なことではない。市街地を形成している都心部においてすべての高齢者に自然と親しむ「場」を提供することは不可能である。一方、

高齢者の日常行動圏のなかで、そのような「場」が用意されるところでは、利用施設の立地に問題が現われるだろう。

このようにみえてくると、都市の中心部であれ、郊外部であれ、高齢者の日常生活のなかで乗物による移動を考慮していかなければ、高齢者の生活の「場」の強化ははかり得ないということになる。その場合、乗物は鉄道・バスの公共交通機関と、自動車・バイク・自転車などの個人的交通手段とに区分されるが、現在のところ、公共交通機関に頼ることが多いようであるので、今後は高齢者の自動車の利用も増加すると思われるが、差し当っては、高齢者のための公共交通機関の整備が必要となる。

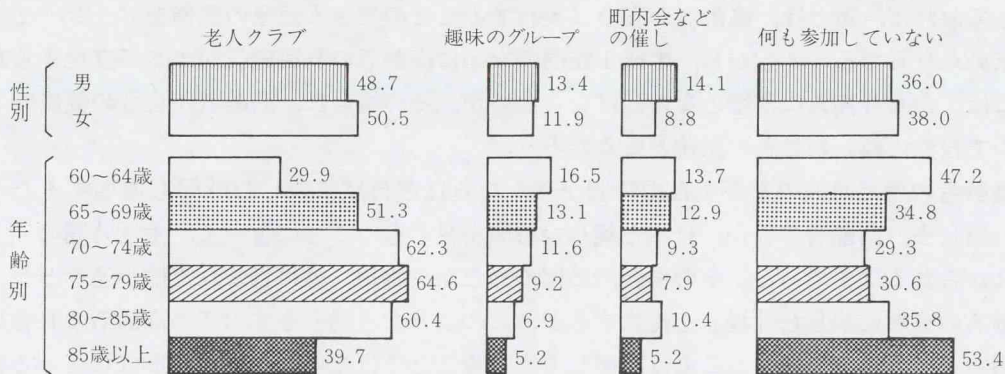
さきに住宅の問題を取りあげたとき、住宅のなかで過す時間が、年を重ねるとともに長くなるだろうと想定してきた。しかし、一方で、高齢者の自由時間の使い方が次第に多様化するだろうとも予想されている。とくに、70歳台の前半では、健康であれば、自由時間の多様な使い方によって外出する機会も多くなるはずである。現に、高齢者の1日のトリップ数は増加傾向を示している。都市構造の方向づけを考える場合、この点を念頭においておかねばならない。

(2)高齢者の公共施設利用状況

高齢者の地域活動への参加状況は、高齢者の一日の行動をみるうえで大切な資料といえる。図II－9は、昭和57年に愛知県と名古屋市がおこなった「高齢者生活実態調査」から求めたものであって、高齢者の地域活動への参加状況を示している。この図によれば、老人クラブへの参加が最も高く、男女とも50％近い参加率に達している。このほか、趣味のグループとか町内会などの催しに対して10％以上の参加率となっている。そして、何も参加していないという高齢者が40％をやや下回る程度となっている。また、図II－9は年齢別の参加状況を示しているが、これで見ると80歳の前半ではなお高い参加率となっている。

高齢者の社会参加に関しては、あとで生きがいの問題を取りあげるときもう一度検討す

図II－9 地域活動への参加状況（性別・年齢別）（57年） (単位：％)



資料：愛知県・名古屋市「高齢者生活実態調査」

るので、ここでは地域社会への参加状況を通して高齢者の一日の行動とりわけトリップ数を見ることにしよう。図II-9から、高齢者は健康であるかぎり、外出する機会が案外多いことが予想される。たとえば、老人クラブへの参加率が男女とも50%近い水準に達していることからすれば、ほとんど毎日一回は老人クラブを訪ねる人が数多くいるものと考えられる。また、趣味のグループへの参加も毎日ではないとしても、外出の機会を増やすことになる。このほかに、知人・友人同士の小旅行や神社仏閣への参拝などを加えると、結構外出の回数は多くなってくる。

ただ、老人クラブへの参加はおそらく徒歩圏のなかでの外出とみなされるが、趣味のグループへの参加や神社仏閣への参拝などは乗物を利用しなければならない外出となるだろう。図II-9の資料は昭和57年の調査であるので、調査対象となった高齢者はわが国の高度成長を支えてきた人びとといえることから、高齢者に仲間入りして自由時間が急に増えても、それを多少持てあましていう様子がうかがえるが、これから高齢者に仲間入りする人びとは、働いている間から自由時間の延長を経験し、その使い方についてもそれぞれ工夫をこらしているので、高齢者になってからの生活の内容も次第に多様化していくだろう。それだけに高齢者のトリップ数は現在より増加していくことが予想され、その行動範囲も次第に拡大していくものと思われる。それだけに高齢者の交通特性を十分に考慮した交通機関の整備が急がれるのである。

(3)高齢者の交通特性

高齢者の自動車利用率は年齢に反比例して低下し、とりわけ、70歳台からの低下は急速である。これは、視力、聴力および反射神経の衰えによることはいうまでもない。そのため、徒歩圏を越えて行動するときの交通手段としては、公共交通機関を利用するか、家族の誰かに自動車で送迎を頼むことになる。ただ、高齢者の場合昼間の外出が多いため、公共交通機関であっても、比較的気軽にそれを利用することができるだろう。それに加えて安全性、快適性および定時性が増すように交通機関の構造が改善されるとすれば、高齢者にとって生活の「場」はかなり強化されることになるだろう。しかし、公共交通機関の経営状況が不安定な現在、このような構造的改善は不可能とみなされる。

すなわち、愛知県における公共交通機関の利用率がモータリゼーションの進展にともなって横ばいないしは減少の傾向を示しているなかで、昼間においてさえ高齢者のためのダイヤを編成することは不可能と考えられる。現在、高齢者の自動車の利用状況をみると、年齢とともにその利用率は急速に低下しているが、この現象はもともと高齢者の自動車免許取得者数が少なかったことによるといえる。それだけに、今後、高い免許取得率を示している若い世代の人びとが高齢者の仲間入りするにしたがって、もっと年齢が高くなるまで自動車を利用しつづけるだろうと想定される。もし、そうであるとすれば、道路の構造を高齢者向きに改善していくことが重要となるだろう。

公共交通機関の改善についてはできるだけ乗り換えを少なくするように路線の編成替を

おこなうとか、鉄道（とくに地下鉄）の構造については、階段を少くするとか、その勾配をゆるやかにするといった部分的改造を差し当っておこなうべきであろう。また、バスの構造をできるだけ低床にし、高齢者の乗降が容易になることも求められる。しかし、これらの対策は部分的改造であって、現在、すすめられている対応策である。これに対して、高齢化の進展にともなって、より抜本的な対策を公共交通機関に講ずるとすれば、まず、国も地方公共団体も公共交通機関優先の政策を打ち出す必要があるだろう。

他方、高齢者の自動車運転免許保有率の増加を想定するとき、高齢者の安定運転を確保するため、道路構造についても配慮していく必要がある。中央分離帯の設置や車道・歩道の分離などが差し当っての改善項目となるだろう。また、幅員の大きい道路については昼間だけシルバーレーンを設けることなどが考慮される。しかし、高齢者の方もできるだけ昼間の運転に心掛けるべきであって、朝夕のラッシュ時の運転は避けるべきである。

(4) 高齢者を配慮した都市構造

高齢者とりわけ70歳以上の高齢者の日常生活を考える場合、外出するにしても半径1km程度の徒歩圏の拡がりで行動することが望ましいと考えられる。なぜなら、その範囲では高齢者は安全で確実で健康的な歩行という手段で行動することができるからである。そのためには、高齢者の利用する施設をその範囲ですべて取り揃える必要がある。さらに、その範囲において、緑とか水辺をもった公園が含まれるとすれば、高齢者のための社会的環境は十分に強化されたことになるだろう。これらの条件の大部分は、都心部に近い人口密度の高い地域ではみたまされていると考えられるが、その場合でも、交通量が多くて高齢者の歩行が必ずしも安全ではないという問題がある。

これに対して、都市の郊外部では徒歩圏のなかで必要な施設をすべての高齢者に用意していくことが非常に難しくなる。したがって、ここでは徒歩以外の交通手段を使わなければ、高齢者の行動目的が達成できないという問題が生ずる。現在、老人福祉施設や老人いこいの家などの利用状況をみても、比較的施設に近い高齢者の利用にかぎられる場合が多い。そして、徒歩以外の交通手段に頼る場合でも、その手段が必ずしも高齢者に適さない場合が多いのである。ただ、このような地域では、緑とか水辺といった自然へのアプローチにおいて、都心部より恵まれているといえるだろう。

このようにみてくると、いまの都市構造、すなわち、道路構造、交通手段、都市施設の配置・構造は機能の面だけが重視され、どちらかといえば若い健康な人びとに基準を合せたものといえるだろう。それだけに、肉体的機能の衰えや体力の低下のみられる高齢者にとってかなり無理な構造となっている。しかし、高齢者の数が増加し、高齢者が社会の有力なメンバーとなってくれば、それに合せた都市構造に徐々に変えていくことが求められるだろう。たとえば、道路の構造についていえば、新設の道路については必ず歩道と車道の分離をはかり、なるべく坂道を少なくするような配慮が必要となろう。

また、公共施設の建設にあたっても、その構造は勿論のこと、その立地についても高齢

者の利用を十分に考慮して決定すべきである。いずれにしても、現在、すでに利用されている施設を高齢者の利用に都合よく改善していくことは、技術的にも経済的にも困難とみなされることから、これから造られるものについて、早急に、高齢者を配慮した基準造りをすすめるべきである。そして、徐々に若者のための都市構造から、高齢者を配慮した都市構造へと転換をはかっていくべきである。

5人間関係

(1)高齢者世帯の家族構成

前2節で取り扱ってきた住宅と都市構造の問題は、高齢者の生活の「場」の物的側面をみてきたことになる。これに対して、この節とつぎの節で、生活の「場」の人的側面を取り扱うことにしよう。まず、ここでは最も基本的社会単位としての家族ないしは世帯を取りあげ、高齢者世帯の実態を明らかにするとともに、できれば高齢者にとって望ましい家族構成および家族関係について考えていこう。

さきに、図II－7および図II－8によって核家族化の進展の状況をみてきたが、そこで注目された世帯別動向は、単独世帯の増加傾向であった。高齢者にとって望ましい家族構

表II－12 世帯類型別にみた世帯数と構成割合の推移

年 次	総 数	高齢者世帯	母子世帯	父子世帯	その他の世帯
推 計 数 (千 世 帯)					
昭和40年	25,940	799	335	24,806	
45	29,887	1,196	369	28,321	
50	32,877	1,619	371	64	30,823
55	35,338	2,424	452	97	32,365
56	36,121	2,537	470	91	33,014
57	36,497	2,687	475	98	32,988
58	37,338	2,792	484	106	33,115
59	37,338	3,021	513	107	33,697
構 成 割 合 (%)					
昭和40年	100.0	3.1	1.3	95.6	
45	100.0	4.1	1.2	94.8	
50	100.0	4.9	1.1	0.2	93.8
55	100.0	6.9	1.3	0.3	91.6
56	100.0	7.0	1.3	0.3	91.4
57	100.0	7.4	1.3	0.3	91.0
58	100.0	7.7	1.3	0.3	90.7
59	100.0	8.1	1.4	0.3	90.2

資料：厚生省「厚生行政基礎調査」
注：厚生行政基礎調査による「高齢者世帯」とは、男65歳以上、女60歳以上の者のみで構成するか、又は、これらに18歳未満の者が加わった世帯をいう

成を考えると、このあたりの事情が最も気になるところである。まず、厚生省の「厚生行政基礎調査」にもとづいて、昭和40年以降の高齢者世帯の推移をたどってみよう。表II-12にみられるように、高齢者世帯は高齢化とともに急速に伸び、その構成割合も40年の3.1%から59年には8.1%まで増加している。これに対して、母子世帯とか父子世帯の構成比はそれほど変わっていない。なお、ここで高齢者世帯とは男65歳以上、女60歳以上のみで構成するか、または、これらに18歳未満の者が加わった世帯を指す。したがって、この表によって高齢者を取り巻く家族関係を明らかにすることはできない。

そこで、表II-12と同様に、厚生省の「厚生行政基礎調査」にもとづいて、家族形態別にみた65歳以上の者の数と構成割合の推移を表II-13でみることにしよう。この表によって、改めて、高齢者の単独世帯の増加傾向が指摘される。それに加えて、夫婦のみの世帯の構成も増加傾向にあることがわかる。そして、この増加分だけ子と同居が減少しているが、さらに、その内訳をみると子供夫婦と同居（三世代世帯）の構成比が低下しているのであって、配偶者のいない子との同居は、ほとんど変化はみられない。このことから、三世代世帯の減少傾向が明らかになったといえる。

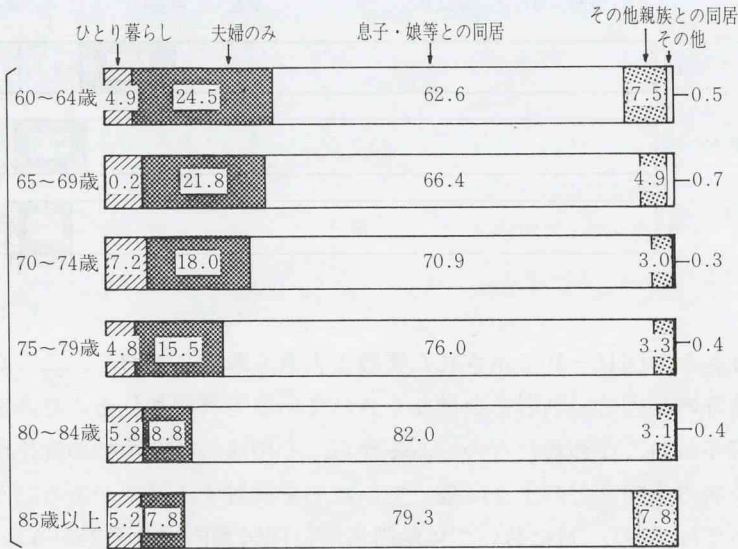
つぎに、高齢者を取り巻く家族関係を愛知県の場合についてみておこう。図II-10は昭和57年の愛知県における家族構成を年齢別にみたものであるが、これによれば愛知県における子と同居の構成比は全国のそれに比べてかなり高いことがわかる。また、図II-10によれば、年齢を重ねるにしたがって、子との同居の割合が増加していることが明らかであるが、それは、夫婦のみ世帯の割合が減少して、子と同居の割合が増えていくという形になっている。このことは、高齢者世帯で高齢者夫婦のどちらか一人が欠けたとき、子と同居するケースが多いことを示している。

表II-13 家族形態別にみた65歳以上の者の数と構成割合の推移

年 次	総 数	単 独 世 帯	夫 婦 のみの 世 帯	子 と 同 居	子供夫 婦と同居	配偶者の いない子と 同 居	その他 の親族 と同居	非親族 と同居
推 計 数 (千 人)								
昭和55年	10,729	910	2,100	7,398	5,638	1,770	300	21
56	11,117	984	2,170	7,634	5,832	1,802	304	26
57	11,515	976	2,361	7,828	5,966	1,862	328	24
58	11,486	1,046	2,451	7,670	5,758	1,912	304	15
59	11,718	1,147	2,571	7,656	5,708	1,948	317	27
構 成 割 合 (%)								
昭和55年	100.0	8.5	19.6	52.5	52.5	16.5	2.8	0.2
56	100.0	8.5	19.5	52.5	52.5	16.2	2.7	0.2
57	100.0	8.5	20.5	51.8	51.8	16.2	2.8	0.2
58	100.0	9.1	21.3	50.1	50.1	16.6	2.6	0.1
59	100.0	9.8	21.9	48.7	48.7	16.6	2.7	0.2

資料：厚生省「厚生行政基礎調査」

図II-10 家族構成（年齢別）（57年）（単位％）

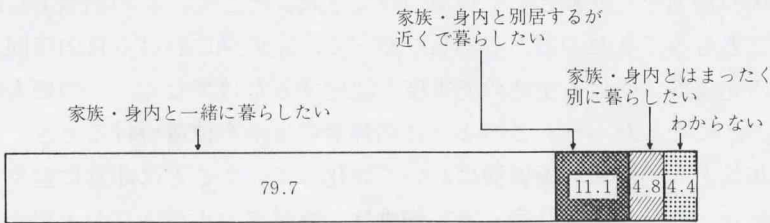


(2)単独世帯の増加と高齢者

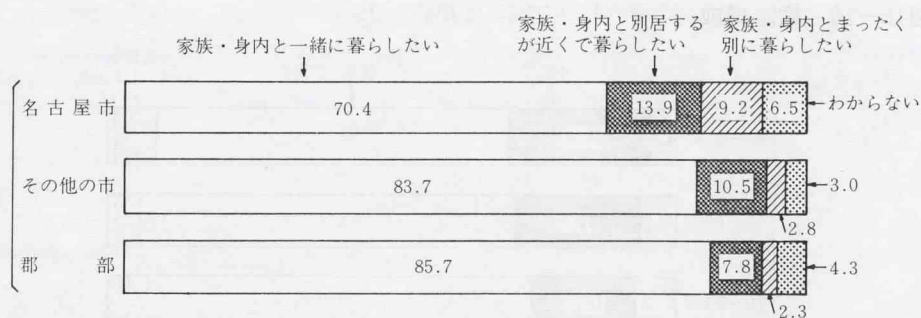
全国的にみられる単独世帯の増加および三世帯世帯の減少はどのような要因にもとづくのであろうか。その要因のひとつは、さきに第3節でみてきたように、住宅事情といった物理的要因も考えられるが、それより高齢者の自立性の増大と、それを支える経済的基盤がしっかりしてきたことであろう。このことは図II-10によってある程度の説明が可能である。すなわち、年齢別にみて夫婦のみの世帯の割合が減少していく分だけ、子の同居の割合が増えていることから、どちらか一人が欠けた場合、あるいは、高齢者の夫婦のみでは日常生活が困難になった段階で子供の世話になるという形をとっているのである。

しかし、愛知県と名古屋市がおこなった「高齢者生活実態調査」による家族との同居意向の調べでは、図II-11のような結果が出ているのである。これによると非常に強い同居志向がみられる。もし、「家族・身内と別居するが近くで暮らしたい」を加えて考えると、いずれの年齢階層も90%を超える高い水準で子と同居を希望していることがわかる。しか

図II-11 家族との同居意向（57年）（単位％）



図Ⅱ－12



も、この比率はさきの図Ⅱ－10で示された実態と大きく乖離しており、この乖離分が住宅や子供の勤務地等の要因で、別居を余儀なくされていると解釈されるのである。ただ、この調査は昭和57年におこなわれたものであるから、その後の社会情勢の変化が家族との同居について高齢者の意向をどのように変えてきたかを検討する必要があるだろう。

この点については、図Ⅱ－11において年齢階層別に同居意向に若干差がみられることと、さらに、図Ⅱ－12にみられるように、地域別にみても、同居志向に若干の差がみられることが、ひとつの説明材料を与えているようにみえる。たとえば、高齢者の仲間入りするまえの人びとはおそらく強い自立の精神をもっていると想定されるが、そのような人びとは高齢者の年齢に達した場合、経済的基盤がしっかりしていて、健康でありさえすれば、夫婦のみで生活していこうという意向が強くなるものと考えられるからである。また、地域間で同居志向に差がみられることは、高齢者の生活意識や生活様式がその生活環境にかなり影響を受けることを示すものである。したがって、今後、高齢化の進展も含めて社会情勢の変化は、高齢者の同居志向にも影響を与えるだろう。

その場合、影響度はそれほど大きくないとすれば、図Ⅱ－10でみてきた昭和57年の調査結果は大枠においてこれからも変わらないだろうといえる。そのため、単独世帯や夫婦のみの世帯の増加傾向は、高齢者の意向または希望に反して、別の要因が作用してきた結果といえるだろう。したがって、今後はこれらの要因をできるだけ取り除く形で高齢者の家族構成を考えていかねばならないだろう。

(3)人生80年時代のライフ・サイクル

前章3節では、人生80年時代を迎えて人生80年を4区分し、これまで老後とか余生とよばれてきた最後の期間を完成期として位置づけてきた。そして、この期間で自由時間が急速に増大することもみてきたのである。したがって、完成期における自由時間の使われ方は、その個人の完成期における生活の充実度を決定するだけでなく、その個人の生涯の意義をも深めることになるだろう。このように高齢者の生活を位置づけるとき、その生活の「場」を物的基盤と人的関係の両側面において強化していくことは非常に重要な条件となる。その意味から、高齢者を取り巻く家族構成は、高齢者の生活内容の大部分を決定する

ものといえる。

この場合、個々の高齢者にとって完成期はそれだけが独立してあるわけではなく、そのまえの教育期および生産期と密接に関連している。もっと具体的にいえば、生産期をどのように生きてきたかによって、その個人の完成期における生き方がほぼ決定されるとみなされる。おそらく、完成期における家族構成についての意向も、それまでの生き方によって左右されるだろう。現在の家族制度のもとでは、大半の人びとが生産期における夫婦の最大の役割は子供達の養育・教育であると考えているが、その場合、子供達が独立していく時期と自分達が完成期を迎える時期とが重なるとき、高齢者の気持ちは複雑となる。

たとえば、ある人は自分達に課せられた大きな役割は終わったとみなし、その後は自分達がやりのこしたことに専念しようという気持ちをもつかもしいない。また、ある人は自分達の役割は一応終わったとしても、子供達と一緒に暮して少し気楽な立場から、子供達にかかる大きな負担を少しでも軽減してやろうと考えるかもしれない。この場合、前者の気持ちを強くもつ人びとは、夫婦のみの世帯をもちながら子供達とは近くに暮し、どちらか一人が欠けたとき、子との同居を選ぶといった完成期の生活の仕方を考えるだろう、これに対して、後者の気持ちの強い人びとは、おそらく完成期のはじめから子との同居を選ぶだろう。しかし、完成期における高齢者の家族構成として、いずれの方向が選ばれるにしても、いつでも子供と同居ができるという状況が準備されていることが望まれるだろう。なぜなら、いつでも子供に頼ることができるという状態が準備されることによって高齢者の生活の「場」は強固なものとなるからである。

(4) 高齢者にとって望ましい家族構成

結局、高齢者にとって望ましい家族構成は、各個人によってそれぞれ異なると考えた方がよいかもしれない。さきの図II-11で示された子との同居意向の調べにもとづいても、三世帯世帯がつねに望ましいとする方向づけは単純すぎるようである。すなわち、最終的には子との同居を考えるとしても、完成期にはいつてしばらくは夫婦のみで生活し、できるだけ自分達の時間を自分達のためのみに使いたいとする人びとが増えてくゆかもしれない。それは、生産期も含めてその個人の生き方に非常に関連するだろう。また、その個人が完成期の生活のなかでなにに生きがいを見出すかにも深く関連することになる。

最近、生産期においても週休二日制の普及や移動時間の短縮によって自由時間が延長し、その使われ方も多様化や個性化が目立つ。そして、自由時間を労働時間や生活必需時間と同程度に重視し、積極的に活用しようとする姿勢が現われてきた。それだけに、これから完成期を迎える人びとは、完成期において多様な形で生きがいを見出していくといえよう。その場合、完成期における家族構成についても多様な考え方が持たれることになろう。

そのとき、同居か別居かという単純な割り切り方ではなく、その中間のさまざまな形態が想定されることになるだろう。たとえば、子供の世帯の近くに暮して、週末はお互いに訪問し合って一緒に暮すといった生活様式とか、あるいは、年に数回2つの世帯と一緒に

旅行するといった形態が想定される。この場合、大切なことは高齢者の意向ができるだけ実現するような形で高齢者を取り巻く家族構成が形成されていくことである。そこに、このような家族構成の実現を妨げる要因があれば、お互にそれを取り除く努力をしなければならないし、その要因のなかに個人の努力ではどうにもならない要因があるとすれば、国または地方公共団体の援助が必要となるだろう。

6 社会参加

(1) 高齢者の余暇利用状況

この節では、高齢者の生活の「場」における人間関係のうち、家族を取り巻く社会的環境での人間関係つまり地域社会とのつながりについて検討を加える。この場合、地域社会とのつながりは社会参加を意味するが、そこには積極的な場合と消極的な場合とがある。前者はボランティア活動（奉仕活動）であり、後者はクラブ活動などを含む。これらの社会参加の形態は、各個人の自由時間の使われ方によって決まり、完成期における生きがいをどこに求めるかによって社会参加の形態が決定されるといえる。

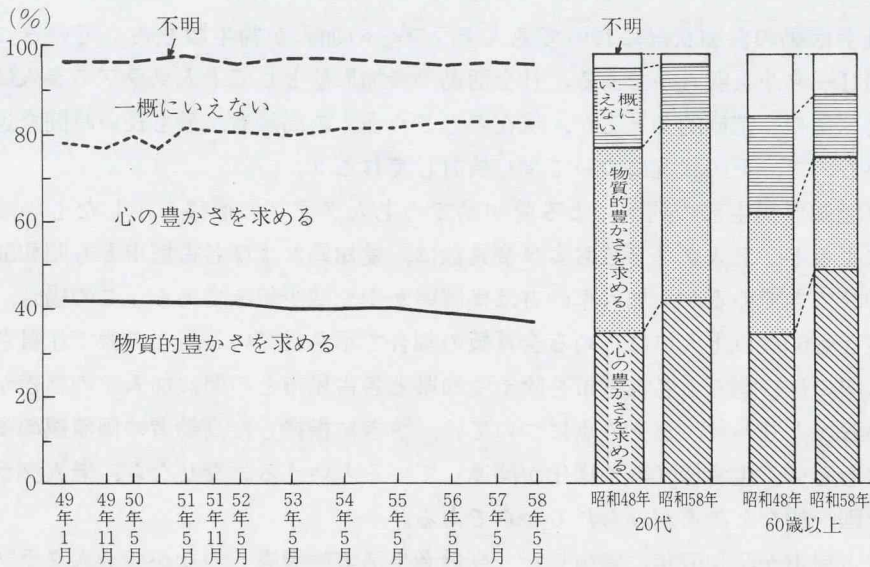
高齢者の地域活動への参加状況については、昭和57年の愛知県における状況が図Ⅱ－9で示されたところであるが、年齢階級別でかなりの差があるものの、全体でみれば何も参加していないとする人の割合が36～8%であるのに対して、何らかの形で参加している人の割合がはるかにそれを超えていることがわかる。そして、年齢別にみると何も参加していないとする人の割合が最も高いのは、60～64歳と85歳以上とであるが、前者はまだ多くの人が仕事をもっているためと考えられるし、後者は肉体的に参加が難しくなっているとみ

表Ⅱ－14 スポーツ活動の総平均活動時間、行為者率、行為者1人当たり活動時間の変化

年 齢		1970年	1980年	変化量
総 数	総平均活動時間（時間：分）	6	5	－ 1
	行 為 者 率（千人当たり）	55	73	18
	行為者1人当たり活動時間（時間：分）	1：43	1：13	－30
20 歳 代	総平均活動時間（時間：分）	9	5	－ 4
	行 為 者 率（千人当たり）	64	68	4
	行為者1人当たり活動時間（時間：分）	2：15	1：16	－57
70歳以上	総平均活動時間（時間：分）	1	5	4
	行 為 者 率（千人当たり）	21	71	50
	行為者1人当たり活動時間（時間：分）	48	1：08	20

備考： NHK「国民生活時間調査」による

図II-13 価値観の変化（精神的豊かさを望むか物質的豊かさを望むか）



備考：総理府広報室「国民生活に関する世論調査」による

ることができる。そして70歳代の高齢者の場合、何も参加しないとする人が30%以下になっている。このようにみると、健康な人の場合、自由時間は積極的に活用されているとみなされる。

表II-14は、「国民生活時間調査」(NHK)にもとづいて整理されたものであるが、昭和45年と55年を比較してスポーツ活動に費された時間を年齢別に比較したものである。この表から明らかなように、20歳代では総平均活動時間数は減少しているのに、70歳以上の場合、総平均活動時間は10年間で5倍に増えているのである。おそらく、この時間の大部分はゲート・ボールに費やされたものであろう。このように、高齢者の場合、何となく時間を過すといったタイプの人が少なくなって、かなり活動的になってきたとみることができる。これまで積み重ねてきた知識や技能を活かして社会に貢献するといった気負った姿勢はないにしても、社会活動に参加することによって毎日の生活に充実感をもつことができると考えるようになったとみるべきであろう。この点に関して、図II-13が一つの参考資料を提示しているといえよう。この図は、総理府広報室がおこなった「国民生活に関する世論調査」にもとづいて、価値観の変化をみたものであるが、ここでも20歳代に比べて40歳代の価値観の変化が大きく現われているようである。とくに「物質的豊かさを求める」が減少して、「心の豊かさを求める」が大きく伸びている。

このことから今後予想されることは、高齢者の余暇の利用のなかで、社会活動の参加の割合が増加していくか否かは確定し難いところであるが、余暇時間に生きがいを見出し、その使われ方がこれからも多様化していくことだけは確かであろう。

(2)老人クラブの実態

高齢者の社会活動の参加状況において老人クラブへの加入が約半数を占めていることが、さきの図Ⅱ－9から明らかである。社会活動の参加形態として老人クラブの参入は、奉仕活動に比べてやや消極的であるが、現在のところ多くの高齢者が最も長い時間を過す場所としているので、その状況について少し検討しておこう。

表Ⅱ－15は愛知県民生部の調べによる愛知県での老人クラブの推移を示したものである。この表によると、老人クラブ数および会員数は、愛知県および名古屋市とも昭和50年以降順調に伸びてきているが、加入率の方は横ばいかやや減少気味である。この場合、加入率は各年度とも60歳以上人口に占める会員数の割合で示されている。この表で注目される点は、加入率の伸び悩みと名古屋市を除く愛知県と名古屋市との間に加入率の格差がみられる点である。とりわけ、まえの点については、さきに指摘した高齢者の価値観の多様化と、それにもとづく生活様式の多様化が関連しているといえる。なぜなら、老人クラブはその性格上画一的なところがみられるからである。

愛知県・名古屋市が昭和57年に実施した「高齢者生活実態調査」のなかで老人クラブへのみ参加の理由を調べているので、その結果を図Ⅱ－14にかかげておこう。この図によれば、年齢階層別に不参加理由は異なるが、このなかで「老人扱いはいやだから」とか「活動内容に興味がわからない」といった理由が、かなりの割合を占めていることが注目される。さらに、60歳代では「働いているから」という理由も大きな割合となっている。このことから、老人クラブへの参加が高齢者同士のつきあいといった感じにしか受けとめられていないように思われる。もし、そうであれば、これまでの老人クラブのあり方について再検討の時期に入るといえる。

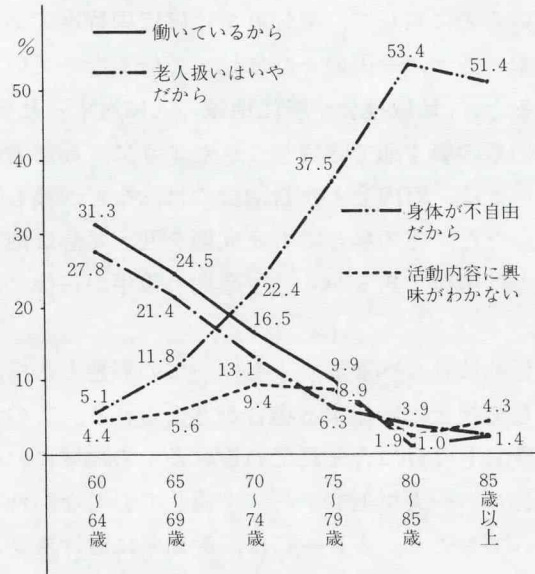
表Ⅱ－15 老人クラブの推移

年度	ク ラ ブ 数			会 員 数			加 入 率 (%)		
	愛知県 (名古屋市を除く)	名古屋市	計	愛知県 (名古屋市を除く)	名古屋市	計	愛知県 (名古屋市を除く)	名古屋市	計
50	3,391	1,534	4,925	216,066	94,004	310,070	58.4	46.9	54.3
55	4,021	1,931	5,952	264,373	116,635	381,008	61.2	50.8	57.6
56	4,107	1,976	6,083	272,995	118,831	391,826	61.3	50.4	57.5
57	4,177	2,035	6,212	279,781	121,863	401,644	60.9	50.2	57.2
58	4,262	2,071	6,333	287,190	124,306	411,496	60.4	49.6	56.7
59	4,328	2,091	6,419	294,578	126,129	420,707	60.5	48.3	56.2

資料： 愛知県民生部調べ
注：加入率は、その年度の60歳以上人口に占める会員数の割合

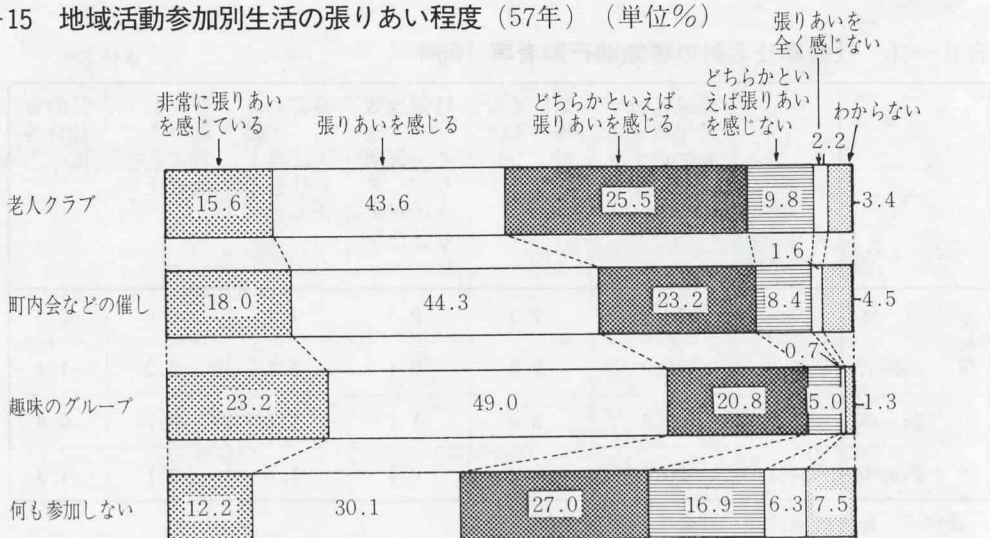
図II-15は、同じく愛知県・名古屋市がおこなった「高齢者生活実態調査」にもとづくものであるが、この図によっても、「非常に張りあいを感じている」を含む「張りあいを感じる」の割合は、町内会などの催しや趣味グループに比べて、老人クラブのそれはかなり低くなっている。このことから、老人クラブがその活動において行き詰まりにきていることが察せられる。したがって、高齢者の生きがいを考えるうえで老人クラブのあり方は大きな問題といえる。

図II-14 老人クラブへの不参加理由 (57年)



資料：愛知県・名古屋市「高齢者生活実態調査」

図II-15 地域活動参加別生活の張りあい程度 (57年) (単位%)



資料：愛知県・名古屋市「高齢者生活実態調査」

(3)社会奉仕活動の状況

つぎに、高齢者の積極的な社会参加である社会奉仕活動の状況についてみておこう。これに関する資料としては総理府統計局がおこなった「社会生活基本調査」がある。表II－16は、社会奉仕活動の種類別行動者率について、愛知県と全国とを比較したものである。この表から、愛知県の高齢者の社会奉仕活動についていくつかの特徴が指摘される。まず、行動者率について全体と高齢者との間を比較すると、全国では高齢者の方の比率が低くなっているのに対して、愛知県ではほぼ同程度である。しかし、全体としては、愛知県の行動者率の方が、全国のそれに比べて低くなっている。また、奉仕活動の種類別に行動者率をみると、「地域社会や居住地域の人に対する社会奉仕」が最も大きな比率となっている。

この章の第4節で議論してきたように、高齢者の日常行動圏の基本が徒歩圏であることからいえば、町内会とか自治会の世話などが最も典型的な社会奉仕活動の形態といえるだろう。ただ、その場合でも完成期を迎えて急に地域社会や居住地域にとけ込んでいくということは困難であるから、生産期の後半から徐々に地域社会に参加することが必要なるだろう。

積極的に社会へ参加するもう一つの形態として、これまで積み重ねてきた知識や技能を活用して社会に奉仕する場合が考えられる。この場合、一種の就業という形をとるが、奉仕の要素も多分に含まれている。多くの地域において、これは高齢者能力活用協会（いわゆるシルバー人材センター）を通じておこなわれている。ここでは愛知県におけるその動向をみておこう。表II－17は、愛知県におけるシルバー人材センターの活動状況を示したものである。

この資料は愛知県民生部の調べによるものであるが、昭和54年から59年までのおおよそ5年間で協会数で6倍、会員数で6倍強の増加をみており、このような形態での社会参加

表II－16 社会奉仕活動の種類別行動者率（56年）

（単位：％）

種類 区分		計	地域社会や 居住地域の人 に対する社会 奉仕	福祉施設 等の人に対 する社会奉 仕	特定地域 （へき地 や災害地 など）の 人に対す る社会奉 仕	特定のグ ループの 人に対す る社会奉 仕	その他一 般の人に対 する社会 奉仕	公的な 社会奉 仕
愛 知 県	全 体	23.8	18.4	2.3	0.5	1.4	5.6	0.8
	高齢者	23.3	20.0	2.8	0.4	2.2	2.2	1.1
全 国	全 体	26.0	19.6	3.0	1.1	1.7	6.7	0.8
	高齢者	24.1	20.7	3.3	0.6	1.7	2.1	1.3

資料：総理府統計局「社会生活基本調査」

注：1. 行動者率とは過去1年間に於いて社会奉仕活動を行った人の割合

2. 高齢者とは65歳以上

がこれからも増大していくことが示唆されている。とくに、高齢者の場合、仕事を通じて社会に役立っていることに大きなよろこびを感じている様子が、この表からうかがわれる。むしろ、健康で体力が少しでもあれば、仕事をしつづけるというのが人間の本来の姿であるのかも知れない。そうであれば、完成期における各個人の生き方のなかで能力活用協会の存在は重要な意味をもつことになろう。

表II-17 高齢者能力活用協会の活動状況（愛知県）

年度	協会数	年度末 会員数	年 間 就 業 状 況			
			受 注 件 数	就 業 人 員	就 業 延人員	就業率
54	協会 5	人 1,041	件 748	人 1,152	人 8,085	% 19.3
55	12	2,468	4,699	5,175	51,207	24.4
56	19	3,745	9,018	11,699	114,706	30.7
57	24	5,092	15,500	20,379	194,875	37.2
58	27	5,836	20,932	26,972	250,851	40.3
59	33	6,763	28,349	36,579	347,266	47.7

資料：愛知県民生部調べ

(4)都市の形態と高齢者の社会参加

老人クラブの加入率を取りあげてみても、名古屋市を除く愛知県と名古屋市との間にかなりの格差があることが、表II-15によって明らかにされた。このように、高齢者の社会参加の仕方は、その都市の形態や地域社会の構造によって影響されるところが大きい。勿論、基本的には各個人の価値観や生き方に依存するのであるが、それらが逆にこれまで住んできた環境によって影響されるとすれば、高齢者の生き方自体が地域社会の構造と少なからず関係することになる。

その場合、地域社会での連帯性が強い地域ほど、高齢者が長くそこに住んでいれば、社会参加はどのような形態でも容易となる。そして、地域の連帯性が祭事や共同作業などを通じて徐々に育っていくとすれば、都市部より農村部の方がはるかに高齢者にとって生活はやり易いことになるだろう。おそらく、そこでは完成期を迎えたからといって、それほど大きく生き方を変える必要もないし、世代間の断絶も小さいだろう。これに対して、事業所が集中し、経済活動を通じてのつながりしかない都心部では、高齢者が地域社会に参加する余地はほとんどのこされていないとみなされる。

かくして、社会参加の問題だけに限定しても、高齢化に対する対応の仕方は都市部と農村部では異なることになろう。とくに、農村部において農業に従事してきた人の場合、後

継者問題などの厄介な問題をかかえているが、生産期と完成期の区分もそれほどはっきりしないままに、連続的に生活がつづいていくように見受けられる。これに対して、都市部において勤めに出ていた人の場合は、定年退職によって生産期と完成期がはっきり区分される。しかし、完成期において地域社会への参加が重要な意味をもちはじめても、その機会が乏しいという問題がある。

社会参加の問題を考えると、大都市圏の周辺部で形成されてきた住宅団地がもう一つの問題を提起している。とりわけ、その規模が大きい場合、団地内でも地域の連帯性は稀薄である。多くの場合、団地の周辺部は古くからの集落が点在し、強い連帯性をのこしているなかで、団地だけが都会風の生活がおこなわれてきたともみなされる。しかし、住宅団地の平均年齢がだんだん高まっていった、高齢者に仲間入りする人びとが増えてくると、地域社会への参加に関しては、団地の形態が必ずしも適切なものでないことが明らかになってきた。このようなところでは、高齢者が自治会の運営などに積極的に参加する方向で考えるべきであるが、そのためには高齢者だけでなく、団地全体で高齢化の問題を考えていく必要がある。

第III章

人生80年型生涯設計とライフ・サイクル

1 生涯設計の必要性和その前提

(1) 「生きがい」とはなにか

人はしばらく平穏な日々がつづく、それに飽いて生活に変化を求め、反対に、厄介な出来事にぶつかる、平穏無事な生活をなつかしむ。また、外からみて平穏な生活を送っているように見える人でも、心のなかで悩み事のかかえている人もいる。いつも忙しく働いている人でも、心は充実感で満たされているかもしれない。このようにみえてくると、人の幸せは他人が測り知るものではなく、自分自身が決めるものといえる。言い換えれば、心の豊かさとか幸せは、その人の心の持ち方に左右される部分が大きい。

人の生き方において、動物のそれと基本的に異なることを求めるとすれば、誰もが目標を設定し、毎日の生活のなかでその目標にできるだけ近づこうと努力することではないか。人も動物も一つ一つの行動はある動機にもとづいておこなわれている。ただ、その動機が本能だけに依るのか、それとも、自分がかかげた目標にもとづくかの違いが、人と動物を区別する。動物が行動を起す場合の動機はすべて本能にもとづくのに対して、人の場合、本能に依ることもあるが、大部分は目標と結びついた動機が起点となっている。そして、人は一つ一つの行動を積み重ねていくことで、目標に少しでも近づき得たことを知るとき、大きなよろこびを感じる。これが生きがいである。

かくして、生きがいはその行動が合目的である人間のみが持ちうる特権であるといえないこともない。そして、人はひとつの目標が実現しても、すぐにより高い目標をかかげようとするところから、いつまでも生きがいを持ちつづけることができる。生きがいは目標に少しでも近づき得たときの感動とみなしてきたが、この感動がさらに目標へ近づこうとする力を呼び起す要因となる。いわば、生きがいは人の生活の原動力である。

したがって、もし、人が目標をかかげることを止め、生きがいを感じなくなったとすれば、生きることに挫折したことになる。人はしばしば目標の実現に失敗したとき、挫折感をもつ。しかし、それは長くつづかないで新しい目標を設定して、それに向って歩きはじめるものである。このように挫折感から人をすぐに立ち直らせる力は、これまでの生活において経験してきた生きがいであり、そのときの充実感に対する記憶である。このようにみえてくると、高齢者といえども、生きがいのある生活を送らねばならないし、また、送ることができるはずである。

ただ、人によって目標の内容や設定のしかたが異なることを考えるとき、生きがいの意味も人によって大きく異なるだろう。ある人は心の豊かさに深く関係する真理の探求や美の追求に目標をおくかもしれないし、また、別の人は物質的豊かさに関連するものに目標を求めていくかもしれない。また、人がかかげる目標を利己的なものと利他的なものに区分することができるだろう。その場合、どのような内容の目標でも設定することはできるが、ただ、つぎのようなルールだけは守られねばならない。それは、自分のかかげる目

標が他の人によっても受け入れられるものであり、その目標の実現のためにおこなう行動も他の人によって許容されるものでなければならないということである。

(2)「完成期」の位置づけ

人によって目標の内容が異なるように、目標の立て方やそれへの接近方法も人によって異なる。ある人は比較的实现し易い目標を立て、それが実現すればあらたに別に目標を立てていくといった生き方を選ぶかもしれない。また、ある人ははじめから遠大な目標をかかげ、それに一步一步近づくといった生き方に徹するかもしれない。また、遠大な目標をかかげる人のなかには、当面実現すべき課題を設定し、それによって毎日の生活を律していくといったより計画的な生き方をとる人もいる。このように、人の生き方や生活態度の違いは、目標の内容や立て方の違いによるものといえる。

人の生き方を「生きがい」を軸として考えるとき、毎日の生活の連続性が一層明確となる。今日の生活は昨日の生活にもとづき、明日の生活を規定する。この生活の連続性を考えるとき、高齢者の問題を老後の短い期間だけに限定できなくなる。老後は長い生涯の一期間として捉えていかねばならない。さきにおこなった、人生80年の4区分でいえば、はじめの20年間の「教育期」、つぎの20年間の「前期生産期」、そのつぎの20年間の「後期生産期」、そして、最後の20年間の「完成期」が相互に関連し合っているため、高齢者の問題を「完成期」での高齢者の生き方だけに限定して論ずることはできないのである。なぜなら、「完成期」をどう生きるかは、「教育期」や「生産期」をどう生きてきたかに大きく依存するからである。

ここで、生産期の早い時期から遠大な目標を立て、それに一步一步近づくような生き方をしてきた人にとっては、生産期と完成期の間には殊更区分はなく、連続した生き方をそのままつづけることができるだろう。ただ、完成期において自由時間の延長とか肉体的機能の衰えといった生活環境に変化が起きるだけである。これに対して、比較的容易に実現しそうな目標を立て、それが実現するとつぎに新しい目標をかかげて、その達成に努力するような生き方を繰り返してきた人は、完成期を迎えてあらたに目標を設定しなければならないとき、戸惑いを感じるかもしれない。たとえば、生産期においてかかげてきた目標が物質的な豊かさに関連するものであったとすれば、完成期において設定されるより精神的な目標とのつながりがそれだけつけにくくなるだろう。この場合には、生産期と完成期の連続性がとくに重要となる。

(3)生涯設計の必要性

生きがいは目標の設定だけで生まれるものではない。毎日の生活のなかで、目標に向けて一歩でも二歩でも近づき得たことを感じとらねばならない。そして、目標の実現は毎日の生活でおこなわれる一つ一つの行動の積み重ねによって可能となる。しかし、そこでと

られる行動が目標の実現とは関係がないとか的外れの行動であれば、いくら苦勞しても充実感は湧いてこないだろう。そのため、つねに生きがいを持ちつづけるためには、目標を設定するだけでなく、その実現への道程を見定めていかなければならない。これが人生計画である。したがって、設定される目標が高遠で生涯を通じてその実現をはかっていかなければならない場合、人生計画は生涯設計という性格をもつことになるだろう。

言いかえれば、生涯設計は目標に向っての指針となるものであり、目標に向って一步一步すすんでいくための環境造りである。したがって、生涯設計は毎日の生活の一つ一つの行動をきめ細かく決めるものではなく、生活の大きな枠組みを決めるものといってよいだろう。それだけに、生涯設計は一度決定すれば変更はできないというものではなく、むしろ毎日の生活を重ねていくうちに考え方が変わり、目標が変わるとすれば、自ら生涯設計を変えていくべきものである。

(4)生涯設計の内容とその前提

生涯設計は自分の設定した人生の目標に向って少しでも近づくための道程であるから、毎日の行動をきめ細かく規定するのではなく、きわめて大雑把な方向づけを内容とする。そのため、生涯設計の具体的内容は、生活時間の使い方とか、生活の「場」のあり方について将来の方向づけをおこなうものとなる。たとえば、生活の「場」のうち生活の本拠地としての住宅についていえば、いつ頃自分の家をもつかとか、住宅を建設する場合子供との同居を考えたかどうかといった計画内容となるのであって、何処に、どのような広さの住宅を建てるかといった詳細な建設計画は、生涯設計には必ずしも含まれない。

あるいは、完成期にはいつ子供達がすべて独立したときの家族構造を想定するとき、夫婦のみでできるだけ生活をつづけるのか、それとも長子との同居を考えたかといった、きわめて大まかな内容が生涯設計に盛りられることになる。また、生活時間についていえば、生涯設計に盛りられる項目は、退職時期の決定などであろう。もし、定年の時期があらかじめ決まっている場合には、定年後も仕事をつづけるか否かが、生涯設計の重要な項目となる。しかし、どのような仕事をするかといった具体的内容は含まれない。

このように眺めてくると、生涯設計の内容は各個人によって異なるとしても、その様式は各個人が想定するライフ・サイクルのいくつかの人生の節目で、直面する複数の選択肢のなかから、どの選択肢を選ぶかという形態をとることになるだろう。たとえば、末子の進学とともに妻が職場復帰することが可能になったとき、それを実行に移すか、それともそのまま主婦専業でいくかの選択をする場合生涯設計が重要な役割をはたす。なぜなら、この時点での選択は、ただ家の収入を増やすだけでなく、長期的には自分の完成期になってからの生き方にも大きな影響を与え、また、夫の退職時期の決定にも影響を与えとみなされるからである。

生涯設計が生産期の早い時期に立てられる場合、将来の見通しは漠然としたものにならざるを得ないから、設計の内容もそれだけ大まかなものとなるが、それでもライフ・サイ

クルの節目における選択にあたって、生涯設計はいくつかの選択肢のなかから最も適切なものを選ぶのに役立つだろう。その場合、ある節目における選択が、その後の生活にどのような影響を与えるかを見通していくのに、生涯設計が示唆を与えてくれるからである。それは、春に咲かせる花の種子蒔きは前の年の秋におこなっておかねばならないように、完成期に描いている生活の目標や生き方がそのまま実現するためには、生産期の早い時期からの準備が必要であることを示すものである。

以上のことから、生涯設計はできるだけ早く誰もがもつ必要があるといわねばならない。その内容はつねに固定されたものではなく、流動的であってもよい。多分、ある個人が設定する目標がある程度実現して、より高い目標が設定される毎に、生涯設計の内容は変わっていくはずである。しかし、どのような節目で選択をおこなうにしても、そのときの生涯設計が適切な選択へ方向づけるものでなければならない。

2 ライフ・サイクルと生活の「節目」

(1)人生80年時代のライフ・サイクルの設定

生涯設計の立案にあたって、つぎのような手順に従うことにしよう。まず、人生80年時代のライフ・サイクルを想定し、それにもとづいて、結婚とか、長子の誕生など自分も含めて家族におこる人生の「節目」をいくつか設定する。そして、各節目で直面する人生の選択において、どのような選択肢を選ぶべきかという形で生涯設計の内容を固めていくものとする。たとえば、長子の結婚という節目では、子供と同居を選ぶか、それとも別居を選ぶかが問われるだろう。そのため、生涯設計の立案は、人生80年時代のライフ・サイクルを想定することからはじまる。

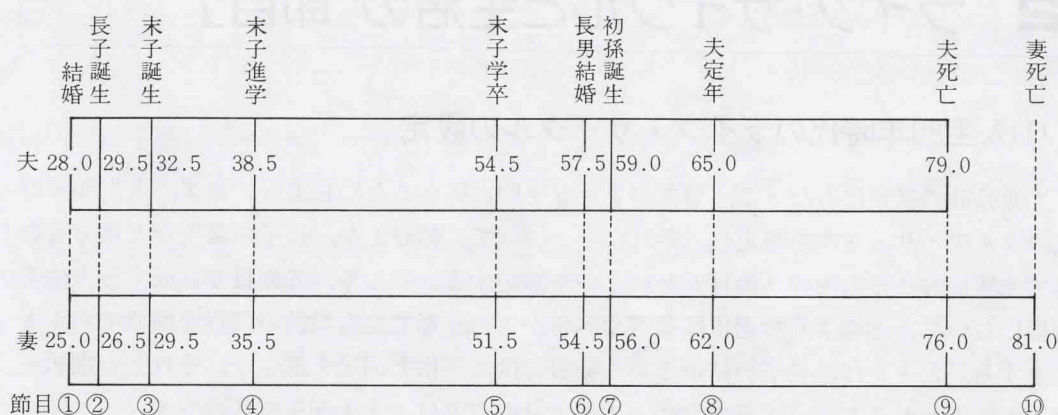
ここでは夫婦子2人の標準世帯について最も平均的な人生を想定する。その前提につぎの5つの基本的事項を設定する。

- (i)厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口」にもとづいて、夫および妻の寿命をそれぞれ79歳と81歳とする。
 - (ii)夫の定年は65歳とし、そのあとの就労については選択とする。
 - (iii)公的年金の給付は65歳（夫）からとし、給付水準は定年時の給与水準のほぼ60%とする。
 - (iv)「生産期」の役割のひとつに子弟の教育を含め、したがって、子弟を大学卒まで扶養するものとする。
 - (v)「生産期」の所得水準は一定の伸び率で上昇するものと想定する。したがって、定年後の生活水準の選び方によって「生産期」の消費水準が決まることになる。
- これらの基本的事項にもとづいて、図III-1のようにライフ・サイクルが描かれるが、そ

これは、結婚からはじまって妻の死亡で終る形となっている。結婚は夫28歳、妻25歳とする。そして、結婚後1年半で長子が誕生し、さらに3年を経て末子が生まれるとしている。そのあとの長子および末子の進学の様子は、現行の6・3・3制にもとづいて計算されており、長子が男子の場合を想定し、親と同じ年齢で結婚し、そとあと親と同じライフ・サイクルを繰り返すものとする。

ここで想定しているライフ・サイクルは平均的なものもあって、実際には、各個人のライフ・サイクルはそれぞれ異なった形態をとるだろう。ただ、さきに描いた図Ⅲ-1のライフ・サイクルはそれらの平均的なものとして想定されるので、各個人のライフ・サイクルがここから乖離するとしても、その乖離幅はそれほど大きくはないだろう。この平均的なライフ・サイクルのうえにいくつかの人生の「節目」を設定し、「節目」毎に想定される選択肢のなかから、適切な選択をおこなうという形で、生涯設計を考えていくようにしよう。

図Ⅲ-1 ライフサイクルと生活の「節目」



(2) ライフ・サイクルにみられる人生の節目

図Ⅲ-1から明らかなように、ライフ・サイクル上の人生の節目は、家族構成の変化および家族の生活環境の変化を中心に描かれている。そして、ここでは結婚から妻の死亡までを10個の「節目」で区切ることになっている。改めて、順序を追って10個の「節目」について眺めておこう。節目①の結婚について、その1年半後に長子の誕生が節目②で想定される。節目③は第二子の誕生であるが、第一子と第二子の年齢差は3歳となっている。これから6年後に第二子が小学校へ進学するが、この節目④は妻の子育てが一応終って、自由時間が増加することを意味する。その後、子供達の進学と卒業が繰り返されていくが、第二子の大学卒業をもって節目⑤とし、このとき、夫婦は子供達の扶養を終えることになる。

そのあと、第一子が男子の場合、親と同様に28歳で結婚すると想定するとき、夫が57.5歳で節目⑥を迎える。そして、その1年半後に初孫の誕生の節目⑦を迎える。節目⑧は夫

が65歳で退職することを示す。このあと、夫は79歳まで生きて人生を終る。このとき妻は76歳であるが、妻にとっては節目⑨となる。このあと、妻はさらに5年間生きて81歳で生涯を終える。したがって、節目⑩は夫婦のライフ・サイクルの終結という意味より、つぎの世帯の大きな「節目」という意味が大きい。

以上のように、夫婦のライフ・サイクルを結婚とともに始まる節目①からはじめていているが、夫婦ともそれ以前にそれぞれ重要な「節目」はあったと思われる。それらはその子供達の節目によって繰り返されるものとして、図III-1には示さなかった。したがって、夫婦ともその教育期にあたる部分は図示されていない。そして、節目①から⑦までが生産期に含まれ、節目⑧以降が完成期に含まれることになる。これで見ると、完成期の生活内容は比較的単調なものとなっている。それだけに、完成期の生き方はそれ以前の生産期の生き方に左右されることが大きいといえる。

(3)人生の節目と生活の6側面

夫婦2人の標準世帯の平均的なライフ・サイクルを想定し、さらに、家族構成の変化や家族の生活の変化にもとづいて、10個の節目を設定してきた。これにもとづいて生涯設計の内容が明らかにされていくが、その場合人生の節目毎に直面する選択において、どのような選択肢を選ぶかということで設計の内容が埋められていく。そこでの選択の内容は、これまでみてきたように生活時間と生活の「場」の両側面に関連する6つの事項に区分される。その6つの事項は、生活保障に関係する「就労」と「消費生活」に、「健康」、「住宅」、「人間関係」および「生きがい」が加えられる。この場合、10個の「節目」毎に6個の事項のすべてについて選択の問題が起ってくるというものではない。

たとえば、節目①の結婚について問題となるのは、妻の就労に関してであろう。すなわち、妻は結婚前からの仕事をそのままつづけるか、あるいは、主婦専業となるかの選択に迫られるであろう。また、夫婦の問題としては、住宅建築計画をこの時分から立案して、その実現に向って努力していくか否かの選択の問題があるだろう。しかし、その他の事項については、それほど重要な選択肢が想定されるわけではない。

ただ、結婚の時期に夫婦にとってきわめて重要な問題がもう一つある。それは自分達の家族構成についてである。すなわち、将来、子供を何人もってどのような家族構成にするかは、夫婦が一緒に考える最初の問題である。しかし、ここではこの問題は平均的なライフ・サイクルを設定することによって解決済みとしてきたのである。また、家族構成に関していえば、自分達の親との同居の問題があるが、これについては、節目⑥において子供の結婚のときの選択の問題として取り扱うこととしている。

さらに、結婚のときに夫婦で話し合って決めなければならない問題として、結婚後の消費生活を自分の所得に合せて、どのような水準で維持していくかという問題がある。これは、別の見方をすれば、貯蓄計画を立案するということにもなる。その場合、住宅建築計画を同時に立てていくとすれば、その後の貯蓄水準にきわめて大きな影響を与えることに

なるだろう。また、節目⑧以降の消費生活をどのような水準でつづけていくかによっても、結婚後の生活水準は影響を受ける。たとえば、夫の引退後もそのときの消費水準をほぼ維持していくものとすれば、「生産期」における貯蓄計画はかなり高い水準のものを立てていかねばならないだろう。このように節目毎の選択の影響は、そのときだけにどまらず、そのあとの節目での選択にも密接に関連することになる。この点からも、生涯設計ができるだけ早い時期に立てることの必要性が指摘されるだろう。

(4)生活設計と「節目」における選択

以上のように、生涯設計の立案の手順にしたがうとき、その内容は各節目で設定される選択肢のなかから、生活に関連する6つの項目について、どのような選択を選ぶかによって決まってくるだろう。そのため、ここでは各節目で想定される選択問題を整理しておくことにしよう。表Ⅲ-1は横の欄に生活時間および生活の「場」に関連する6つの事項を示し、縦の欄で10個の節目を示すことによって両者の組合せの枠組みの中で想定される選択肢が示されている。

表Ⅲ-1の枠組みに記入された選択肢のなかから、一つずつ選択していくことによって、その個人の生涯設計が立案されていくが、その組合せはなん通りも想定されているので、おそらく、各個人ごとにその生涯設計の内容は異なることになるだろう。したがって、ここでその一つ一つの生涯設計を示すことはできないので、生涯設計の立案にあたって重要とみなされる枠組みをいくつか取りあげ、その相互の関係を明らかにしておこう。

表Ⅲ－1 生涯設計と節目における選択

関連事項 節目	就 労	消 費 生 活	健 康	住 宅	人 間 関 係	生 き が い
①	妻：仕事をつづけるか主婦専業か。	貯蓄計画の立案		住宅建築計画の立案		
②						
③						
④	妻：主婦専業か再就職か		健康に留意しはじめる	住宅をもつ		
⑤			定期検診を受けるようになる			
⑥					三世代同居	
⑦					(三世代同居)	
⑧	夫：完全引退か70歳まで仕事をつづけるか	ケース1 消費水準を高めていく ケース2 消費水準の維持 ケース3 消費水準の20%カット		退職金で住宅を増改築する	(三世代同居)	パターン1 仕事をつづける パターン2 社会への奉仕 パターン3 趣味をのばす パターン4 学習をつづける
⑨					子供との同居	
⑩						

3 生涯設計と生きがい

(1)貯蓄計画と老後の生活水準

完成期において充実した時間を送るためには、いくつかの条件が満たされねばならないが、そのなかでも十分な生活保障は重要な前提といえる。その意味からすれば、節目⑧における消費生活に関する選択は慎重でなければならない。表III-1では、夫の退職後の消費水準として3つの選択肢が想定されている。このうち、ケース1の「夫の引退後も従来通り消費水準を高めていく」と、ケース2の「夫の引退時の消費水準をそのまま維持していく」は、完成期における生活の充実度が、消費水準に少なからず依存するものとする姿勢を代表するといえる。これに対して、ケース3の「夫の引退時の消費水準の80%程度まで生活水準を下げる」は、仕事をしないのであるから、生活水準を下げるのは当然であるとし、完成期における生活の充実は、自由時間の使い方にあるという生活態度を示す。

しかし、ここで重要なことは、いずれのケースを選択するにしても、選択にあたってそれ以前の生活の仕方に制約をうけるということである。別のいい方をすれば、節目⑧までの消費生活の内容のいかんによっては、3つの選択肢が示されても、自由に選択できない場合があり得るということである。さきに、生活設計を立てる場合の基本的事項のなかで、公的年金の給付について、夫65歳から給付され、その水準は定年時の給与の60%程度と想定してきたが、その場合、いずれのケースが選ばれるにしても、公的年金の給付だけで生活できないことから、その差額は私的年金ないしは貯蓄で埋められねばならない。

その場合、ケース3よりケース1および2のほうが、差額は拡大することになるから、その分の貯蓄を引退時期までにおこなっておかねばならない。言い換えれば、節目①において完成期における消費生活を見越した貯蓄計画を立てることが求められるのである。おそらく、節目⑧でケース1を選ぼうとする人は、比較的堅実な生活態度をとる人であるといえるが、それだけに早い時期からきびしい貯蓄計画を立てていかねばならない。これに対して、ケース2および3を選ぶ場合には、節目⑧までの生活においてケース1を選ぶ場合より高い水準の生活を維持することができだろう。このように、生涯設計の立案は人生の各節目で出合ういくつかの選択問題を前もって予想して適切に対処するための前提になるものといえる。そのことによって、各節目での選択の幅が非常に拡大されることは明らかである。

(2)三世代世帯への志向

さきに世帯構成の推移をみたとき、実際には核家族世帯や単独世帯の構成比が漸増傾向にあることが指摘されたが、一方、高齢化社会に関する意識調査ではつねに老後の同居への志向が強く出ているのである。この現実と志向の乖離をどのように理解すべきか。さき

の議論では、別居を余儀なくしている要因の一つとして住宅問題を取りあげてきたが、このほかにもいろいろの要因が同居を困難にしているとすれば、それらの要因を一つずつ取り除いていくことが必要となる。これに対して、同居を妨げる要因はなにもないのに、子供達の生活を考慮して別居を選んでいるような場合には、子供との間で十分な話し合いをもつ必要があるだろう。その際にも、夫婦は生涯設計を立案し、それにもとづいて子供と話し合っていくことが必要となる。

三世代同居を決定する時期として、ライフ・サイクルのいくつかの節目が考えられる。最も早い時期は長男の結婚のときであるが、その場合、夫婦はまだ現役であるので、子供夫婦とりわけ嫁と姑の関係が難しい形となるおそれはある。ただ、夫婦と子供夫婦の家庭での役割分担を明確にしておくならば、かえって、うまくいくことも考えられる。その場合でも、子供夫婦も将来を見通した生涯設計をもつ必要がある。たとえば、自分達の家族計画を親に示し、初孫誕生までは妻は勤めをつづけ、その間、家事のかなりの部分を親に頼るといった分担を決めていく。

つぎに、三世代同居を考える時期として、節目⑦の初孫誕生が考えられる。この時期に同居を選ぶ場合、子供夫婦が新婚時代に2人だけで、そのあとの長いライフ・サイクルの基礎を築くべきであるという、親の理解が求められる。また、この時期に同居を選ぶ場合子供夫婦はそのまま共働きをつづける可能性が強いが、そのためには親夫婦の間に家庭での役割分担を明確にしておかねばならない。そのつぎの三世代同居の決定時期は、節目⑧の夫の引退時である。現在、この時期の三世代同居の決定が一番多いようにみえる。このときは、子供の妻の再就職の時期とも重なるので、ここでも子供夫婦は生涯設計を持っていなければならない。

そして、最後の同居決定の時期は、夫の死亡の節目⑨である。この場合、三世代同居というより、子供夫婦が親を引き取るという形となるので、しばしば問題となることは、親がそれまで住んでいた土地を離れねばならない場合である。おそらく、住み馴れた土地を離れ、知人や隣人と別れねばならない淋しさは、子供達と同居することへの期待をはるかに上回るかもしれない。したがって、子供夫婦が親の方へ移り住むという形の方が、はるかに問題は小さいかもしれない。

(3)生涯設計と生活の「場」

ライフ・サイクルの生産期や完成期における生活の充実度を高める場合、住居に代表される生活の「場」の強化が大きな要素となることが指摘されてきた。ある意味では、生活の「場」の強化は生涯設計を立案する場合の前提となるものであるが、同時に、生涯設計のなかで生活の「場」をできるだけ強固にすることが、重要な部分を占めることも確かである。これまでみてきたライフ・サイクルからいっても、誰もが結婚のときからできるだけ良い環境の住居に住みたいと考えるはずである。したがって、結婚からはじまる生涯設計の第一の選択問題は住居なのかもしれない。そして、住居に関しては、わが国ではまだ

まだ持ち家志向が強いのである。

ただ、持ち家志向が強くても、とくに、経済的条件によって借家に住まなければならない場合が多いようである。大都市に住む勤労者の場合、ライフ・サイクルの早い時期に自分の家をもつことはほとんど不可能である。したがって、大都市においては、どの節目で自分の家をもつことを決定しても、どこに住むかが地価と関連して重要な意味をもつことになる。そして、どこに住むかは、生活の「場」のうち社会的・自然的環境に密接に関連し、その後の生活の内容に大きな影響を与えることから、住居に関する選択のなかで十分に考慮されねばならない。

このようにみえてくると、住宅の建築計画がライフ・サイクルの早い時期に立てられ、それにもとづいて貯蓄や資金集めの準備をはじめるとしても、実際に住宅建築にとりかかる時には、いくつかの重要な要因が考慮されねばならない。その中には、子供の教育の問題、妻の就労の問題、あるいは、夫の通勤時間などが当然含まれる。最近、ライフ・サイクルに合わせて住宅の住み替えをおこなうことが提案されているが、多くの人びとがそのような選択をおこない得るようになるのは、わが国ではまだずっと将来のことと考えられる。そうであれば、住宅の建築にあたって子供との同居の問題も十分に考慮しておかねばならないだろう。

かくして、住居に関する選択は、それがライフ・サイクルのどの節目でおこなわれようと、他のいずれの節目でおこなわれる選択に対して密接に関連することが明らかである。しかし、いずれにしてもすべての個人にとって、住居は生活の本拠地であるから、できるだけ早い時期に生活の「場」を強固なものにしておくためには、確固たる住宅建築計画を早くからもたねばならない。また、その計画ができるだけ早く実現するように、企業や国が資金の面で援助していく必要がある。

(4)社会参加と生きがい

生産期における毎日の自由時間は、労働時間の短縮や交通機関の整備拡充による移動時間の短縮等によって、次第に延長されており、誰もが自由時間を利用してかなり思いきったことを継続しておこなうことができるようになってきた。実際に、自由時間の使い方に関する調査をみても、従来のどちらかといえば受け身的な自由時間の利用から、積極的な利用の仕方にかわってきたことは確かである。このように生産期におこる自由時間の使い方の変化は、おそらく、完成期にはいつてからの自由時間の使い方にかわって大きな変化を与えるものと予想される。その意味では、ライフ・サイクルの節目⑧において、改めて、自由時間の使い方とか、完成期における毎日の生活の送り方を考えることは必要でなくなるかもしれない。

前節の表Ⅲ-1において、退職後の生きがいをどこに求めるかについて、いくつかのパターンを提示してきた。そのひとつに「働くことに」に生きがいを求めるというのがある。これは、現在の高齢者に最も多くみられるパターンであり、このパターンは生産期から引

きつづいで持ちつづけられたものとも考えられる。このほかに、表III-1では「趣味を伸ばしていく」とか、「学習を続ける」といったパターンが示されている。しかし、実際にはもっと多くの選択肢があり、今後ともその多様化がすすむものと考えられる。おそらく、それは生産期における自由時間の利用の多様化と歩調を合せてすすんでいくだろう。

ただ、いずれのパターンを選ぶにしても、その根底において人と人とのつながり、とりわけ、地域社会での人間関係が重要な意味をもつことはいうまでもない。生産期における人間関係はどちらかといえば職場が中心であった。したがって、この期間での自由時間の利用についても、多くの場合、職場の人間関係がそのまま持ち込まれることとなった。しかし、完成期にはいって職場から引退すると、いままで最も密であった人間関係の大半が失われることになる。そのとき、否応なしに地域社会においてあらたな人間関係を造っていかねばならない。

その場合、直ぐに地域社会にとけ込んでいくことは、かなり難しいことである。とりわけ、都市部において定年退職を迎える人の場合、地域社会に飛び込んで人びとの新しい交流をもつということはきわめて困難なようである。したがって、そうした人びとは生産期から延長された自由時間を十分に利用して、地域社会への参加に努めていかねばならない。たとえば、生産期から町内会の役員を積極的に引き受けるとか、趣味のサークルやクラブに参加するにしても、職場よりも地域でつくられているサークルやクラブにはいることなど考えていくといった積極性をもつことである。ここでも、完成期で送る生活の内容が、生産期における生活内容に大きく影響を受けることが明らかである。

第Ⅳ章

高齢化社会における責任と負担

1 高齢化社会における責任分担の現状

(1) 高齢化社会における責任と負担の捉え方

前章では、人生80年時代を迎え、その長い人生を全うするために、生涯設計の立案がいかに重要かをみてきた。その場合、生涯設計をもつことの必要性は、人生のなかで最も大切な完成期の生活が、そのまえの教育期や生産期での生活に強く影響されることから出てきたものといえる。そのため、生産期における生活の内容を決める場合でも、つねに、完成期における生き方を念頭におく必要がある。このような人生の各期間のつながりが、うまく調整されて、完成期における毎日の生活が充実したものであるために、生涯設計が必要とされる。それだけに、生涯設計にはそのときどきの人生の目標が明確な形で示されていなければならない。生涯設計にかかげられる人生の目標は、年齢や環境とともに変化するものであるが、そのことは問題でなく、人生のどの時期においても、明確な目標を持ちつづけることが重要となる。

人生のよろこびすなわち生きがいは、毎日の生活のなかで、生涯設計において設定した目標に少しでも近づき得たことを感じたとき、心に湧いてくる感動といえる。しかし、一個人の生涯設計であっても、自分だけの努力ではそこに盛り込まれた目標の実現をはかっていくことは困難である。とりわけ、完成期において充実した生活を送るためには、多くの人びとの直接的ないしは間接的な協力や支えが必要である。たとえば、老後の生活保障のために、生産期に計画的に貯蓄をおこなってきたとしても、老後の生活水準は国の経済運営に左右されることが大である。もし、経済政策の失敗からインフレがいちじるしく進行するとすれば、各個人が立てた生活設計は根底から崩れてしまうだろう。

このように、各個人の生活内容は各個人の努力が前提となるが、それだけでは支え切れない部分がある。むしろ、その部分はかなり大きいともいえる。そのため、各個人が相互に協力し合う必要があり、さらに、地方自治体や国が社会的基盤の整備などを通じて、各個人の生涯設計の実現を支えていく必要がある。このような各個人の努力、個人相互の協力、および地方自治体や国の援助が相まって、多くの人びとの生涯設計が少しでも実現の方向に向かっていくとき、その社会はつねに活力にみちた安定した社会となるだろう。このことから、社会を支える仕組みが、生涯設計の立案について社会の活性化のための重要な要件となる。

ここで、社会を支える仕組みを論ずるにあたって、高齢者の生活を支える責任のあり方という観点から検討を加えていこう。その場合、高齢化社会を支える責任の持ち方を、自助、互助、公助に3区分する。そして、それぞれの責任に関連する主体を、自助の場合は本人と家族とし、互助の場合は地域と企業（民間団体）とに区分する。さらに公助の場合は、行政制度にもとづいて、国・都道府県・市町村に3区分する。そして、各主体の責任分担をこれまでの議論において用いてきた生活の5側面と関連づけてみていくことにす

る。

(2)高齢者の生活を支える構図

高齢化社会を支える仕組みのあり方について議論するまえに、現在、高齢者の生活が自助を含めてどのような形で支えられているかも明らかにしておかねばならない。この場合、前項で区分した自助・互助・公助の責任分担と5つの生活側面とを組合せて、表Ⅳ－1を作成することができる。この表の構成は、縦の欄に責任主体をとっており、自助・互助・公助の3区分を基本とし、さらに、各項目を2ないし3の主体に分類している。これに対して、横の欄では生活の諸側面を表わしているが、まず、生活保障（経済的安定）、健康、住宅（環境）、人間関係および生きがいに5区分したあと、さらに、経済的安定については、就労・所得・消費生活に分け、健康については予防・健康促進と治療・介護に2区分することとした。

この縦と横で示された責任主体と生活の諸側面の組合せによって構成される56個の枠組みによって、一高齢者の生活を支える社会の仕組みをある程度体系的に示すことができる

表Ⅳ－1 高齢者を支える主な役割分担（現状）

生活の側面 主体	経 済 的 安 定			健 康		住 宅	人間関係	生きがい
	就 労	所 得	消費生活	予防・健康増進	治療・介護			
自 本 人 助 家 族	○就労意欲						○幅広い関係の創造	
		○経済的支援	○買物など家事の援助		○ねたきり老人の介護	○高齢者用居室等の確保	○団らんのある家庭づくり ○訪問・交流の促進	
互 地 域 助 企 業 (団体)	○地域・就労機会の情報提供	○民生委員等の助言仲介	○消費者団体の育成	○老人クラブ婦人会等の健康づくり活動		○美化・緑化等による良好な住環境の確保		
			○相談の受付・処理 ○消費者啓発					○退職準備教育 ○スポーツ施設等の地域開放
公 助 市町村 都 道 府 県 国	○高齢者の能力活用	○生活資金貸付等	○相談の受付処理 ○高齢者向け講座情報提供	○老人保健事業の助成	○マンパワーの確保		○相談の受付・処理	○教室・スポーツ等活動の場づくり
	○高齢者雇用の助成	○中小企業への助成		○健康づくりの啓発活動			○交流行事への助成 ○相談の受付・処理	○行催事への助成 ○指導者養成
	○就労のあつせん			○老人保健事業等の助成 ○健康づくりの啓発活動	○医学の研究・医療技術の開発	○同居住宅等への融資 ○業界への規制・誘導		

と考えられる。したがって、これからの高齢化社会において、個々の高齢者の生活をどのように支えるかは、表Ⅳ－１の56個の枠組みのなかに具体的な仕組みを設定し、各個人がその生涯設計にもとづいてできるだけ生活ができるように仕向けていかねばならない。勿論、56個の枠組みのすべてについてなんらかの仕組みを用意する必要はない。また、この表で示される高齢化社会を支える構図は、世代間の負担配分を含むものであり、よりマクロ的には高齢化社会における経済運営の方向を示唆するものである。

そのため、将来の方向を考えるまえに、表Ⅳ－１の枠組みに現行の諸制度をできるだけ記入し、現在、高齢者の生活がどのような仕組みで支えられているかを明らかにしておこう。表Ⅳ－１は、必ずしも、現行制度がすべて網羅されているわけではないが、全体からみて、経済的安定と健康の側面では、公助が比較的強く、また、人間関係や生きがいのところは自助と互助が比較的強く高齢者の生活を支えているとみなされる。このような現在の社会の支え方に対して、将来高齢化が一層すすむなかで、その支え方をどのように改正していくべきかを検討するまえに、もう少し表Ⅳ－１にもとづいて現行制度がかかえている問題について明らかにしておく必要があるだろう。

(3)高齢化社会での責任分担の現状①

高齢者の就労問題には、2つの側面がある。その一は、生活保障のための就労であり、年金や貯蓄だけで十分な消費水準が維持できないことにもとづくもので、表Ⅳ－１では経済的安定の「就労」の欄で取り扱われる。その二は、生きがいと関連する就労問題である。生活は十分に保障されているが、働くこと自体に生きがいを感じる人びとの就労についてである。したがって、あとの就労問題は、まえのそれに比べてそれほど深刻なものではない。

この就労問題に最も深くかわりをもつのは企業であるが、採算面を重視する企業は、現在のところ高齢者が働く余地を十分に用意しているとはいえない。そのため、高齢者がこれまでに修得した技術を、それを求めている人びとに仲介するという役割を主として公共団体が受けもっている。たとえば、シルバー・センターの名でよばれている高齢者能力活用のための制度は市町村の段階で設けられている。また、高齢者がもっているすぐれた技能をより広く活用するための職業訓練所が都道府県の段階で設けられているが、十分に機能しているとはいえない。したがって、さらに高齢化が進展する将来を考える場合、互助の役割りがますます増大せざるを得ないだろう。

つぎに、健康についてみれば、自助と公助が強く表われているのが現状である。たとえば、表Ⅳ－１にもとづいて治療・介護についてみると、一般診療では圧倒的に民間の診療所または病院で受診しているが、寝たきり老人の介護については、在宅での介護が圧倒的に多くなっている。これに対して、公助は在宅ケアに対してホーム・ヘルパーの派遣などを通じて援助し、また、特別養護施設を設置して、要介護老人の収容に努めているが、その数はかなり限定されている。したがって、このような状況のままで、将来、高齢者人

口が増大していく場合、治療・介護の側面で重大な支障が予想されるだろう。ここでも、地域や企業が互助の形でどのように役割分担していくかが問題となろう。

一方で、予防・健康増進にもっと強い関心をおき、そこでの社会の支えをできるだけ強化して、治療・介護の負担を全体として軽減していくことが考慮されるべきである。

また、住宅については、基本的には住宅が私有財産であることから、責任の大半が自助におかれることは当然としても、住宅を生活の「場」として、もう少し広くとってみると、互助のうち地域の役割がかなり大きなものとなるだろう。すなわち、高齢者の日常行動圏は年齢とともにその範囲を狭めていくが、そのなかで安全で快適な生活環境を用意していくとすれば、地域および市町村のはたすべき役割は急激に増大するだろう。しかし、現行制度には、このような役割を受けとめる仕組みが用意されているわけではない。

(4) 高齢化社会での責任分担の現状②

表Ⅳ－１によれば、人間関係および生きがいの２つの側面において自助と互助が前面に出ていることがわかる。とりわけ、人間関係における家族構成は、住宅が物的な面で生活の本拠地であるように、精神面での生活の本拠地とみなされることから、自助が最も重要となる。そして、高齢者の大半が三世代の同居を希望しているとすれば、家族がその方向で協力していくことは当然といえないことはない。また、知人・隣人など地域社会での人間関係は、高齢者の生活の「場」を強化していくうえで重要な要因とみなされる。したがって、これらの生活の側面は、生涯設計のなかでも重要な部分をなし、自助の要素が強い部分といえる。

たとえば、地域社会での人間関係を強めていくためには、自分自身がまず積極的に地域社会に参加していかなければならない。ただ、その場合、地域の側もこれまであまりなじみのない人でも、心よく受け入れていく姿勢がなければならない。この点に関しては、前章でも指摘したように、生産期における生活のなかでの地域とのかかわりや、地域の状況が大きく影響するだろう。おそらく、都市部より農村部において地域へのとけ込み方は容易であろう。

しかし、農村部においては、同じ趣味をもつもの同士が集まって静かな生活を送りたいと考えている人びとに、強制的に地域参加を求めるといった状況がしばしばみられることがある。このような場合は、かえって個人の自由を拘束することになるのであって、必ずしも望ましい人間関係とはいえない。このような点を考慮するとき、地域における高齢者の関係はたとえば老人クラブといったワン・パターンで考えるのではなく、もう少し、きめ細かな対応も求められる。この場合、市町村の行政が高齢者の地域との人間関係の育成において指導的立場に立つことが、いましばらく必要となるだろう。

高齢者の生きがいも多様化の傾向がある、完成期の生活が生産期の生活の延長ないしは連続と考えるとき、生産期における自由時間の延長とともに、その利用方法の多様化が完成期における生きがいの多様化を促すことは明らかである。この多様化のなかで、地域社

会での人間関係が現行の老人クラブの形式だけで十分に対応できるかといえば、困難となるだろう。たとえば、スポーツを取りあげても、現在ではゲートボールが唯一のスポーツとみなされているが、これからは高齢者でもいろいろのスポーツをやる人が増えていくだろうから、高齢者用の各種のスポーツ施設の需要が増大すると考えられる。これらの施設整備については、地方公共団体の積極的な対応が求められる。

2 高齢化社会の支え方

(1)生活保障と自助・互助・公助

前節において、高齢者が生活の諸側面において他の構成員によってどのようなサポートを受けているかを明らかにするとともに、現行制度や仕組みがかかえている問題のいくつかを指摘してきた。おそらく、これらの問題は、高齢化が一層すすむなかで、その深刻の度合を強めるとともに、これまで経験しなかった新しい問題の発生も予想されるのである。この節では、これらの諸問題を正面から取り組み、できるだけ具体的な形で問題解決のための新しい仕組みを用意することに努めるが、これらの制度や仕組みが表Ⅳ－１の56個の枠組みのいずれかに組み込まれることによって、責任と負担が明らかとなるだろう。

これまでの分析から明らかなように、完成期の生活とりわけ60歳代の10年間ににおいて、就労問題が非常に重要な問題であるとされてきたが、働きたいと考えている高齢者に、その希望する仕事について就労の機会を用意していくことは必ずしも容易なことではない。経済をマクロ的にみると、生産年齢人口の相対的減少によって高齢者がいつまでも労働力としてとどまることが求められるが、高齢者の体力や能力の低下を考えると、就労の分野は非常に狭められることになろう。多くの高齢者はできればこれまで働いてきた同じ職場で仕事をつづけたいと考えるが、雇用する企業の側からは、その余地はほとんどない。その場合、年功序列型賃金体系が高齢者の雇用継続を一層困難にしていることは明らかである。

従来は、大企業を定年で辞めてから中小企業に再就職することによって、連続的に就業の機会が与えられるという仕組みがあった。しかも、大企業から中小企業へ移るとき、給与水準のダウンがあって、適当に給与体系の調整もおこなわれてきたのである。しかし、最近では60歳定年が一般化して、中小企業の側で大企業の定年者（退職者）を受け入れる余地がなくなってきたことは確かである。そのため、大企業の側で60歳定年をさらに延長することの可能性を検討する必要がある。それにとまって、賃金・給与体系の抜本的改定が必要となるだろう。ただ、業種によっては60歳までの定年延長さえ困難なことが見受けられるので、65歳定年がすべての企業において受け入れることは考えられないだろう。ただ、定年延長の困難な企業でも退職者の再就職については十分に配慮していく必要がある。

るから、高齢者の就労問題については企業に期待されることはきわめて大となる。

なお、定年問題は年金保険の給付開始時期と密接に関連することになる。現行制度では、60歳の年金給付開始と60歳定年とが整合している。したがって、65歳まで定年延長されるときは、年金給付開始期を65歳までに延長することが提案されるだろう。これによって年金保険財政は余裕をもつことができるから、積立方式の場合、社会保険料率の引き上げを抑えることができる。保険数理にもとづいて算出される保険料率と給付額との関係が、算出の基礎となる平均寿命の延長によって逼迫してきたとみると、平均寿命の延長分だけ、給付開始時期をおくらせることは、きわめて妥当な措置ともいえる。

(2)健康における自助の限界

健康に関しては、表Ⅳ－1にみられるように、予防・健康増進と治療・介護の2側面にわかれる。このうち、健康管理（予防）については、すでに公助としていくつかの定期検診が実施されているが、受診率はそれほど高くない。したがって、この側面での今後の問題は、受診率のアップであるが、これは公助というより自助の問題である。これまでみてきたように、高齢者の生活の前提に健康がおかれていることを考えるとき、高齢者が自分の健康に留意することの大切さを認識すべきである。むしろ、健康管理についていえば、誰もができるだけ早い時期に関心をもち、生涯設計のなかで重要な部分として位置づけるべきである。

これに対して、不幸にして病気にかかった場合の治療については、健康医療の供給体制を整備していかなければならないが、現在のように、民間医療機関が中心となっている体制のもとでは、医療供給水準の地域間格差を回避することは困難である。すなわち、人口密度の高い地域の供給体制は容易に整備されていくが、そうでない地域では医療供給体制はなかなか整備されていかない。ここでの問題は、地域間の医療水準の格差をいかに是正していくかである。現在のところ、公的医療機関がその役割を担っているが、まだかなりの地域間格差がのこっている。

さらに、高齢者にとって厄介な問題は、とくに循環系の疾病の場合、全癒ということがなく、疾病をもったまま小康状態がつづくという形をとることである。そのため、退院後の在宅ケアが問題となる。おそらく、高齢者の罹病率がそれほど変わらないとすれば、高齢化率の増大とともに、疾病をもつ高齢者の数は急速に増加していくだろう。その場合、医療施設の整備が間に合わない場合、一人の患者がそれほど長く入院することが許されなくなるため、在宅ケアのケースが必然的に増えることになるだろう。在宅ケアの中心は自助ではあるが、医療施設がそれをバック・アップする体制を造っていく必要がある。

健康に関する最後の問題は、高齢者の疾病に依ってもたらされる後遺症をできるだけ取り除いて、正常な状態に機能回復させる問題である。寝たきり老人の多くがリハビリテーションによって機能回復をはかることができるとすれば、高齢者の健康を考えると、リハビリテーションの位置づけはきわめて重要となる。現在、これに関する施設の多くは病

院に付置されており、入院患者に対してリハビリテーションがおこなわれているだけであるが、今後は、在宅ケアの増加とともに、通院でリハビリテーションを受けることのできる体制が講じられねばならない。そのためには、リハビリテーション機能をもつ施設のサービス・エリアをそれほど広くとるのではなく、せいぜい半径500m乃至は1kmの範囲で設置されねばならない。その場合、人口密度の低い地域では、ある程度公助がもつ役割分担が増加することになろう。

(3)生活の「場」における責任分担

生活の「場」の強化において、最も重要な要因は、生活の本拠地としての住宅であるが、基本的には私有財産である住宅は自助の問題である。ただ、前節でもみてきたように、大都市圏における住宅問題は、地価の高騰によって早い時期に住宅を建設しようとしても自助だけでは無理であるので、国または地方公共団体が資金調達の面で援助をおこなう必要がある。それでも、大都市では、完成期になって子供との同居を考えることができるだけの住宅の規模と確保は難しい。一方、大都市から30km乃至は40km圏で住宅建設をおこなう場合には、ある程度の広さの住宅をもつことができるが、生活環境の整備状況や通勤時間の長さなどを考えた場合、必ずしも強固な生活の「場」をもつことにはならない。

高度成長期を通じてわが国における持ち家比率は急速に高まり、その間に、量的には住宅供給はますます需要を充足してきたとみることができるが、さらに、生活の「場」の強化という観点から、質的に住宅問題を考えるとき、まだ多くの問題がのこされているようである。これらの問題を解決するためには、まず、各個人が生涯設計のなかで規模や機能の面で水準の高い住宅を目標とすべきであろう。これに対して、公助は各個人が立案する住宅建築計画ができるだけ早期に実現するような環境づくりを実施していかなければならない。その中心には、土地政策がおかれるべきであり、現行の金融・税制面での持ち家促進政策はむしろ縦の位置におくべきである。

このほか、生活の「場」の強化に関しては、生活環境の整備ないしは都市基盤の整備など、各個人の住宅を取り巻く環境の整備の問題がある。この点に関しては、これまで地方公共団体が道路、上下水道、公園などの基盤整備を通じてすすめてきたが、その対象は健康で活動的な生産年齢人口であったといえる。そして、高齢者やその他の身障者（社会的弱者）に対しては、諸施設の本体をそのままにして、手すりとか案内板などの補助施設によって対応してきたというのが現状である。しかし、今後、高齢化の進展とともに、高齢者が地域社会の有力なメンバーになるとすれば、都市施設についても本体を高齢者の機能に合わせて造っていかねばならないだろう。したがって、この側面での公助の役割はますます増大することになろう。

その場合、高齢者のための特別地域を設定し、そこで集中的に高齢者のための施設整備をおこない、高齢者だけの「まち」を造るといった試みもなされているが、これは、高齢者を社会の有力な構成メンバーとみなす立場に対立し、いつまでも高齢者を弱者扱いする

立場である。それよりも、街全体を高齢者のようにやや諸機能の衰えのみえる人でもほとんど不自由なく生活できるように整備していくべきであって、これからの「まちづくり」の基本とすべきであろう。ここでの高齢者はいつまでも若い世代の人びとと交流することが可能であるから、高齢者の隔離された状態はなくなることになる。

このように、生活の「場」の物的基盤の整備がすすめられるとき、人間関係についても自ら強化されるものとみなされる。そして、そこでは自助が中心となるのであるが、地域のはたすべき役割もまた大きくなる。さきにも指摘したように、それぞれ地域での高齢者に対する接し方は、高齢者を特別扱いするのでなく、高齢者の体力を十分に考慮したうえで対等のつき合いをすべきである。ただ、その場合、高齢者は確固たる生涯設計をもち、それに沿って毎日の生活を送っていることが前提となるはずである。もし、そのことが欠ける場合は、自助に限界が生じ、公助がそれを埋める形となる。しかし、活力にみちた高齢化社会であるためには、この部分での公助はむしろ縮小に向うべきであろう。

(4) 高齢化社会の支え方の方向

以上、今節の議論を踏まえて、今後、ますます高齢化が進展していくなかで、高齢化社会を支えるための責任分担をもう一度整備しておくことにしよう。この場合、表Ⅳ－１で示した責任主体と生活の側面の組合せによって設定される56個の枠組みに、新しい項目を追加する形でまとめていくことにしよう。すなわち、表Ⅳ－２はこれまでの議論を踏まえて、表Ⅳ－１に新しい項目をカッコ書きで追加したものである。なお、従来から実施されている項目については、多少制度・仕組みの見直しを必要とするものも含まれるが、大体はそのまま継続されるものとみなしてよい。

表Ⅳ－１と表Ⅳ－２を比較するとき、とりわけ、自助および公助の部分で新しい項目が追加された形となっている。これは、これまで高齢者の生活を支えてきた主たる担い手が国や地方公共団体であったのに対して、次第に家族・地域・企業の役割が増大していくことを示すものである。この方向づけの根底には、公助による支えが強制的分配を行い、社会全体の活力を阻害する効果が加わり、高齢化社会のイメージと暗いものにするという考え方があるようである。これに対して、家族・地域・企業の役割の増大は、地域社会の連帯を自発的に強化することになり、現在より人と人とのつながりを大切にする社会を造ることになるから、心ゆたかな明るいイメージが高齢化社会に与えられることになる。

しかし、国や地方公共団体がこれまでやってきたこと以上のことはやらなくてよいというのではないだろう。当然、高齢化率の高まりによって量的にも公助の部分が増大という社会構造の大きな変化によって公助による社会の支え方自体にも、抜本的な見直しが必要となることはいうまでもない。この点については、高齢化社会における地方自治体の役割として最後の章で論ずることにしよう。

表Ⅳ－２ 高齢者を支える主な役割分担（方向づけ）

生活の側面 主体		経 済 的 安 定			健 康		住 宅	人間関係	生きがい
		就 労	所 得	消費生活	予防・健康増進	治療・介護			
自 助	本 人	○就労意欲 ○（技術修得）	○（貯蓄・個人 年金等の資 産形成）	○（計画的な 家計管理）	○（規則的な 生活） ○（定期検 診受診）	○（健康・機能 回復への努 力）	○（計画的な 住宅取得）	○幅広い関係 の創造	○（積極的な 社会参加）
	家 族		○経済的支援	○買物など家 事援助		○寝たきり老 人の介護	○高齢者用居 室等の確保	○団らんのある 家庭づくり ○訪問・交流 の促進	○（家庭での 分担と位置 づけ）
互 助	地 域	○地域の就労 機会の情報 提供	○民生委員等 の助言・仲 介	○消費者団体 の育成	○老人クラブ ・婦人会等 の健康づくり 活動	○（在宅医療 体制の地域 的な整備）	○美化・緑化 等による良 好な居住環 境の確保	○（世代間 交流） ○（老人クラ ブ等の育成）	○（高齢者の 経験をいか す場の提供）
	企 業 （団体）	○（定年延長） ○（高齢者の 雇用）	○（企業年金・ 退職金の充 実）	○（表示・販売 方法の適正 化） ○（福利厚生施 設の整備）	○（職場での 健康管理） ○（職場環境 の安全衛生 の確保）	○（療養休暇・ 看護休暇の 充実）	○（高齢者向け 住宅の開発 普及）	○（退職者同 志の交流）	○退職準備教 育 ○スポーツ施 設等の地域 開放
公 助	市町村	○高齢者の能 力活用	○生活資金貸 付等	○相談の受付 ・処理 ○消費者啓発	○（検診・保健 指導等の実 施）	○（在宅ケア の推進） ○マンパワー の確保	○（高齢者向け 公営住宅の 供給）	○相談の受付 処理	○教室・スポ ーツ等活動 の場づくり ○（コミュニ ティの育成）
	都 道 府 県	○（職業訓練） ○高齢者雇用 の助成	○（生活資金 貸付等） ○中小企業へ の助成	○相談の受付 ・処理 ○高齢者向け 講座、情報 提供	○老人保健事 業の助成 ○健康づくり の啓発活動	○（中核的医 療機関の整 備・助成） ○（在宅ケア の助成） ○（入所施設 の整備）	○（高齢者向け 公営住宅 の供給） ○（高齢者居 室整備等へ の融資）	○交流行事へ の助成 ○相談の受付 処理	○行催事への 助成 ○指導者養成
	国	○（高齢者雇 用の助成） ○就労のあっ せん	○（社会保障 制度の充実） ○（税制面 での配慮）	○（物価 安定化） ○（消費者 保護制度の 充実）	○老人保健事 業の助成 ○健康づくり の啓発活動	○医学の研究 ・医療技術 の開発 ○（医療制度 の充実）	○同居住宅等 への融資 ○業界への規 制誘導	○（国際交流 の促進）	

3 ねたきり老人, 痴呆性老人の介護体制

(1)ねたきり老人, 痴呆性老人の実態

前2節で高齢者の生活を支える仕組みについて議論をおこなってきたが、そこで対象となった高齢者は肉体的にもそれほど機能の衰えもなく、毎日健康な生活を送っている人びといえる。その意味では、完成期にはいつても間もない人びとで、60歳代および70歳代の前半に属する人びとを念頭においてきたことになる。いわば前期高齢者ともいえるべきこれらの人びとは、社会的弱者としてより社会の有力な成員とみなすべきであった。しかし、70歳代の後半にはいつても急に体力の衰えがみられる高齢者は、むしろ、従来通り社会的弱者として対応すべきである。この後期高齢者ともいえるべき人びとの生活をいかに支えていくかが、高齢化社会の最大の課題といえないことはない。

とりわけ、ねたきり老人や痴呆性老人については、これまで述べてきた完成期における生きがいや全く失ってしまった人びとである。これらの人びとの余命が少しでもみだされた日々であるために、周りの健康な人びとがなにをなすべきかは、真剣に検討すべき問題である。おそらく、これまで考察してきた高齢者の支え方においては、ほとんど問題の解決はみられないだろう。そこでこの節では、ねたきり老人、痴呆性老人など要介護老人を取りあげ、これらの人びとの生活の支え方について、完成期の意義を念頭におきながら、検討を加えることにしよう。

さきに、第II章「人生80年時代の現状と課題」において、要介護老人の実態を取りあげているが、もう一度、愛知県の状況を振り返っておこう。現在、愛知県でのねたきり老人数は施設入居者を含め約11千人と推定されているが、仮に、この発生率で推移するとすれば、おおよそ2000年には20千人、2020年には31千人という数値が予想される。また、痴呆性老人のうち、とくに病状の重い者の数は昭和58年に愛知県がおこなった調査によると約千人と推定されているが、同様に、この調査結果による発生率で将来の数値を求めると、2000年には約1.9千人に、2020年には約3千人の重度の痴呆性老人が出現することになる。

これらの要介護老人に対する介護状況は、家族の介護機能がいちじるしく低下しているといわれているなかで、大半は家庭内で介護されているのが現状である。その主な担い手は嫁が41.8%、妻23.6%、ついで子供16.1%となっている。これに対して、夫は7.2%にすぎず、老人の家庭介護が主に女性によって支えられていることを示している。おそらく、この状況がこれからも大きく変わらないとすれば、今後、要介護老人の数の増加とともに、介護老人をかかえた家庭での負担がいちじるしく増大していくだろう。

一方、ねたきり老人や痴呆性老人の側からみれば、在宅のまま家族から世話を受けることを最も望むはずであるし、これまでみてきた人生80年時代の生活設計からみても、そのような状態で余命を送ることが望ましいようである。この両者の開きをどのように埋めていくかが、要介護老人の生活の支え方にとって最も重要な点となりそうであり、かつ、高

齢化社会全体の支え方にとってもきわめて重要な部分であるといえる。少しオーバーな表現をすれば、要介護老人の生活の支え方のいかんによって高齢化社会のイメージは大きく変ることになる。

(2)ねたきり老人、痴呆性老人の人口比率は低下するか

まず、要介護老人の生活の支え方について検討するまえに、ねたきり老人および痴呆性老人の発生率について考えてみる必要がある。もし、この発生率を健康管理やリハビリテーションを通じて低下させることができるとすれば、愛知県においても、さきに示した予測数値以下に要介護老人の数を押えることができる。そして、このことは単に要介護老人をもつ世帯数が減少するだけでなく、個々の高齢者が完成期にいたく生きがいにも大きな変化をもたらすだろう。なぜなら、自分の身近な人がねたきり老人とか痴呆性老人になっていくのを見るのは、耐え難いことと考えられるからである。

では、ねたきり老人や痴呆性老人の発生率は医学的にみて低下させることができるのか、また、できるとすれば、どの程度まで下げうるのか。もし、早い時期からの健康管理や注意深いリハビリテーションによって発生率をかなり低下させうるならば、ただちにそのためのシステムを確立すべきである。また、各個人はその生活設計のなかで、予防のための項目をはやくから組み込んでおく必要がある。しかし、発生率の低下につながる適切な予防を実行するにあたっては、まず、ねたきり老人になる原因や痴呆性老人になる原因を究明しなければならない。

さきに述べた要介護老人の実態からも明らかなように、愛知県においても、名古屋市とその他の地域ではその発生率が異なっており、要介護老人の発生原因に地域性が含まれることを示している。そのため、この問題に対しては、各個人の健康管理に合せて、生活の「場」を構成する諸要因についても、この観点から検討を加えることが求められることになる。その場合、望まれることは、生活の「場」の強化を考えると、要介護老人の発生率の低下を加えて、諸方策の検討をおこなうことである。

(3)要介護老人と家族の責任

愛知県においては、現在、ねたきり老人や痴呆性老人に対する家族介護の比率が圧倒的に多い。しかし、この状況がいつまでつづくかを考えると、さまざまな困難な問題が予想される。たとえば、三世代世帯の比率の低下傾向が問題となる。現在みられる家族構成の推移から、三世代世帯の比率が低下し、かわって、核家族や単独世帯の比率が増加することが考えられるが、その場合、ひとり暮らし老人や高齢者夫婦世帯が増加し、ねたきり老人の在宅ケアを非常に難しくする。

この点に関して、生涯設計のなかでは子供夫婦の同居をいつ決めるかがきわめて重要となるが、できれば、同居を早い時期に決め、家庭内での老夫婦と子供夫婦の役割分担をき

ちっと決めておくべきであって、ねたきり老人になって同居を決めても、在宅ケアは不可能であろう。また、子供との同居を希望する高齢者が増加していくとしても、女性の社会進出が一方ですすむとすれば、要介護老人の問題が子供との同居だけで解決することにはならないだろう。

また、子供夫婦との同居によって家庭介護ができるとしても、たとえば、嫁が介護にあたる場合、かなりの期間にわたって、家事とともに高齢者の介護をすることは大変なことである。嫁の自由時間が完全に奪われるだけでなく、肉体的・精神的疲労が蓄積し、家庭生活全般に大きな影響を与えることになる。このようにみえてくると、ねたきり老人や痴呆性老人の生活を支える場合、自助が中心になるとしても、自ら限界があるといわざるを得ない。

現在、この限界を超える部分を受けとめているのが、施設福祉対策の公助である。老人福祉法によれば、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームおよび老人福祉センターの4種類の老人福祉施設を定めているが、要介護老人の施設ケアは、前3者の受け入れによって実施されている。このように、現在の要介護老人のケアの方法は、在宅ケアと施設ケアの2種類だけであって、中間施設が問題になりつつあるもののまだ十分に機能していない。したがって、この部分で互助・公助の役割が今後期待される。

(4)地域・行政の補助的役割

要介護老人に対するケアのうち、在宅ケアが施設ケアを大きく上回っているのが現状であり、種々のアンケート調査でも、介護の方法として在宅ケアを希望していることは確かである。しかし、前項でもみてきたように、今後、在宅ケアには多くの問題が予想され、それが在宅ケアにおける自助の範囲を狭めていくものとみなされる。したがって、これからの課題は、家族ケアを主軸とする場合、自助の限界を超える部分についてどのような措置を講ずるかである。ひとつの方法として、老人福祉施設をできるだけ整備拡充し、自助の限界を越える部分を施設ケアで受けとめていくことがある。しかし、この方法は要介護老人の希望を全く無視することになる。

第二の方法としては、在宅ケアと施設ケアの中間に位置し、自助の限界を越える部分を一時的に受けとめ、ふたたび家庭ケアに戻すような中間施設を設置することである。したがって、中間施設の主な役割は、在宅ケアにおける介護人の心身の疲労を癒やすために、一定期間要介護人を預かり世話することである。預かる期間は5日とか一週間といった長さで決められるが、定期的に預かる場合と、介護者が病気で倒れるといった緊急の場合とが想定される。のこされた問題は、このような役割をもつ中間施設を誰が何処に設置していくかである。差し当って考えられるひとつの方法は、老人福祉施設に付置し、地方公共団体が管理運営する場合であり、いま一つは既設の病院に付置し、治療も一緒におこなう場合である。

第三の方法は、ねたきり老人や痴呆性老人をかかえている家庭に対して、各種の在宅福

祉サービスを提供する形で援助を与える場合である。おそらく、援助の形としては家庭内の必要な備品を設置したり、ホームヘルパーの派遣などが考えられる。この方法は、あくまで家庭ケアを主軸にし、そこでの介護人の負担を軽減するため、種々のサービスを提供することである。

以上、今後、要介護老人の生活を支える方法として、3通りをあげてきたが、このうち、いずれか一つの方法に重点をおいて施策をすすめるのではなく、3通りの方法をいろいろに組み合わせて個々のケースに対処すべきである。なぜなら、同じ在宅ケアといっても、要介護老人の年齢や機能の欠如の程度が異なり、また、家族構成、住宅の構造などすべての点で事情が異なると考えられるからである。したがって、多くのメニューを用意して、個々のケースに適切に対応していくことが求められるが、その場合でも、在宅ケアが主軸で、施設ケアは補助的役割を担うことを前提とすべきである。

第 V 章

高齢化社会における地方自治体の役割

1 高齢者対策の事例

(1) 4都市の概要と高齢化の現状

この章において、地方自治体とりわけ市町村の高齢化社会における今後の役割を取りあげ、前章までの議論を踏まえてもう一度この問題について検討することにする。そのため、まず、西三河の内陸部に位置する4都市、すなわち、岡崎市・豊田市・刈谷市・知立市を取りあげ、そこですすめられてきた高齢化対策の現状を明らかにすることからはじめることにしよう。これらの4都市は人口規模においてかなりの差がみられるが、共通点もいくつかもっている。その一は、昭和40年代から50年代のはじめにかけての急激な人口増加であり、いま一つは、昭和人口の就業構造であって、いずれも2次産業の比率が60%前後の高い水準を示している点である。4都市とも西三河の内陸工業地域の中心に位置している。

表V-1は、これら4都市の社会構造および財政状況を人口規模、人口の伸び率、および財政関係の4指標で比較したものである。

表V-1から明らかなように、4都市とも人口の伸びからみて若い都市といえる。高齢化率はいずれも全国平均の約2分の1にすぎず、高齢化の速度は10年前後のおくれを示している。その意味では、より高齢化のすすんだ地域での対応の仕方をみながら、高齢化に取り組んでいけるという利点をもっている。しかし、そのなかにあって岡崎市は古くから西三河の中心的都市として発展し、市制も最も早くしかれている。また、商業活動も広い商圈をもつことから、高齢化率も昭和55年の国調で7.6%を示し、愛知県の平均値に近い水準となっている。したがって、4都市のなかでも、岡崎市が高齢化対策の差し迫った都市とみなされる。

これに対して、他の3都市の高齢化率は、55年国調で豊田市が4.9%、刈谷市が6.1%、そして知立市が6%となっており、昭和40年代半ばから50年代の前半にかけて、いちじるしい人口の伸びを示した豊田市が最も若い都市を形成していることがわかる。ただ、これ

表V-1 4都市の社会構造と財政状況

区分 都市	人 口			財 政 状 況			
	59年3月31日 住民基本台帳 (人)	50年～55年 人口の伸び率 (%)	人 口 密 度 人/㎢ (人)	人口1人当たり 税 収 額 (円)	経常収支比率 (%)	公債量比率 (%)	財政力指数
岡 崎 市	274,897	11.9	1,156	99,000	61.1	9.1	1.02
豊 田 市	294,101	13.2	972	161,000	50.6	8.0	1.90
刈 谷 市	108,586	9.9	2,082	147,000	69.0	7.1	1.59
知 立 市	49,946	4.7	2,949	87,000	73.9	12.3	0.79

らの都市の人口の年齢構成をみると、戦後の一次および二次のベビー・ブームによって、2つの団塊の世代が造られているので、今後の高齢化の速度は、他の地域より速まることが予想される。たとえば、豊田市の場合、自動車およびその関連産業に就職する多くの若者を毎年迎えているが、多くの企業が従業員に対して積極的に持ち家政策をすすめているため、退職後も出身地に帰らないで、豊田市とその周辺部に永住する人達が増えてきており、この点からも、今後の高齢化の着実な進展が考えられるのである。

(2)高齢化社会に対する4都市の取り組み

4都市はいずれも人口急増都市として共通の課題をもつといえる。したがって、これまでは基本的行政サービスとりわけ保育サービスや義務教育の施設整備に追われてきた。ただ、4都市はいずれも財政的に恵まれていたため、その他の都市基盤整備にもかなりの投資をおこなってきた。そのため、昭和50年代を通じて、下水道を除く都市基盤の整備はかなりの比準まで高めることができたといえる。4都市のこれまでの高齢化社会に対する取り組みは、老人福祉行政の推進という形をとってきた。したがって、その内容は来るべき高齢化社会に備えていながら種々の対策を講ずるというよりも、要介護老人に対する対策を中心に、在宅ケアおよび施設ケアの推進をはかってきたことになる。

それ故に、その行政内容は児童福祉、母子福祉あるいは身障者福祉に対する取り組みと同じ範疇に含まれ、いわゆる高齢者を社会的弱者として取り扱ってきたことになる。勿論、そのなかには老人クラブの指導育成などの生きがい対策も含まれていたが、高齢者対策のなかの主流ではなかったといえる。しかし、全国的に高齢化が進むなかで、まだ若いとみられるこれらの都市においても、高齢化社会の到来は間近であるという認識が次第に強まってきたとみなされる。そのため、4都市はこれまですすめてきた「まちづくり」と同程度の重要性をもって、高齢化対策を展開しようとしているのである。

ただ、これまでの行政が急増人口がもたらすニーズに対する後追い行政であり、都市基盤整備にみられるようにハード面の行政が多かったのに対して、高齢化社会への対応は、まさに先取りの行政であり、また、ソフト面が重視される行政である。そのため、いずれの都市においても、なかなか旨く対応できない面があり、一種の戸惑いさえ感じられるのである。たとえば、高齢化率が15～6％に達した社会を想定し、そこで高齢者も含めてすべての人々が、生き生きと毎日の生活を送ることができるような状況を造り出すために、行政がなにをなすべきかを考えることはきわめて重要であるが、同時に、きわめて厄介な問題でもあるはずである。

その理由のひとつとして時間の問題が指摘される。全国平均でみれば、高齢化率が15～6％に達するのは西暦2000年前後であって、いまだ15年あとといえるが、4都市の場合はそれよりさらに10年乃至15年先にやっと高齢化率が15～6％に達するものと予想される。したがって、これらの都市にとって、高齢化社会は、4分の1世紀も将来のことになるのである。それだけに、高齢化社会の姿を確かな形で描くことは難しいことになる。

また、これからすすめていかなければならない高齢化社会への対応は、従来の老人福祉行政に対して、生きがいの問題が中心となると考えられるが、その場合、社会経済情勢の激しい変化のなかで、これからも人びとの価値観の多様化がすすむとすれば、高齢者が求める生きがいの中味も刻々変化していくものと予想されるのである。

しかし、このような理由をあげて、高齢化社会への対応をいつまでもおくらせるわけにはいかない。そのため、4都市とも高齢者の生活実態や意識の調査からはじめようとしており、このような調査の継続によって、高齢者に関する情報がある程度収集された段階で、新しい対応策が打ち出されていくものと考えられる。

(3) 4都市がすすめる老人福祉行政

このように、いずれの都市とも来るべき高齢化社会に備えて、調査や情報収集に取りかかりつつある状況であるが、従来からすすめてきた社会福祉行政としての高齢者対策はそのまま継続しておこなわれており、各都市とも個々の施設のなかで行政水準の引き上げに努めてきたとみられる。その内容は、健康な高齢者に対する保健・生きがい対策と、要介護老人に対する狭義の老人福祉行政とに大別される。このうち、後者の老人福祉行政は、さらに、在宅ケアと施設ケアとに区分されるが、最近では家庭奉仕員の派遣事業などどちらかといえば、在宅ケアの方に重点をおいた施策がすすめられている。

しかし、今後とも高齢化率が高まっていくことを想定するとき、これまでもおこなってきた健康な高齢者に対する福祉行政がますます重要となるだろう。このうち、保健行政についていえば、従来は成人病健康診査、子宮ガン検診、人間ドック検診など検査による成人病予防に重点がおかれてきたが、これからは健康体操や健康教室など健康の増進に力を入れるべきであると考えられる。そのためにはゲートボールなど限られた種目のスポーツだけではなく、より多くの種目のスポーツができる高齢者用のスポーツ施設の建設などを進めていかねばならない。

これに対して、生きがい対策としていずれの都市でもおこなわれてきたのは、高齢者能力活用事業と老人クラブの援助・育成であったといえる。高齢者の意識調査は、健康で働くことができる間は、仕事を通じて社会の役に立ちたいと考えている高齢者が多いことを示している。しかし、実際に高齢者が自分で仕事をみつめてくることは困難であるため、行政側が高齢者能力活用事業を推進することによって、高齢者の仕事の機会をみつけることに努めてきた。いずれの都市も事業開始当時から実績はそれほど伸びてはいないが、今後、健康な高齢者が次第に増えてくるにしたがって、この事業の意義はさらに増大していくものと思われる。

その場合、高齢者の仕事の場を造っていくためには、いろいろな工夫が必要であって、たとえば、自分が健康で元気なときに、要介護老人の世話などに労働サービスを提供し、後日、不幸にして自分が介護を必要とするようになったとき、それまでに提供してきた労働サービス分だけ無料で世話を受けれるような、一種の互助制度などの導入が考えられる。

この互助制度を現在の高齢者能力活用事業がすすめるとすれば、高齢者の仕事の場合は、かなり拡大されるだろう。もし、この互助制度に高齢者だけでなく若い世代の人びとも加わるとすれば、この制度を通じて地域社会に強い連帯性が生まれ、高齢化社会にとってきわめて望ましい状況が生まれることになるだろう。

これに対して、もう一つの生きがい対策である老人クラブの援助・育成をみると、いずれの都市ともこの種の生きがい対策に行き詰まりがみられるが、これは老人クラブ自体のマンネリ化によるところが大きいといえる。それは、会員の固定化と事業内容のマンネリ化により、老人クラブ自体の方向転換が迫られている。今後とも、高齢者の生き方や意識の多様化が想定されるが、それによってますます老人クラブへの参入率は低下するだろう。そのとき、行政側は生きがい対策として新しい方向を打ち出さねばならないだろう。

(4)高齢者対策の新しい方向

以上、4都市の高齢化対策の現状を概観してきたが、その内容は4都市とも多くの共通部分をもつことが明らかとなった。これは、この種の行政において、隣接都市間にデモンストレーション効果が強く働くことを示すものである。たとえば、ある都市で新しい施策が打ち出されると、直ぐに、他の都市へ伝播してそこでも実施されるようになる。それだけ、いずれの都市とも高齢者対策に対して同じような課題をもつものといえる。これまでは、ここで取りあげてきた4都市にかぎらず、いずれの都市においても、高齢者対策を社会福祉行政の一環としておこなってきた。これは、高齢者を児童や身障者と同様に社会的弱者として取り扱ってきたことを意味する。このような行政の姿勢は、高齢者が社会全体のなかで4～5%程度の少数者の場合のみ妥当性をもつものといえるだろう。

しかし、高齢者の社会での構成比が10%を超えて、いわゆる、高齢化社会となると、この考え方は必ずしも妥当ではない。むしろ、高齢者は社会を構成する立派なメンバーとみなすべきである。体力的に多少の衰えがみられるかもしれないが、それは、都市構造や都市施設の構造等によって十分に補填しうるものである。そうであれば、高齢者がいつまでも生きがいをもって生活できる社会を用意していくことが、行政の大きな役割となるだろう。その場合、高齢者対策は、福祉行政の一環というより、「まちづくり」のなかに含まれるべきものである。そのため、4都市がこの方向で高齢化対策をすすめていくとすれば、まずはじめに、高齢化がかなり進展した状態での都市のイメージをできるだけ正確に行政の目標として描くべきであろう。

高齢化社会のイメージについては、地域的にはすでに経験ずみのところがあるが、わが国の都市部においては全くの未経験であるため、不確定な要素が多い。しかし、行政側が高齢化社会に備えていろいろの対策を打ち出していくためには、ある程度明確な形で高齢化社会のイメージ造りをおこなっておく必要がある。その場合、描かれるイメージは、行政の目標として明るいものが望ましい。すなわち、明るいイメージを想定し、その実現に向って行政が種々の対策を打ち出すことによって、高齢者対策を前向きにすすめることが

できる。おそらく、この姿勢は地域社会にあらたな活力をもたらすことになるだろう。

このようなイメージ造りのためには、行政は高齢化社会に関する調査を通じてできるだけ多くの情報を収集する必要があるだろう。そこで収集される情報は、高齢化社会についての暗いイメージを与えるようなものが多いと考えられるが、行政側はそれらをできるだけ取り除く形で具体的な高齢者対策を打ち出していけば、明るいイメージ造りがすすむであろう。

2 地方行政の責任範囲

(1)地方行政の基本姿勢

前章において、高齢化社会を支え方について社会の構成員間の役割分担のあり方を明らかにしてきたとき、地方自治体の受けもつべき役割を公助として位置づけてきた。この章では、地方公共団体とりわけ市町村を取りあげ、高齢化社会におけるその役割を一層明確にすることを試みる。前節では、受知県の西三河地域に位置する岡崎市、豊田市、刈谷市および知立市の4都市を取りあげ、現在、これらの都市が高齢者対策としてどのような施策をおこない、また、高齢化社会に向ってどのような対応を考えているかを概観してきた。この節と次の節では、より一般的な形で高齢化社会における市町村行政の役割を明らかにしていこう。

市町村行政の基本目標は、その行政区域に住むすべての住民が毎日充実した生活を送ることができるための基盤および環境を整備し、かつ、毎日の生活に必要な基本的行政サービスをできるだけ高水準のもとで供給することである。そのため、ときには雇用機会を創出したり、生活の困窮者に対して援助したり、あるいは社会的弱者に対して一定の生活水準を保障することもおこなわれてきたのである。なお、後者の所得再分配を伴う施策については、最終的には国の責任とされているが、市町村も財政の許すかぎり、これについても対策を講ずべきとされている。この市町村行政の基本目標は、今後高齢化が進展したとしても変ることはないだろう。

勿論、行政の内容そのものは、地域社会を構成する住民の属性の変化や、生活様式ないしは生活意識の変化に応じて、少しずつ変化していくものである。住民の属性のうちでも、年齢構成の変化は行政の内容を変えるきわめて大きな要因とみなされる。そのため、社会の高齢化が行政の内容に与える影響は大きいといえる。これまで住民のなかでの高齢者の割合が10%をかなり下回る状況のもとでは、行政の基本目標の遂行にあたって、市町村は、年少人口や生産年齢人口に対して行政の重点をおいてきた。その場合、高齢者は社会的弱者とみなされ、高齢者対策は福祉行政の一環であったのである。

しかし、地域社会を構成するメンバーのなかで高齢者の占める割合が10%を超えるよう

になれば、高齢者の生活基盤や環境を整備していくことが、行政がすすめる「まちづくり」のなかできわめて重要な部分となるだろう。言いかえれば、行政をすすめるうえで、高齢者を社会的弱者として少数者扱いするのではなく、地域社会を構成する有力なメンバーとして取り扱うことが求められるのである。すなわち、高齢者対策は、行政のなかで特別な分野を形成しているのではなく、一般行政としてすすめられるべきである。その場合、高齢者はただ単に年数を重ねてきた人としてみるのではなく、いろいろの形で社会へ貢献してきた人としてみなし、また、肉体的には、老年人口が生産年齢人口よりも劣るものとして捉えていかねばならない。この分だけ、行政は、高齢者に対して特別の配慮が求められるのである。

この配慮の程度をどこで決めるのか、地方行政の今後の方向を考えるうえで重要な意味をもつようである。もし、配慮の程度をかなり大きくするときは、高齢者に対する行政が従来と同様に特定の福祉行政に戻ってしまうおそれがある。しかし、逆に配慮の程度を最少限度にとどめるときは、高齢化社会を迎えるにあたって行政の対応が後手に回ること想定されるのである。この点に関する判断が今後の高齢者対策のすすめ方において、行政が最も重要視すべき点である。そして、この点についての適切な判断をおこなっていくためには、前節でも指摘したように、行政側は高齢化社会について明確なイメージを持たなければならないだろう。そのイメージは、高齢化率が15%前後にも達した地域社会において、すべての住民が充実した毎日を送ることのできるような明るい社会でなければならない。

(2)個人、地域および行政の望ましい関係

行政は地域住民の生活が充実したものであるための環境、基盤を整備することを目標とするが、実際に、住民の生活が充実したものであるためには、個々の住民の生き方こそが問題となるはずである。すなわち、一日の生活時間のうち、生活必需時間および拘束時間の内容は多分に物質的なものではあるが、自由時間の内容は、精神的なものといえる。それだけに行政が自由時間と関連して住民の生活に関与する余地は限定されることになる。たとえば、学習とか健康管理などにみられるように、各個人が自由時間の充実を期するためには、自分である目標を設定し、その目標の実現に努力していくことが求められるからである。その過程で隣人や知人との交際が生まれるとき、自由時間は一層充実したものとなる。

この場合、行政の役割は積極的なものより補助的であることが求められる。もし、自由時間の充実を生きがいとみなすならば、自由時間の充実度を決めるのは、各個人自身といえるだろう。さらに、つけ加えるとすれば、地域住民の相互関係であろう。おそらく、行政がここで住民の生活に深いかかわりをもつとすれば、却って、住民側の自主性が損なわれて自由時間の充実を欠くことが想定されるだろう。しかし、行政が全く手を引いてしまうとすれば、地域住民相互の連帯性が強められる機会を見失うかもしれないのである。こ

のようにみてくると、地方行政の基本目標は明確であるが、自由時間に関連しての住民と行政との関係にはまだ不確定な部分があるようである。ここでも社会の高齢化が問題をより複雑なものにすることが予想される。なぜなら、高齢者のもつ自由時間はいちじるしく延長されているからである。

もし、自由時間の持ち方のなかで知人や隣人との人間関係がきわめて重要な要素であるとすれば、行政は地域社会の連帯性の強化において大きな役割をはたしていかなばならないだろう。これに関連して、地方行政を考えると、そのかわり方は行政の責任範囲の明確化ということにもなる。現状をみると、個々の自治体においてその取り組み方は少しずつ異なるといえるが、そのなかで共通の部分として、各自治体とも住民が自由時間を活用する「場」をできるだけ整備していくという形で行政をすすめていくことである。その結果、公共施設の建設がいずれの自治体とも先行している恰好である。

しかし、行政がもっと積極的に地域社会での連帯性の強化に重点をおくとすれば、「場」の提供だけでは不十分であって、新しい施策の展開が必要となろう。それは、従来のように一方的に住民に対して行政サービスを供給するのではなく、個人と地域との中間に分在して、住民相互の関係強化に努めるようなものでなければならぬ。この行政がはたさねばならない触媒としての役割は、これまでの施設建設とは異なるものであるから、非常に厄介な行政内容となるだろう。それだけに、行政側は高齢化が相当すすんだ段階での社会の連帯性について十分な見極めをおこない、この種の行政の役割をどのように実現していくかを検討していかなばならない。

(3)高齢化社会における「まちづくり」

地方行政は、さきに述べた基本目標をもちながら、併せて、それぞれの実情にあった個性のある「まちづくり」を目指してきたといえる。この「まちづくり」をすすめるにあたって、各地方自治体は総合計画を作成し、そのなかでまちづくりの将来ビジョンを明らかにし、その実現のための諸施設を基本計画や実施計画に盛り込んできたのである。これまで各自治体がかかげてきた将来ビジョンは、自然条件や歴史的遺産などを背景として、できるだけ個性を打ち出そうとしてきたが、多くの点で共通な部分もみられるのである。それは、将来ビジョンのなかに、健康とか、活力とか、あるいは、うるおいといった言葉がよく使われることでも理解される。

そこでは、地域社会を構成する住民の属性とりわけ年齢構成についてはほとんど考慮されることはなかったといえる。むしろ、地域社会の大多数を構成する60歳までの住民がつねに行政の対象であった。とくに、人口の増加率の大きい大都市圏に位置する市町村ほどその傾向が強く現われた。しかし、人口の定住化が定着し、いずれの自治体においても、高齢化が着実に進展することが明らかになってから、住民の属性に注意を払う行政がおこなわれるようになったことは確かである。たとえば、大都市圏に位置する人口急増をつづけてきた市町村は、これまで積極的に力を入れてきた保育サービスが供給過剰になってきて、

行政の質的転換を迫られるようになったことなどが指摘される。

このように高齢化の進展に伴った住民の属性が大きく変わろうとするとき、それを十分に考慮した「まちづくり」をすすめるようすれば、これまで総合計画でかかげてきた将来ビジョンは当然変更を余儀なくされるだろう。すなわち、これまでの自然条件や歴史的遺産を考慮した個性のある「まちづくり」から、高齢者がかなりの部分を占める社会に対するイメージ造りが、将来ビジョンの中心におかれることになる。この場合、いずれの地方自治体にとっても、高齢化社会のイメージ造りにあたって参考となるものはなにもないといってよいだろう。それだけに行政は高齢者がどのような生き方をするとき、充実した生活を送りうるのかという最も基本的な問題について検討をはじめねばならない。

この問題は、高齢者の生きがいとはなにかという問題におきかえられるだろう。しかし、それが明確になったとしても、行政は生きがいそのものを高齢者に与えることはできない。これまでも再三述べてきたように、生きがいの問題は高齢者自身の生き方にかかわる問題であって、行政がなうことは、すべての高齢者が生きがいをもって毎日の生活を送ることができる生活の環境や基盤を準備していくことである。しかし、それをすすめていくにあたって、行政は高齢化社会に対して明確なイメージを用意し、そのイメージの実現にあたって行政のはたすべき役割を明らかにしていかなければならない。そのとき、まちづくりは高齢化社会の到達に向けての「まちづくり」となるのである。

また、新しい「まちづくり」のための総合計画は、まちづくりにおける行政の役割だけを明記するだけでなく、イメージされた高齢化社会における個人、家族、地域および地方自治体の責任分担を明らかにするとともに、住民相互の好ましい人間関係の確立を目指して、その方向づけについても総合計画に盛り込んでいくべきであろう。

(4)ねたきり老人・痴呆性老人と行政

高齢化社会の到来は同時に人生80年時代を迎えることを意味する。したがって、65歳以上の高齢者の数がいちじるしく増加するだけでなく、高齢者のなかでの高齢化が一層すすむことになる。たとえば、75歳以上の高齢化率（全人口に占める75歳以上の人口の割合）をとっても、その比率は増加をつづけていくだろう。この場合、人生80年時代といっても、75歳を超えると急速に体力のおとろえが始まるであろうし、痴呆性老人やねたきり老人の発生率が急速に高まることが予想されることになる。そのための、要介護老人の数は、絶対数においても、また、全人口に対する割合においても増加することになる。このようにみえてくると、高齢化社会における最大の課題は、ねたきり老人および痴呆性老人の介護を誰がどのようにおこなうかにあるともいえる。高齢化社会を支える役割分担を考える場合にも、この点が最大の問題となるだろう。

誰もが、身内に要介護老人が出たとしても、まずできるだけ自分達で面倒をみてやりたいと考えるだろう。一方、要介護老人の側でも、在宅ケアを希望し、できれば子供や兄弟といった肉親のもとで余生を送りたいと願うだろう。こうした皆んなの願いにもかかわら

ず、それが不可能となる状況がしばしば発生する。たとえば、病状が重度の場合、医療施設の整っていない家庭では治療の継続は不可能である。また、十分に介護ができる人がいない場合にも在宅ケアは不可能である。老人夫婦だけの世帯で、相手の夫または妻が病弱の場合、在宅ケアは考えられない。その他にも、住宅の問題が制約となる。おそらく、在宅ケアのためには、要介護老人のために余分に一部屋ないしは二部屋を必要とすることから、在宅ケアに制約が加わる。

このような状況におかれた人びとに対して、行政側は施設福祉対策を通じて対処していかねばならないが、現行の老人福祉法では、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホームおよび老人福祉センターの4種類の老人福祉施設を定めているだけであるので、これらの老人ホームに入門して施設ケアを受けることになった場合、在宅ケアに対する希望は、完全に断れることになる。そのため、行政は、老人ホームをもつ老人福祉専門施設としてのさまざまなノウハウや専門的機能を地域に開放し、在宅ケアを主体にしながら、通院型で看護機能を受けることができるシステムを確立していくべきであろう。

今後、行政が力を入れていかねばならないもう一つの対策として、在宅ケアを支援する形をとる家庭奉仕員（ホームヘルパー）の派遣事業がある。家庭奉仕員は単に在宅ケアに努めている家庭を手助けするだけでなく、在宅ケアにあたって必要なノウハウを紹介することもできるし、さらに、要介護老人に対して精神的に支えることもできるため、在宅ケアを維持していくためのきわめて重要な要素となるものである。行政側の責任分担を考える場合、施設福祉対策が主として府県の事業とすれば、家庭奉仕員派遣事業は、市町村の事業といえるだろう。したがって、今後は行政側は府県と市町村とが十分に連携を保ちながら、在宅ケアを中心とした要介護老人に対するケアをすすめていかねばならない。その方向としては、老人福祉施設の地域開放やホーム・ケア・サービスの供給をつづけることによって、在宅ケアができるだけ支障なくつづけられるように、行政は支援体制をととのえていかねばならない。

3 高齢化過程での行政の役割

(1) 高齢化社会への社会意識の醸成

第1章において、わが国における高齢化の進展の状況を予測したとき、欧米諸国の高齢化の速度に比べて、きわめて早い速度で高齢化がすすむことが指摘された。すなわち、現在の欧米先進国が約100年間の時間の経過ののちに到達した14～15%の高齢化率に、わが国はその3分の1ないしは2分の1の期間で到達することになる。そして、その時期は全国平均で1996年と予想されているのである。いわば21世紀が本格的な高齢化社会の到来とみるのならば、今世紀ののこされた15年間は、それを迎えるための準備期間ともみなされる

のである。その間、着実に高齢化がすすんでいくわけであるが、われわれはその間に発生することが予想される諸問題を的確に捉え、それに適正に対処することができるように、制度の改革や社会構造の変更をすすめていかなければならないのである。

これまでの議論は、制度への改革や社会の仕組みの変更において、個人、家族、地域、企業、行政がそれぞれどのような役割を分担していかなければならないかを検討してきたことになる。ここでもう一度行政を取りあげ、21世紀に向けての高齢化社会を迎える準備期間に行政がおこなわなければならない役割を考えておこう。そのなかから、まず、社会意識の醸成における行政の役割から考えてみよう。

さきに、人生80年時代を迎えて生涯を通じて充実した毎日を送るためには、誰もが生涯設計をできるだけ早い時期にもつことが必要であることを主張してきた。これは、人生80年であっても高齢者として送る最後の20年間で、その個人の生涯のすべてを決めるとみなされることから導き出された発想である。しかし、その人生にとって一番大切な最後の20年間でどのように生きるかは、そのまえの60年間の生き方と全く無関係ではないのである。このように、一個人を取りあげても、高齢化社会に向けてかなり以前から周到な準備が必要であることが明らかである。その場合、各個人がかなり早い時期から生涯設計を立てるとしても、自分が高齢者に仲間入りするときの社会の情勢や構造について確固たるイメージを持っていなければ、生涯設計の立案も思うにまかせられないだろう。ここに、高齢化社会のイメージ造りにあたっての行政の責任が生まれる。

おそらく、各個人が生涯設計を立案し、高齢者の仲間入りするときの準備をするためにあたって、与件とみなされる高齢化社会のイメージの内容によっては、生涯設計の内容そのものが変わることも考えられる。たとえば、誰もが明るいイメージを高齢化社会にもつとすれば、生涯設計の立案にあたっても厳しい姿勢が欠けることになり、その結果、実際に高齢者になったとき、生涯設計に反して厳しい生活を強いられることになるかもしれない。反対に、高齢化社会に対して誰もが暗いイメージを抱くときは、厳しい内容の生涯設計を立案することになるが、そのため、現在の経済情勢を停滞させる方向に作用するかもしれないのである。

(2) 高齢化社会のイメージの形成

このようにみえてくると、高齢化社会についてのイメージ造りは、とくに高齢者に仲間入りするまえの人びとに大きな影響を与えるといえる。しかし、高齢化率が10%を超えて、15%ないしは20%に到達したときの社会の構造や仕組みについて想定することは、非常に困難な問題である。それは、全く知られていない未開の世界に対し探検前からいろいろの想像をめぐらすことに似ている。その困難さは情報があまりにも少ないことにもとづく。わが国においても、すでに高齢化率が20%を超えている地域(愛知県では三河山間部が20%を超えた地域である)はあるが、それはごく限られた地域であって大方は農村部の過疎地である。したがって、われわれがそこで得る情報は、特別なものとみなされるだろう。な

ぜなら、いまわれわれが描こうとしている高齢化社会のイメージは、人口の集中した都市部についてであるからである。

それ故に、高齢化社会のイメージ造りは、高齢化の進展とともに社会の情勢がどのように変化していくかという形ですめるのではなく、このような社会をつくっていくべきであるという目標としてイメージ造りをするのが重要である。過去において、わが国は先進国に追いつき、追い越すことを目標にかかげ、高度成長を20年間にわたって持続させてきた。それと同じように、高齢化社会を迎えるにあたってできるだけ早く「心豊かな高齢化社会」のイメージ造りをおこない、その実現に向けた高齢化社会到来の準備をすすめることが求められるのである。ただ、そのイメージは確実に実現するものでなければならない。したがって、目標としてのイメージ造りはできるだけ早い方がよいわけであるが、実現の見込みのないままにイメージ造りだけを先行させることは望ましいことではない。

おそらく、行政としては高齢化社会に向けて問題となる諸制度の改革や社会の仕組みの変更をおこなう過程で、徐々にイメージを固めていくべきであろう。その意味では、施策の遂行とイメージ造りとは相互作用的な関係にあるといえる。ときには、諸制度の改革によってイメージそのものの変更がありうるし、反対にそのイメージ造りの変更によって、施策の方向が大きく変わることもありうるのである。ただ、行政が描くイメージに移り変りがあるとしても、高齢化社会における社会経済の運営において、個人間の結びつきはいま以上に強化されねばならないということに基本的考え方をおいていくべきであろう。

さらに、重要な点は、高齢化社会のイメージはそれぞれの地域の自然条件や社会経済構造に左右されるところが大きいと考えられることから、これまでの「まちづくり」と同様に、それぞれの地域で個性のあるイメージ造りがおこなわれてもよいという点である。そこに地域社会の活性化を促す要因が見い出されるのである。

(3)高齢者の意識啓発

高齢化社会のイメージの形成は、高齢化社会の到来に向けての準備のなかで、行政がおこなわなければならない最も重要な施策といえるが、このイメージ造りは高齢者に対してよりも、これから高齢者に仲間入りする若い世代の人びとのためのものであった。これに対して、行政の差し迫った問題として高齢者自身の意識啓発にも努めていかねばならない。すでに高齢者の仲間入りをしている人びとは、わが国の高度成長を支えてきた人びとである。また、戦後の荒廃した国土から日本経済を立ち直らせた人びとである。そして、働くことだけが生きがいとしてきた人びとであったから、仕事から解放されて、これから多くの時間を自分だけのために使うようになった途端に、生きがいを見失ってしまって、戸惑いを感じている人びとでもある。

いまの高齢者は、経済的には恵まれており、かなり高い生活水準が保障されている。しかし、それはこれまで高齢者が懸命に働いてきた報酬として認めていかねばならないだろ

う。それよりも、自由時間を多く持ちながら、それが十分に生かされないで、無為な毎日を送る人びとが多くいることが問題である。行政はこのような状況を直視し、生きがいを見失った高齢者に対して、生きるよろこびを呼び起こし、人生において完成期のもつ意義を理解させていかねばならない。これまで行政がおこなってきた老人福祉対策では、高齢者を社会的弱者とみなす立場であるから、高齢者の意識の啓発を望むことはできない。

これに対して、最近、いずれの市町村でも生きがい対策を打ち出してきたことは、望ましいことである。しかし、実際におこなわれている生きがい対策が、多くの高齢者に対して毎日の生活のなかで確固たる目標をもたせるだけの内容であるのかどうかは疑わしい。行政は、このような生きがい対策をすすめるにあたっては、高齢者の生活実態を十分に調査することが必要であろう。おそらく、この調査を通じて、高齢者の人生観を明らかにし、また、若い世代の人びとに対していただいている感情を知り、社会に対する要望を理解することができたとき、実のある生きがい対策が打ち出されることになるはずである。

しかし、行政が高齢者に対して意識啓発をおこなうことは、さきに述べた高齢化社会のイメージ造りと同程度か、それ以上に難しいことと思われる。この場合、行政は、つねに指導的立場に立って物事をすすめるのではなく、すべての高齢者と一緒に考えていく姿勢をとらねばならない。そして、高齢者と一緒にのこされた人生でなにが自分にできるかを考えていかなければならない。その場合、高齢者のこれまでの生き方の多様さから考えて、いずれの高齢者にも適用できる、生き方についての二、三の方向づけを導き出しても、問題の解決にはならないだろう。

これまでの議論において、高齢化社会において人びとの連帯感の強化が重要なポイントとなることを再三指摘してきた。その場合、同一世代間の交流のみでなく異世代間の交流も強化されねばならない。また、地域内での連帯だけでなく、地域間の連帯性の強化もきわめて重要な意味をもつはずである。このような社会を想定するとき、人びとの連帯性の強化の媒体となる人が必要となる。たとえば、高齢者のなかに、高齢者同志の交流を促し、ときには、世代間の交流をすすめていくことに生きがいを見い出す人がいたら、高齢化社会のイメージはかなり変ることになるだろう。ここに高齢化社会を迎える準備期間での行政のもう一つの役割が見い出される。すなわち、高齢化社会での潤滑油となりうる指導者の養成である。ただ、この行政の役割もこれまでみてきたイメージ造りや高齢者に対する意識啓発と同様に、必ずしも容易な仕事ではないだろう。

昭和60年度地方行政研究会「研究経過」

第1回研究会

期 日 昭和59年11月20日 報告者 名古屋市立大学教授
牛嶋 正

テーマ 高齢化社会の到来に向けて

1. わが国の高齢化の現状と見通し
2. 高齢化社会における経済運営
3. 高齢化社会における個人生活の条件
4. 高齢化社会における行政の役割

第2回研究会

期 日 昭和59年12月19日 報告者 都市調査室 室長
高田 弘子

テーマ 高齢化社会における個人と社会

1. 近未来を確実に変える要因としての高齢化
2. 個人の生活史と自由時間
3. 地域差の強い高齢化
4. 高齢者の役割の縮小過程
5. 高齢者のイメージ
6. 個人が「キーステーション」となるコミュニティ

第3回研究会

期 日 昭和60年1月17日 報告者 福島大学助教授
森 徹

テーマ 高齢化にともなう経済保障、社会保障について

1. 老後生活の長期化と老後の生活保障
2. 公的年金制度の現状と問題点
3. 公的年金制度の改革
4. 成熟社会の公的年金

第4回研究会

期 日 昭和60年3月4日 報告者 名古屋大学教授
河上 省吾

テーマ 高齢化社会と都市構造

1. 高齢化社会の到来
2. 高齢者の交通特性
3. 高齢者に配慮した都市交通計画

第5回研究会

期 日 昭和60年3月27日 報告者 名古屋市立大学教授
牛嶋 正

テーマ 高齢化社会を迎えての行政の役割

1. これまでの議論のサーベイ
2. 高齢化社会における健康問題と情報化への対応
3. 地方行政の役割とその変化
4. 高齢化社会での行政の役割

第6回研究会

期 日 昭和60年5月27日

報告者 小林邦夫(岡崎市議) 八木三郎(豊田市議)
遠藤時彦(刈谷市議) 永田太三(知立市議)

テーマ 岡崎市, 豊田市, 刈谷市, 知立市の高齢化の現状と高齢化
社会に対する各市の取り組み(事例研究)

第7回研究会

期 日 昭和60年6月4日

報告者 トヨタ自動車労働組合産対局長 村井清
トヨタ車体労働組合副執行委員長 甲村淳

テーマ 労働組合での高齢化社会への対応
就労と生きがいについて(事例研究)

第8回研究会

期 日 昭和60年7月29日 報告者 八木三郎, 遠藤時彦

テーマ 高齢化社会における福祉と健康
豊田市と刈谷市についての事例研究

第9回研究会

期 日 昭和60年8月6日 報告者 小林邦夫, 永田太三

テーマ 高齢化社会における生きがいと社会参加
岡崎市と知立市についての事例研究

第10回研究会

期 日 昭和60年9月30日 報告者 名古屋市立大学教授
牛嶋 正

テーマ 「高齢化社会と地方行政」の総括

アンケート調査

テーマ 「高齢化社会に関する調査」

実施期間 昭和60年6月～7月

高齢化社会と地方行政

発行日 昭和61年10月
発行所 全トヨタ産業政策研究会
〒471 豊田市トヨタ町二番地
発行人 梅村志郎

